

外国文献の翻訳

COMMENTARY ON THE THIRD GENEVA CONVENTION VOLIME I

Art.1-48 (ISBN:978-1-108-98452-2) : ARTICLE 12-14,17,18,23,42

陸上自衛隊

小平学校法務教育部

令和4年3月31日

目次

第十二条〔捕虜の待遇〕	2
ARTICLE 12 : RESPONSIBILITY FOR THE TREATMENT OF PRISONERS AND CONDITIONS FOR THEIR TRANSFER TO ANOTHER POWER	
第十三条〔捕虜の人道的待遇〕	24
ARTICLE 13 : HUMANE TREATMENT OF PRISONERS	
第十四条〔捕虜の身体の尊重〕	59
ARTICLE 14 : RESPECT FOR THE PERSONS AND HONOUR OF PRISONERS	
第十七条〔捕虜の尋問〕	79
ARTICLE 17 : QUESTIONING OF PRISONERS	
第十八条〔捕虜の財産〕	94
ARTICLE 18 : PROPERTY OF PRISONERS	
第二十三条〔捕虜の安全〕	105
ARTICLE 23 : SECURITY OF PRISONERS	
第四十二条〔武器の使用〕	121
ARTICLE 42 : USE OF WEAPONS AGAINST PRISONERS OF WAR	

第十二条〔捕虜の待遇の責任〕

ARTICLE 12 : RESPONSIBILITY FOR THE TREATMENT OF PRISONERS AND CONDITIONS FOR THEIR TRANSFER TO ANOTHER POWER

条文*

(1) 戦時下における捕虜は、敵国の権力内にあるが、これを捕えた個人又は部隊の権力内にあるものではない。抑留国は、個人の責任があるかどうかを問わず、捕虜に与える待遇について責任を負う。

(2) 戦時下における捕虜は、抑留国が、この条約の締約国に対し、当該締約国がこの条約を適用する意思及び能力を有することを確認した後にのみ、移送することができる。捕虜が前記により移送されたときは、捕虜を受け入れた国は、捕虜を自国に抑留している間、この条約を適用する責任を負う。

(3) もっとも、捕虜を受け入れた国がいずれかの重要な点についてこの条約の規定を実施しなかった場合には、捕虜を移送した国は、利益保護国の通告に基いて、その状態を改善するために有効な措置を執り、又は捕虜の返還を要請しなければならない。この要請には、従わなければならない。
*参照しやすいように段落番号を付す。

(a) 公表時点で留保が有効とされている締約国: アルバニア共和国、朝鮮民主主義人民共和国、北マケドニア共和国、中華人民共和国、ロシア連邦、ベトナム[1] これらの留保に係る原文と解説については、脚注 18 を参照。

(b) 以前留保を有効としていた締約国: ベラルーシ共和国(2001年8月7日撤回)、ブルガリア共和国(1994年5月9日撤回)、チェコスロバキア(チェコ共和国は2001年9月27日、スロバキア共和国は2000年6月5日撤回)、ドイツ民主共和国(1990年10月3日のドイツ連邦共和国との再統合まで)、ハンガリー(2000年5月31日撤回)、ポーランド共和国(2004年9月22日撤回)、ルーマニア(2002年6月24日撤回)、ウクライナ(2006年6月30日撤回)[2]**

宣誓: オーストラリア連邦、バルバドス、ニュージーランド、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、アメリカ合衆国[3]

** 留保時点における国名

内容

A. 序論.....	3
B. 歴史的背景	3
C. 第1項: 捕虜に対する待遇の責任	4
D. 第2項: 捕虜の他国への移送	7

E. 第3項: 条約に準拠した待遇を確保するための効果的措置を講じることの必要性.....	12
参考文献(アルファベット順)	15

A. 序論

1502 第12条は、第二編「捕虜の一般的保護」の序文にあたる。同条は、捕虜の待遇に関する抑留国の責任を規定し、ある抑留国から他の抑留国への捕虜の正当な移送の条件を定めている。捕虜の処遇責任を抑留国に委ね、他の抑留国への捕虜の移送に関する一定の要件と保護措置を条文に盛り込むことで、捕虜が敵国の権力に陥ったときから最終的な解放、本国送還に至るまで、捕虜の継続的な保護を確保しようとした。

1503 第12条は、国際的な武力紛争における交戦国と中立国の両方への移転を対象としている。ただし、第109条～第110条及び第118条に規定されている捕虜の本国送還については、この条文では扱っていない。第四条約における第45条には、第12条と同様に、当該条約で保護される者の移送に適用される規定がある。

B. 歴史的背景

1504 捕虜は、これを捕らえた個人又は部隊ではなく、敵国の権力内にあるという法的概念は、人道的条約法において長い歴史を持っている。これは1899年のハーグ条約で初めて取り入れられ、以来、捕虜を取り扱う全ての条約において繰り返し定められている。[4]

1505 しかし、捕虜の移送に関する新たな規則とは別に、捕虜の待遇に関する抑留国の責任が、本条に明記されたのは1949年のことであった。捕虜の移送に関して、1899年と1907年のハーグ条約は、単に、捕虜の情報局が全て必要な情報を受け取るべきだと規定していた。[5] 1929年の捕虜に関するジュネーヴ条約には移送に関する重要な規則が含まれていたが、それは同じ抑留国における収容所間の移送と、捕虜が保護を受ける国への移送(本国送還)のみを対象としていた。[6] 国家間の移送に関する規則を追加するという勧告は、第二次世界大戦中にそのような移送が広範囲に渡り行われていたことに基づいている。[7] 受入国が1929年のジュネーヴ条約に締約していない場合は、移送によって捕虜がそれまで当該条約の下に享受していた保護体制を奪われることになった。さらに、受入国が1929年のジュネーヴ条約に締約していたとしても、どの国が移送された捕虜に当該条約を適用する責任があるのかが完全には明確になっていなかった。[8]

1506 そのため、1949年の条約交渉の際には、代表団の間で、捕虜が他国に移送されることで条約の下に享受していた保護体制が奪われるような事態を避けることに焦点が当てられた。移送に関する規則の追加や、捕虜は条約に加盟していない国に移送することはできないという見解に相違は生じなかったが、移送国と受入国の間の責任の所在をどのように割り当てるかについては議論があった。[9] 1947年の政府専門家会議では、2つのアプローチが議論された。移送国と受入国が共

同で責任を負うという提案もあったが、実際に捕虜を収容している国のみ、すなわち移送後の受入国が条約の適用に責任を負うというのが、条約の基本原則であるという意見も出された。[10]1948年にストックホルムで開催された赤十字国際会議で承認された草案は、前者の原則を採用していた。この草案によれば、移送国と受入国が共同で移送後の捕虜の待遇に責任を負うことになっていた。[11]しかし、結局、このような見解は各国に浸透しなかった。[12]

1507 1949年の外交会議では、多くの代表団が共同責任という考えに反対した[13]一方で、他の代表団は、共同責任は捕虜の利益に最も貢献し、移送時に彼らの状況が悪化する可能性を取り除く見解を維持していた。[14]これらの意見の相違を考慮して、イギリスは折衷案を提出し、それが本条第2項および第3項の条文となった。[15]草案は、受入国に受入れへの前向きな姿勢と受入体制があるということと、移送後であっても、条約を満たすために全ての重要事項を遂行できるということとを移送国が確認する継続的な責任も想定していた。[16]移送国の移送前・移送後の義務は、その権力内に置かれた捕虜に対する責任を逃れられないようにするためのものである。この条文は、本会議において29票対8票、棄権1票で採択された。[17]

1508 反対票の数は、この議題に対する論議を反映したものである。条約を批准する際に、多くの国が、条約適用の下に移送後であっても移送国による捕虜への責任が残るという第12条に対し、留保をしていた。[18]この留保状態は、これらの国が共同責任方式を好むことを反映している。条約の批准または加盟の際に、これらの留保の適用が条約の違反を構成するという趣旨の宣言を行った国もいた。[19]

1509 1949年の外交会議では、移送が許容される理由を定めるという提案も検討された。オランダは「緊急の必要性」の場合にのみ移送を許可すべきだと提案したが、他の国は移送を目的とした妥当な理由を他に多く見通していた。[20]結局のところ、第12条における最後の条文では、移送を実施するための特別な理由を定めていない。それにもかかわらず、条約の下に権利として与えられている捕虜の保護が脅かされる目的で移送が実施されるということは、第12条に相反していると推察できる。[21]

C. 第1項:捕虜に対する待遇の責任

1. 第1文: 捕虜は、敵国の権力内にあるものとし、これを捕えた個人の権力内にあるものではない
1510 第12条(1)に基づく、捕虜は、捕虜を捕らえた個人又は部隊ではなく、敵国の権力内にあるものとみなされる。これには、戦闘員が内国法により定義された国家機関の権力内に置かれた状況だけでなく、国家に代わって活動する他人や集団の手に渡る場合も含まれる。[22]

1511 捕虜がどこの権力内に置かれているのか、常に明瞭であるとは限らないため、どの国が捕虜の待遇に責任を負うのかは、常に明確である訳ではない。これは特に、複数の国が捕虜の捕獲に関与している場合や、捕虜が捕獲されたすぐ後に、ある国から別の国に移送された場合などに当

てはまる。しかしながら、捕虜は、常に一つの抑留国の権力内に置かれているものである。敵国の権力内に陥った直後に他国への移送が行われた場合、移送国が移送をする立場にあるということは、その者を拘束していることを示す。その者が移送された国に拘束された瞬間から移送が完了するまで、この期間がどんなに短くても、第 12 条に基づき、移送国は捕虜の待遇に第一の責任を負う。[23]

1512 第 12 条(1)は、1929 年の捕虜に関するジュネーブ条約の第 2 条(1)の条文を再現しており、1907 年のハーグ条約の第 4 条(1)から派生したものである。[24] 20 世紀よりもはるか以前から、捕虜の拘束は個人ではなく、捕獲軍の主権者が行うものであるため、個人が支配する捕虜として、捕虜を扱うことはできないと認識されていた。[25] この規則は、国際的な武力紛争は国家間の関係であって、単なる「国家政策を遂行する手段」としての個人間のものではないという理由に由来する。[26]

1513 条文では「捕獲」としているが、ここでの「捕虜」とは、より一般に使用される「ある者の手に委ねられる」という文脈に従い、敵国の個人や部隊に降伏した者又はその手下に渡された者としても理解されるべきである。[27]

2. 第 2 文: 抑留国の責任

a. 抑留国の責任

1514 第 12 条(1)の第 2 文は、捕虜の待遇に関する抑留国の責任を強調するものである。第三条約の起草者は、抑留国に責任を負わせている一方で、誰の又はどの行為がこの責任の対象となるのかを明示していない。第 12 条(1)は、今日となつては国際法委員会による 2001 年の国家責任に関する草案に基づき解釈されるべきである。[28]これは、抑留国が「国内法の下で独立した法人格を有しているかどうかによらず、組織を構成し、当該組織の能力に応じて行動する全ての機関、組織、官僚」に対して責任を負うことを意味している。[29] これには、捕虜の監督を任されているすべての者が含まれる。抑留国が負うべき責任は、存在しうる個々人への責任とは無関係である。[30]

1515 「待遇」という言葉は、条約の下で捕虜に関わる全ての義務を意味する。これには、例えば、第 15 条に定められている捕虜の給養(居住環境、食糧、衣服等)と同条が保証する捕虜の健康状態に応じて必要とされる医療措置が含まれている。[31] この解釈は、条約における「捕虜の一般的保護」の冒頭部分に当たる第 12 条から生じている。

1516 第 2 文は、「抑留国は、個人の責任があるかどうかを問わず、捕虜に与える待遇について責任を負う。」という抑留国の責任を強調するために追記されている。[32] 条約における他の条文では、条約違反に対する個人の責任を扱っている。[33]

1517 第 12 条(1)は、抑留国が、捕虜を監督している全ての者は、条約に従って捕虜を扱うことを保証する責任を暗に意味している。[34]これには、移送後、自国軍の所管においても、第一に抑留国が、捕虜を虐待しないという要求に応じないことには、監督官へ捕虜の移送を認めない責務が含まれている。[35]

1518 さらに、第 12 条(1)より、国は、自国軍が条約に基づいて職務に当たるように指示を与えなければならないことが述べられている。[36]この点から、第 12 条(1)は、第 1 条で表現されているように、条約を尊重し、確保するための一般原則が具体的に適用された箇所として見ることができる。[37]もう 1 つの関連規定は第 127 条(1)で、平時および武力紛争時に「この条約の原則を自国のすべての軍隊及び住民に知らせるため」条約の本文をできる限り普及させることを規定している。第 127 条(2)はさらに、戦時において捕虜について責任を負う軍当局は、この条約の本文を所持し、同条約の規定について特別の教育を受けなければならないことを要求している。[38]

b. 多国籍軍による活動における責任

1519 国際的な武力紛争において国が多国籍軍による活動を行う場合、どの国が抑留国であるか常に明確であるとは限らないため、捕虜の待遇に対する責任の所在が必ずしも明らかではないことも有り得る。[39]例えば、多国籍軍が収容施設を連携して指揮したり、共同で巡回し、その間に敵国軍が捕獲されたり降伏することがある。

1520 抑留国を特定することは、どの国が捕虜の待遇に責任を負うかを判断するために重要なだけでなく、条約における複数の条項が同化原則に基づいているためである。この原則によれば、捕虜が受ける権利を持つ待遇の標準は、第一に、抑留国の軍隊の構成員に適用されている国内標準及び内国法を参照して決定される。[40] この原則を適用する場合、万が一、国際連合が国際武力紛争に加担して捕虜を抑留するならば、ある特定の難問を引き起こす可能性がある。

1521 まず初めに、人は常に単一の抑留国の権力内にあり、この抑留国とは、その者が最初に権力内に置かれる国又は国際機関のことである場合、当該抑留国は、捕虜を権力内に置き、それに伴う責任を負うことになる。条約に基づいて、捕虜が「敵国の権力に陥った」瞬間から保護されるという事実は、戦闘員が捕獲され、降伏し、又は別の方法で国家の権力内に陥った瞬間に、当該国家が捕虜の待遇に責任を負う抑留国となることを意味している。[41]

1522 この原則自体に議論の余地はないが、多国籍軍が国際武力紛争に巻き込まれた場合の適用については、必ずしも一筋縄には行かない可能性が有る。例えば、異なる国の軍隊で構成された巡回部隊によって戦闘員が捕らえられた場合、どの国が抑留国であるか明確でない可能性がある。それにもかかわらず、特定の行為については、国際法上、2 カ国又は 2 カ国以上の国による共同責任が生じるかもしれないが、[42] 第三条約のもとでは、このような場合でも、抑留国は 1 か国のみであるとみなされる。別の国が統制と責任を引き受けるためには、第 12 条(2)および(3)に基づ

く移送が必要となる。[43]

1523 第 12 条(1)は、国際的な武力紛争に関与している多国籍軍のメンバー間の任務と責任の分配を規定しておらず、また、ある捕虜に関して、責任を有する国を特定できることを前提としている。したがって、多国籍軍の活動を伴う国が採用する方針は、抑留国の特定を妨げることに力を貸すことも、第 12 条に基づき、抑留国による責任の履行を抑制することもしてはならない。[44]

D. 第 2 項: 捕虜の他国への移送

1. 総則: 戦争捕虜の移送

1524 抑留国は、捕虜がその権力内に陥った瞬間から、その捕虜の待遇に責任を負う。第 5 条(1)によれば、条約は「最終的に解放され、且つ、送還される時までの間」捕虜に適用を続ける。それまで、引き続き、捕虜は条約に基づき、保護を受ける権利を有しており、捕虜の移送が条約の適用の妨げを引き起こしてはならない。

1525 第 12 条(2)は、捕虜を交戦国の領土へ移送することを明確に対象としている。しかしながら、この条文では、移送は、他国の領土へなされなければならないことを勧告することは書かれていない。この条文は、「移送」が行われるために、捕虜が国境を越えたり、物理的に移動することは要求していない。第 2 項より、捕虜は、ある抑留国から別の抑留国へ支配権が単に移ることで、移送されることも可能である。これは、第 2 項の目的と一致しており、捕虜の保護に欠落を生じさせないこと、又は条約に基づき必要とされる水準を下回る保護の質を低下させないことを確保している。例えば、抑留国が捕虜の収容所の指揮・管理権を交戦国に移譲した場合、従来の抑留国は、もはや捕虜の条約への適用を行う立場にはなくなる。[45]捕虜が継続的に保護されていることを確保するために、捕虜の収容所の指揮・支配権が引き継がれた瞬間から、交戦国が捕虜の保護に責任を持つようになることのみ理にかなっている。[46]

1526 第 12 条(2)では、移譲を行うことができる目的を限定していない。移譲は、例えば、捕獲国が捕虜の収容所を設置するための物資を持ち合わせていないため実施されるか[47] 又は、捕虜を引き渡す必要基準に到達していないとされるために実施される。[48] さらに、移送は捕獲後直に行われることもあれば、数日後、数ヶ月後、あるいは数年後に実施されることもある。[49]複数の譲渡が連続して行われる場合、各譲渡は第 2 項の要件を満たさなければならない。

2. 第 1 文: 移送の条件

a. 第 1 条件: 受入国は条約の締約国でなければならない。

1527 捕虜は、条約の締約国である国にのみ移送されることができる。この条件は絶対的なもので、いかなる目的においても、単なる移送という事実によって、捕虜が条約に基づいた保護を奪われないように定められたものである。今日、ジュネーヴ条約が普遍的に固守されていることを考えると、他国への移送が行われる場所において、この要件は満たされるだろう。

i. 中立国への移送

1528 第 12 条(2)は、捕虜の交戦国への移送を明確な対象としている。しかし、この項の文言は限定的ではなく、受入国が交戦国であることを明示的に求めている訳ではない。ここでは単に、「条約の締約国である国」と記載されているだけである。したがって、多くのコメンテーターは、第 12 条(2)を中立国への移送を対象としている箇所と解釈しているが[50]、ここでの中立国とは、捕虜を自国の領土に収容することに同意している国のことである。[51]この解釈は、第 12 条が第二編の「捕虜の一般的保護」の中に位置づけられていることと、第 12 条が目的とすることに対して一貫性を保っている。捕虜の移送は、受入国が交戦国であろうと中立国であろうと、捕虜の保護及び責任を消失させるものであってはならない。

1529 中立国が捕虜の受入れに同意した場合、彼らの状況については、条約における一部の規定とは異なり、例外的な適用が認められた第 4 条 B(2)に基づき判断されることになるが、これは、当該国が一層有利な待遇を捕虜に与えることを妨げるものではない。これらの例外は、中立国が敵国ではないという前提に基づく。[52]

ii. 非国家主体への移送

1530 一般的に、国家のみがジュネーヴ条約の締約国になることができると認識されているため、最優先される要件として、捕虜は国以外の機関に移送されることができないということが挙げられる。つまり、非国家武装集団や準軍事的及び非軍事的組織に捕虜を移送することは認められていない。抑留国の完全な管理下にあるこのような集団や組織に捕虜を「移送」することは、捕虜が抑留国の管理下に置かれることから、第 12 条(2)に基づいた移送としては認められない。一方、他の締約国の完全な管理下にあるそのような集団や組織への移送であれば、当該締約国への移送となり、第 12 条(2)に基づく移送としてみなされる。[53]

1531 第 1 条件を文字通り読むと、それは抑留国は捕虜を国際機関に移送することができないと読み取ることができるが、これは、国際機関がジュネーヴ条約の締約国でないためである。[54] しかしながら、国連などの国際機関が国際武力紛争の当事者である場合、[55]保護されている捕虜に関する国際人道法の慣習的ルールに拘束されることになる。したがって、第 1 条件における目的が—いかなる目的においても、単なる移送という事実によって、捕虜が条約に基づいた保護を奪われないということ—国際武力紛争の当事者であり、慣例的な国際人道法に基づき捕虜を扱う義務を負う国際機関へ移送されることによっても満たされるかについて、議論する明確な理由が存在する。[56]

1532 捕虜を国際刑事裁判所や法廷に移送するというシナリオは、第 12 条の起草者が想定したものではなく、1960 年の ICRC のコメンタリーでも考慮されていなかった。第 1 条件の第 1 項を厳密に適用すると、紛争の当事者でも、ジュネーヴ条約の締約国でもない国際当局に抑留国が捕虜の管理を委ねることになるため、このような移送は除外されるように思われる。[57] しかし、1949 年に

第三条約が採択された後の法的発展により、今日、抑留国は一国連安全保障理事会の決議や条約の約束に基づいて一国際刑事裁判所や法廷に協力し、そこから発出された逮捕や移送の命令に従うことが必要とされる可能性を示唆している。[58]矛盾する国際公約がある場合、規範間の対立をどのように解決するのが最善かを決定するのは国家である。しかし、ここで 2 つの見解が存在する。第 1 に、国際刑事裁判所や法廷との協力によることを含む戦争犯罪の抑制は、第三条約の目的と趣旨に完全に合致している。[59]第 2 に、国際刑事裁判所又は法廷への捕虜の移送の目的にかかわらず、そのような移送によって捕虜の保護が失効してはならない。間違いなく、国際刑事裁判所又は法廷の受入れ体制や意思については、少なくとも条約での水準と同じくらいの保護規定が保証されるために、特に、公判前拘留や公正な裁判の保証に関連する検討事項となるだろう。[60]

b. 第 2 条件: 受入国に条約を適用する意思と能力があること

1533 第 12 条(2)の第 2 条件は、移送国が「条約を適用する受入国の意思及び能力を有することを確認」した後に捕虜は移送されることができると規定している。これは、すべての条約における条項に関連するものであり、移送国が最も関連するとみなす内容である。[61] さらに、それぞれの具体的な移送に伴い、移送国は条約を適用する一般的な意思及び能力があるかどうかによって依拠するのではなく、毎回の移送において、受入国が条約を適用する意思及び能力があるということを確認しなければならない。抑留国が「確認」しなければならないタイミングは、移送時である。したがって、抑留国が移送時よりも前の時点で確認している場合には、[62] その確認事項は、移送の時点で変更されてはならない。

1534 この条件は移送国に広い裁量権を与えているという議論がある。[63] それは明らかに、「移送国が確認する」という基準が何を意味するかによって依拠している。通常の「納得させる」という言葉の意味は、「(誰かに)何かについての十分な情報や証拠を提供する」というものである。[64] したがって、「納得させる」という言葉自体は、そのような情報や証拠を得る(=自分に提供する)ことを意味している。フランス語版では、「lorsque la Puissance détentricrice s'est assurée que ...」と規定されている。「s'assurer」という動詞は、通常の意味では「何かの確認を求め、検証する(rechercher la confirmation de quelque chose, vérifier)」という意味である。[65] したがって、「移送国が確認する」という条件は、移送国が十分かつ説得性を持つ情報に基づいて、受入国に条約を適用する意思と能力があることを確認することを必要としている。この条件の実質的な中身は、状況によって異なり、あるケースでは十分であっても、別のケースでは十分でない可能性もある。特に、受入国が人道的な措置に沿った対応実績に乏しかったり、捕虜を扱う関連の経験がない場合等が当てはまる。

i. 受入国の意思と能力を確認するための措置

1535 第 12 条(2)は、受入国が条約を適用する意思と能力を満たすために抑留国がとるべき措置を規定していない。ベルギーは、移送国に「捕虜を受け入れる国が条約の全ての規定を満たす立場にあることを確保するために、移送時に必要な全ての措置を講じる」ことを義務付ける条項を提案し

ていた。[66] この提案は最終の条項には含まれなかったが、1960年のICRCのコメンタリーでは第2項を「事前調査」を必要とするものとして解釈していた。[67] 実際、抑留国が、受入国の意思と能力について、受入国の過去における捕虜の待遇記録を調査する等、移送された場合に捕虜が受ける可能性のある待遇を事前に評価することなく、受入国を信用して確認することは困難である。[68] 捕虜の保護に関して、この過去の記録が繰り返し条約に違反した内容の場合には、特に注意が必要である。いかなる確約の調査を実施しないことは、それ自体が第12条の不履行となる可能性がある。[69]

1536 抑留国が他国に義務を履行する意思と能力があることを確認するために講じる必要のある措置が締約国間の摩擦を引き起こすという懸念が生じるかもしれない。[70]しかし、このような懸念は、最初に条約に基づいて捕虜の保護を保証する能力と意思が他国にあるかを検証することなく、捕虜を当該国に移送する正当な理由にはならない。

1537 各国がこの問題に実践的に取り組んできた方法として、捕虜の取り扱いに関する協定を締結したことが挙げられる。[71]そのような協定を締結するかどうかは、受入国の条約に基づく意思を確認するための関連要素になり得る一方で、特に、受入国において協定の不履行が常態化している場合には、協定の締結状況のみを判断基準とすることは、一般的には十分であるとは言えるものではない。[72] 通常、条約を適用するという約束は、その意思を自ら示すという点で、受入国が既に条約に批准又は加盟しているということ以上にほとんど役に立たない。[73] 協定の締結、その拘束力、そして権限を移転する機会を統治する規定を含めた効果的なモニタリングの仕組みを網羅することは、条約を適用する受入国の意思を示すことに貢献する可能性がある。[74]最終的に重要とされることは、協定が実際に適用され、その時々の場合が特別な状況に置かれたときに、条約に基づいて捕虜が扱われることを、協定が抑留国に効果的にかつ十分に確証するかどうかである。

1538 受入国が条約を適用する意思があることを示す協定の重要性はともかく、受入国の適用能力は単に協定を参照するだけでは確認できない。受入国が条約を適用する能力があることを確認するために、移送国は捕虜の世話をするための受入国のリソースに関わる情報を必要とする。これには、捕虜の収容所を訪問し[75]、特に「収容所の場所、広さ、居住空間、食糧や水の量と質、医療サービスの質」に関する情報を得ることが含まれる。[76]受入国が条約のすべての規定を適用するための物的資源を欠いている場合には、移送国は、捕虜が移送される前に、受入国に直接援助を行うか、又はその提供を手配することができる。受入国が条約を適用する能力を十分に確保していない場合は、移送を行ってはならない。

1539 実際のところ、第12条(3)に準じて、受入国における捕虜の状況を評価する連絡又は観察チームの設置など、受入国が条約を遵守しているかどうかを検証するためのメカニズムを確立している国もある。[77] 第12条(3)に基づいて移送国が講じなければならない関連措置を通知することに加えて、これらの評価からの観察と結論は、今後の移送に先立ち、国が条約を適用する能力と意

思があるかどうかを判断する際に考慮されるべきである。

ii. 捕虜の地位の認知

1540 移送国は、第 4 条を含め、受入国が移送された捕虜に対して条約を適用する意思と能力があることを保証されなければならない。したがって、受入国が交戦国である場合、移送国が、受入国による継続的な捕虜の状況の認知を保証される場合にのみ、移送が行われることができる。条約を適用する受入交戦国の意思と能力は、捕虜が当該国の権力内に置かれている間、当該国が捕虜として拘束された者の移送国による分類を認めると共に、捕虜の地位を再分類しないことを前提とする。[78] ただし、受入国が中立国の場合は、中立国における受入の抑留は、第 4 条 B(2)に準拠する。この場合、移送国は、第 4 条 B(2)に明確に言及されている条項とは別に、最低限、中立国が条約に従ってその者を扱う意思を確認しなければならない。[79]

1541 交戦行為を行った者は、敵の権力内に陥った後、直ちに又は直ぐに移送される場合、その地位はまだ明確ではないことがある。第 5 条(2)に従い、これらの人々は、その地位が権限を持つ法廷で決定されるまで、条約に基づいた保護を享受する。その者の地位が確定する前に移送される場合、移送国は、受入国に条約を適用する意思と能力があることを確認しなければならない。これには、権限を持つ法廷が捕虜の地位を決定するまで、受入国が、条約に基づき捕虜を扱うことを確認することが含まれる。[80] 移送国は、地位確定の手順を円滑にするために、捕獲された状況に関するあらゆる情報を受入国と共有すべきである。

iii. 後続移送

1542 受入国が尊重しなければならない義務には、第 12 条(2)に基づいた捕虜の移送のみが含まれている。したがって、捕虜を他国に移送する計画を策定する場合、移送国は、受入国が当該規定を無視して捕虜をさらに移送しないことも確認する必要がある。一部の移送協定では、受入国が抑留者を移送しない可能性があることを想定し、最初の移送当局の書面による承認なしに、抑留者一般に関して、このような後続移送のリスクを規定している。[81]もしくは、後続移送を計画している国は、保護と移送後のモニタリングに関して、第三国から保証を得なければならないとしている。[82]

iv. 死刑

1543 受入国の監督下にある間、抑留国が、捕虜が死刑に処せられる可能性があることを知っている又はその疑義が生じている場合には、受入国が死刑に関する条約の規定を遵守することを抑留国が確認をしているならば、移送は、第 12 条(2)の規定を必ずしも違反するものではない。[83] しかし、抑留国は、他の適用可能な国際公約及び／又は国内法若しくは国内政策によって、そのような移送を行うことを妨げられることがある。[84]

c. 移送条件に関する違反

1544 抑留国が条約に適用する意思と能力を検証せずに捕虜を移送した場合、そのような不履行が拷問や殺戮のような戦争犯罪を助長することとなり、万が一、移送後にこのような犯罪が捕虜に対して犯された場合、その移送を承認した個人は、刑事責任を問われる可能性が有る。[85]

3. 第2文: 移送後の責任

1545 一旦捕虜が移送されてからは、その捕虜が收容されている間、条約の適用に対する責任は受入国に課される。この規定は、捕虜が受入国の権力内に移った時点から、受入国が全面的かつ完全に責任を負うという原則を定めている。これにより、捕虜を実際に拘束している国—捕虜を捕らえた国が同じであるかどうかに関わらず—が抑留国であり、その待遇に重要な責任を負うという考え方が採用されている。

1546 条約を適用する受入国の義務は、第118条に基づく捕虜の最終的な解放及び送還、第12条(2)に基づく捕虜の他国への移送、又は第109条から第111条に基づく捕虜の送還若しくは中立国への移送が行われるまで続く。その時までには、受入国は、たとえ武力紛争で捕虜が捕らえられ降伏して終結したとしても、条約の規定を適用し続けなければならない。[86]

1547 さらに、受入国の義務は、第12条(3)に規定されているように、移送国による移送後の責任とは関係ない。新たな抑留国としての受入国の権利と義務は、条約から直接導かれる。もちろん、移送国と受入国は、第6条に基づき、捕虜のより有利な取り扱いに関する特別協定を自由に締結することができる。

1548 条約を批准または加盟する際に、多くの国が、移送が行われた後も移送国が条約を適用する責任を負うという第12条の趣旨声明を留保した。[87] これに関しては留保とされたものの、これらの声明は、第12条が要求する以上の追加的な義務を移送国に生じさせようとするものであり、第12条の「法的効果を排除または修正する」ことには至っていない。[88]したがって、これらの声明は、一方的な宣言として位置づけられた方が良さそうで、[89]ここでの法的効果の留保は(また、留保への異議)、条約法に関するウィーン条約(1969年)で定められているように、これらの声明に適用されない。[90]

E. 第3項: 条約に準拠した待遇を確保するための効果的措置を講じることの必要性

1. 移送国による移送後の責任

1549 第2項では、移送後の条約適用の責任は受入国にあると規定されているが、第12条(3)では、移送国に二次的な、あるいは移送後に起こり得る責任があると規定されている。1949年の外交会議では、1949年の外交会議では、抑留国が捕虜を他国に移送することによって、捕虜に対する責任を免れる状況を避けたいと考えていた。責任分担の原則は採用されなかったが、移送された捕虜に関し、全ての責任から移送国を開放することは、条約の起草者の意図するところではなかった。[91]

1550 受入国において、移送された捕虜がいずれかの重要な点について条約の規定を実施していないことが判明した場合には直ちに、移送国の責任が生じることとなる。つまり、第 2 項の要件に適合した移送の場合であっても、移送国は、捕虜に対する全ての責任から解放されるものではない。外交会議において代表団が強調したように、移送国の移送後の義務は「非常に明確で継続して遵守される」というものである。[92]移送後において一時的に生じる義務の範囲は、捕虜が受入国の監督下に残る期間によって決定する。つまり、移送国が依然として国際武力紛争に関与しているかどうかには左右されない。[93]

1551 さらに、移送国による捕虜への責任は、どのように第 12 条がその国に適用されるようになったかに関わらず、保持される。したがって、抑留国が捕虜を中立国に移送し、今度は捕虜をその者の本国とは別の国に移送する場合、第 3 項の義務は中立国に適用される。

1552 捕虜が複数の国を経由して移送される場合、最後に受入れた国が条約における重要事項の履行を怠った際、全ての国が第 3 項に基づいた捕虜に対する責任を負うことになるのかという疑問が生じる可能性がある。この規定は、受入国と直ちに当該国へ捕虜を移送した国における関係のみについて定められたものであり、ある受入国が条約規定の遵守を怠った場合の全ての国に係る共同責任については定めていない。例えば、A 国が B 国に捕虜を移送して、その後、捕虜が B 国から C 国に移送された場合、C 国が条約における重要規定の履行を怠った際には、A 国は、C 国の条約の不履行に対して、C 国にではなく B 国に異議を唱えるだろう。[94]しかし、C 国による条約の不履行について、B 国が対応をしない場合、B 国が条約における重要規定を遵守することを怠ったこととされ、第 3 項の規定により、A 国が B 国に異議を唱えることが必要となる。また、C 国への移送に先立ち、B 国が C 国の条約に適合する意思と能力を確認しなかった場合、B 国は条約における重要規定の履行をしていないことになる。そのため、A 国は B 国に対して、移送の時点から、C 国による条約不履行の可能性が生じる前に、B 国に対して行動を起こす責任が生じてくる。

2. 条約における「重要規定」の不履行

1553 第 3 項は、条約における「重要規定」の遵守における受入国の不履行に対して対処するための移送国の責任を条件付けている。条約では、「重要規定」の定義について説明がされていない。違反が「重要」であるかどうかを判断する一つの基準は、それが第 13 条に明示されている人道的待遇の一般的義務に違反しているかどうかである。[95] それが故意に行われたか否かに関わらず、第 130 条の重大な違反に該当する行為または逸脱を対象としていることは明らかである。重大な違反行為に加え、受入国が捕虜の基本的な待遇を提供しない場合、条約における重要規定の不履行となる。[96]具体的には、捕虜の健康を害するような方法で宿舎、食糧、水、医療の提供を行い、ICRC からの訪問を含む、外界との接触から隔離した場合である。その他の例としては、受入国が捕虜の地位に不利な影響を及ぼし、条約の適用を拒絶することや、[97]第 12 条(2)の要件を当初から満たすことなく他国に移送すること等が挙げられる。[98]これらは「重要規定」からの逸脱の例として全てを網羅しているものではない。

3. 不履行の通知

1554 第3項の記載は、利益保護国が受入国による不履行を移送国に通知することへの信用性を示唆している。これは、1949年に条約が採択されて以来、ほとんどの国際武力紛争においてそうであったように、利益保護国又はその代理機関が定まらない場合、この規定が尊重されるのか、もしされるならば、どのように尊重されるかという問題を提起するものである。[99]受入国が条約における「重要規定」の遵守を履行しない場合に、利益保護国又は代理機関が存在しないからといって、紛争当事国が有効な措置を図る義務が減じられる訳ではない。

1555 したがって、利益保護国又は代替機関が存在しない場合、移送国は、移送前に、受入国による条約の重要規定の不履行が起こり得るという情報を確保するため、別の有効で信頼できる道筋を確認しなければならない。[100]尚、例えば、移送に関する協定では、中立的な機関に対しても、情報のアクセス権を確保してきた。[101]

1556 第126条は、ICRCにそのような権利を与えている。しかし、移送協定の下に、ICRCを監視機関とすることは、ICRCの活動方針と相容れない。抑留国との関係は機密事項に当たるため、違反行為が継続し抑留国との内々の対話が効果を発揮しない場合を除き、ICRCは通常、移送国にその報告をしないこととされている。しかし、ICRCは、移送国と受入国の間における協定に基づいてではなく、ICRCの手続き方法に従ってのみ、そうした情報を共有することとしている。[102]

1557 前の抑留国が、移送後の捕虜の扱いに関する情報を得るためのもう一つの方法は、移送された捕虜が置かれている状況をモニタリングできる制度を構築することである。このようなモニタリングにより、移送国は、受入国に対して行動を起こすべきかどうかを判断することができる。[103]軍事教義の中で、移送後の捕虜の扱いをモニタリングすると規定している国もある。[104]さらに、移送後のモニタリングの仕組みを構築することは、通常移送協定に含まれており、それは一般的に、移送国が、新しい場所に抑留されている捕虜にアクセスできる権利を規定している。[105]

4. 効果的な是正措置または捕虜の本国送還

1558 受入国が条約における重要規定を遵守しない場合、移送国は状況を是正するため「是正措置」を講じるか、又は捕虜を本国送還することを要請しなければならない。また、第12条(3)は、受入国にこのような要請に応じる義務を課しており、これは遅滞なく行われるべきである。同じ論理で、受入国は、移送国による是正措置を妨害してはならない。

1559 居住空間、食糧、水又は医療ケアの不足等、抑留環境を満たす物資が不十分であるため条約を遵守できない場合、受入国に対する是正措置は必然的に、移送国による食糧、医療スタッフ及び医療機器等の直接援助又は、捕虜収容所の設置を伴う。受入国において刑事犯罪で起訴された捕虜に対して法的保証が打ち消される場合、又は収容所スタッフによる捕虜の虐待が原因で遵守ができない場合、移送国が是正措置を図ることは、更に難しくなる可能性がある。[106]条約の

下で捕虜に課せられた処遇について、収容所のスタッフや司法当局を育成、訓練しても、条約を遵守するには十分ではない。何らかの理由で移送国が取った措置が不十分であると判明した場合、捕虜の返還を要求しなければならない。受入国は、捕虜に更なる被害が及ばぬよう、このような要求になるべく早期に対応をしなければならない。

1560 要求国自らが条約に適用する立場にない場合には、第 2 項の条件が満たされていることを条件として、捕虜を受け入れるのに適した第三国に移送される手配を行うことができる。[107]

1561 帰還国は、要請国が条約における重要規定の遵守を履行しなかった場合、要請国に対して有効な措置を図るため、要請国に捕虜を移送したという事実によって、第 3 項による義務を保持するような移送国とはならない。むしろ、帰還国が、捕虜の返還を要請する国が条約を適用できない、又は適用する意思がないことを知っている又は疑っている場合には、帰還国は、要請に至った状況を是正するか、又は捕虜を受入れることができ、受入れの意思を持つ他国を提案すべきである。[108]

参考文献(アルファベット順)

Chesney, Robert M., 'Leaving Guantanamo: The Law of International Detainee Transfers', *University of Richmond Law Review*, Vol. 40, 2006, pp. 657-752.

- 'Prisoners of war', version of October 2009, in Rüdiger Wolfrum (ed.), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Oxford University Press, <http://www.mpepil.com>.

Droege, Cordula, 'Transfers of detainees: legal framework, non-refoulement and contemporary challenges', *International Review of the Red Cross*, Vol. 90, No. 871, September 2008, pp. 669-701.

Esgain, Albert J. and Solf, Waldemar A., 'The 1949 Geneva Convention Relative to the Treatment of Prisoners of War: Its Principles, Innovations, and Deficiencies', *North Carolina Law Review*, Vol. 41, No. 3, 1963, pp. 537-596.

Ferraro, Tristan, 'The applicability and application of international humanitarian law to multinational forces', *International Review of the Red Cross*, Vol. 95, No. 891, December 2013, pp. 561-612.

Gillard, Emanuela-Chiara, 'There's no place like home: States' obligations in relation to transfers of persons', *International Review of the Red Cross*, Vol. 90, No. 871, September 2008, pp. 703-750.

Gisel, Laurent, 'The principle of non-refoulement in relation to transfers', in *Detention in Armed Conflicts, Proceedings of the 15th Bruges Colloquium, 16-17 October 2014*, College of Europe/ICRC, Collegium, No. 45, Autumn 2015, pp. 113-130.

Hingorani, Rup C., *Prisoners of War*, 2nd edition, Oceana Press, Dobbs Ferry, 1982, pp. 116-120.

Horowitz, Jonathan, 'Transferring Wartime Detainees and a State's Responsibility to Prevent Torture', *American University National Security Law Brief*, Vol. 2, No. 2, 2012, pp. 43-66.

Krähenmann, Sandra, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 359-411.

Neff, Stephen C., 'Prisoners of War in International Law: The Nineteenth Century', in Sibylle Scheipers (ed.), *Prisoners in War*, Oxford University Press, 2010, pp. 57-73.

Okimoto, Keiichiro, 'Evacuation and Transfer of Prisoners of War', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 957-976.

Rosas, Allan, *The Legal Status of Prisoners of War: A Study in International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*, Institute for Human Rights, Åbo Akademi University, Turku/Åbo, 1976, reprinted 2005, pp. 426-430.

Rowe, Peter, 'Penal or Disciplinary Proceedings Brought against a Prisoner of War', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 1025-1038.

Sassòli, Marco and Tougas, Marie-Louise, 'International Law Issues Raised by the Transfer of Detainees by Canadian Forces in Afghanistan', *McGill Law Journal*, Vol. 56, No. 4, 2011, pp. 959-1010.

1 - United Nations Treaty Series, 第 75 卷, p. 420 (アルバニア共和国); 第 260 卷, p. 442 (中華人民共和国); 第 278 卷, p. 264 (朝鮮民主主義人民共和国); 第 75 卷, p. 460, and 第 1683 卷, p. 229 (継続の通知) (ロシア連邦); 第 75 卷, p. 462, および 第 1946 卷, p. 342 (北マケドニア共和国); 第 75 卷, p. 462 (ユーゴスラビア連邦共和国); 第 913 卷, p. 176, および 第 1028 卷, pp. 438-439 (継続の通知) (ベトナム社会主義共和国)。

2 - スイス連邦, 外務省, Notification to the Governments of the States parties to the Geneva Conventions of 12 August 1949 for the Protection of War Victims, 1994 年 5 月 17 日 (ブルガリア共和国), および Notification to the Governments of the States parties to the Geneva Conventions of 12 August 1949 for the Protection of War Victims, 2001 年 10 月 22 日 (チェコ共和国); United Nations Treaty Series, 第 2117 卷, p. 305 (スロバキア共和国); United Nations Treaty Series, 第 2117 卷, p. 305 (ハンガリー); 第 2283 卷, p. 218 (ポーランド共和国); および 第 2384 卷, p. 219 (ウクライナ)。

3 - United Nations Treaty Series, 第 314 卷, pp. 334-335 (オーストラリア連邦); 第 653 卷, p. 454 (バルバドス); 第 330 卷, pp. 358-359 (ニュージーランド); 第 278 卷, pp. 267-268 (英国); および 第 213 卷, p. 383 (アメリカ合衆国)。

4 - ハーグ条約(1899)第 4 条、ハーグ条約(1907)第 4 条、捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)第 2 条を参照のこと。Brussels Declaration (1874), 第 23 条, および Oxford Manual (1880), 第 61 条も参照のこと。

- 5 - ハーグ条約(1899)第 14 条、ハーグ条約(1907 年)第 14 条。
- 6 - 捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)第 25 条～第 26 条、第 68 条～第 75 条、第 77 条。
- 7 -1947 年政府専門家会議報告書、p. 117。
- 8 - Okimoto、p. 966 参照。
- 9 -1947 年政府専門家会議報告書、p. 117。
- 10 -同上。
- 11 -1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、第 11 条草案、p. 59。
- 12 - Rosas、p. 427、および Levie、pp. 105-106 を参照。
- 13 - その理由としては、共同責任は現実的ではないと考えられていたこと、条約の解釈をめぐって移送国と受入国の間で意見の相違が生じる恐れがあり、それが同盟国間の摩擦を生み、他国の問題に干渉する口実になる可能性があることなどが挙げられた。共同責任は、監視が困難であり、条約を遵守しなかった場合にどちらの国に責任があるかを判断することが不可能であるため、責任の弱体化または完全な欠如につながる可能性があること、小国はより強力な国に条約の尊重を強制する能力がないため、共同責任が不当な負担となること、1949 年のジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、pp. 245-247 および pp. 327-328 を参照。また、同書第 II-A 巻、p. 563 も参照。
- 14 -同書、第 II-A 巻、pp. 245-247、pp. 328 および pp. 437-438。共同責任を支持する人々は、ある国が捕虜を他国に移送し、それによってその待遇に対する責任を免れることは容認できないと考えていた。第 II-A 巻、p.245(ベルギー王国)。
- 15 - 同書、第 III 巻、p. 64 (No.98)。
- 16 - 同書、第 II-A 巻、p. 563。
- 17 - 同書、第 II-A 巻、pp. 327-328 および pp. 330-331、第 II-B 巻、pp. 272-276。
- 18 - 例えば、ソビエト連邦による留保は、「捕虜を他国に移送した抑留国が、捕虜を受け入れた国の拘束下にある間、当該捕虜に対する条約の適用責任から解放されることは有効とみなさない」というものであった。アルバニア共和国、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、北マケドニア共和国、ベトナム社会主義共和国の留保は引き続き有効であった。第 12 条の留保を撤回した国は、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、ハンガリー、ポーランド共和国、ルーマニア、スロバキア共和国、ウクライナが含まれる。1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 I 巻、pp. 342-356、および本解説における fn.1 を参照。Levie、p. 106 も参照。
- 19 - オーストラリア連邦、バルバドス、ニュージーランド、英国、アメリカ合衆国;本解説における fn. 3 を参照。
- 20 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、pp. 245-247 を参照。例えば、英国代表は、「(中略)抑留国が、例えば、自国の領域より更に好ましい気候の場所に人を移送することが望ましく、適切であると考えられる場合があるかもしれないが、それは必ずしも緊急の必要性がある場合とは言えない。しかし、そうすることが捕虜たちの最善の利益になる。」と考えている。1949 年ジュネーヴ外交会議議事録、第 II 委員会、第 I 巻、第 4 回会合、pp. 12-14 参照。
- 21 - 議論については、Hingorani、p.118 を参照。
- 22 - 本解説における第 1 条、段落番号 177 も参照のこと。
- 23 - Droege、p.683 などを参照。
- 24 - 同様に、1899 年ハーグ条約、第 4 条(1)に基づくものであった。
- 25 - この原則は、17 世紀以来認識されてきた。William Edward Hall、A Treatise on International Law、第 7 編、Alexander Pearce Higgins 編纂、Clarendon Press、Oxford、1917、p.433、note 2 を参照されたい。Neff、pp.62-63 も参

照のこと。

26 - Jean-Jacques Rousseau, *The Social Contract*, 1762, G.D.H.による翻訳 等を参照。Cole, Cosimo Classics, New York, 2008, pp.19-20 および Hingorani, p.88。

27 - 捕虜の資格のある者についての説明は、第 4 条の解説を参照。第 5 条(1)により、捕虜の資格を有する者は、敵対者の権力内に陥った瞬間から最終的に解放 され送還されるまで、この条約による保護を享受することができる。この間、その者は条約に従って扱われなければならない。条約における時間的範囲に関する議論については、第 5 条 C 項の解説を参照されたい。

28 - 条約の解釈に関連する法的枠組みの一部としての国家責任法の議論については、「序論」の C.5.e 項を参照。

29 - 国家責任に関する条文案(2001)、本解説における p.39, 段落番号 7。Sanna, p. 981 も参照。

30 - 第 131 条も参照。Remy Jorritsma, 'Where General International Law Meets International Humanitarian Law: Attribution of Conduct and the Classification of Armed Conflicts,' *Journal of Conflict and Security Law*, 第 23 卷, No. 3, 2018, pp. 405-431, 箇所 419-420 も参照。

31 - 捕虜の宿舎、食糧及び衣類に関するより詳細な規定については、第 25 条から第 28 条を、衛生及び医療に関するより詳細な規定については、第 29 条から第 31 条を参照されたい。

32 - 1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、第 11 条草案に関する備考、p.59。

33 - 第 129 条から第 130 条を参照。

34 - 捕虜が常に保護されることを確保する義務を抑留国に課している第 13 条第 2 項も参照のこと。

35 - Mrksić において、ICTY 控訴裁判所は、締約国は、捕虜を当該締約国内の別の団体または当局に移送する際、受入先の団体または当局が捕虜に対する人道的義務を遵守することを保証する必要があるとした; Mrksić Appeal Judgment, 2009, 段落番号 71 を参照。

36 - 序論, 段落番号 57; Sanna, pp. 981-982; および Krähenmann, p. 367 も参照。この点は、Baha Mousa 公開調査の英国報告書でも強調されている。この調査は、英国軍によるイラクの民間人抑留者の扱いに関するものであったが、捕虜にも関連する一般的な結論と提案が含まれている。訓練に関しては、査問委員会は、兵士が武力紛争法に基づき受けた一般的な訓練は、「捕虜をどのように扱うか、捕虜に対して許容される待遇は実際どのようなものか、そして最も重要なこととして、どのような待遇が明示的に禁止されているかについての具体的な指導が欠けていた」(第 II 巻, 段落番号 6.67)と結論づけた。さらに、査問委員会は、戦術上の質問者や尋問者に対して行われる訓練など、特定の教育課程における欠陥も指摘した。そこで、捕虜の待遇に関する兵士の訓練について、一般的な勧告(勧告 47~58)と具体的な勧告(勧告 59~73)をいくつか実施した; 英国, *The Report of the Baha Mousa Inquiry*, Sir William Gage による Report of public inquiry, The Stationery Office, ロンドン, 第 II 巻, 2011, 段落番号 6.66-6.73 ならびに 6.339-6.349, および 第 III 巻, pp 1279-1282 ならびに 1282-1286 を参照。Al Sweady Public 調査報告書は、これらの一部の提言に言及している; 英国, *The Report of Al Sweady Inquiry*, Sir Thayne Forbes による Report of public inquiry, The Stationery Office, ロンドン, 第 II 巻, 2014, 段落番号 5.101 を参照。

37 - 本解説における第 1 条, E.1 項を参照。第一條約における第 45 条、段落番号 2716 に関する本解説および第二條約における第 46 条、段落番号 2828 も参照。

38 - この義務の更なる詳細については、第 127 条の解説、D 項を参照。

39 - 抑留国が国家であることを前提に条約が起草されたが、今日、第 12 条は、国際組織が国際武力紛争に対する当事国となり得る可能性を考慮されなければならない。国連がその裁量により投入される部隊に対して及ぼす統制の度

合いによるが、国連の指揮・統制下で多国籍軍が実施される場合、部隊提供国ではなく国連だけが国際武力紛争の当事国であるという推定が、反証可能とはいえ存在する。このような作戦の過程で捕虜が捕らえられた場合、慣習的な国際人道法の下で国連がその待遇に責任を負うことが準用されている。ICRC, *International Humanitarian Law and Challenges of Contemporary Armed Conflicts*, the 32nd International Conference of the Red Cross and Red Crescent 準備報告書, ジュネーヴ, 2015, p. 24 および Ferraro, p. 593 を参照。

40 - 同化の原則の一般的な議論については、序論, A.3.c.項を参照のこと。特に刑罰・懲戒に関する同化の原則については、第 82 条(1)C の解説を参照。また、Rosas, p. 426 も参照。

41 - 例えば、英国, *Manual of the Law of Armed Conflict*, 2004, p. 153, 段落番号 8.26-8.26.1 を参照。最初の捕獲を行った軍隊の国が捕獲国であり、捕虜に対する責任はその国にあると規定している。

42 - 共同責任の概念に関する議論については、André Nollkaemper および Dov Jacobs, ‘Shared Responsibility in International Law: A Conceptual Framework’, *Michigan Journal of International Law*, 第 34 巻, No. 2, 2013, pp. 358-438 を参照。

43 - 英国, *Manual of the Law of Armed Conflict*, 2004, pp.153-154, 段落番号 8.26.2-8.27 等を参照。また、European Court of Human Rights, *Hassan v. UK*, Judgment, 2014, 段落番号 76 および 78-79 も参照。裁判所は、抑留国による被抑留者に対する最初の「物理的権力と支配」と相まって、その後の抑留体制に関する権限、特に「ジュネーヴ第三条約および第四条約の下での被抑留者の分類と解放すべきかどうかの決定における責任」は、国家の継続的責任を確立すると結論づけた。

44 - いずれの場合でも、抑留国でない多国籍活動に関与する国は、抑留国を含む他の国による条約の尊重を確保する第 1 条の義務に依然として拘束されている；本解説における第 1 条, 段落番号 197-198 を参照。

45 - しかし、他国への作戦統制の解除または移譲の承認は、抑留国の責任を免除するのに十分でない場合がある；例えば、European Court of Human Rights, *Hassan v. 英国*, Judgment, 2014, 段落番号 78 を参照。

46 - 譲渡する側の電力会社の譲渡後の責任については、E 項を参照すること。

47 - カナダ, *Prisoner of War Handling Manual*, 2004, p. 1-7; ニュージーランド, *Military Manual*, 2019, 第 4 巻, p. 12-61, 段落番号 12.11.1; および フィリピン共和国, *LOAC Teaching File*, 2006, pp. 9-9 および 23-7 を参照。

48 - 例えば、アメリカ合衆国, *District Court for the Southern District of Florida*, *Noriega case*, Order, 2007 を参照。

49 - たとえば、1990 年から 1991 年の湾岸戦争では、英国が捉えたイラク人捕虜の一部は、その直後にアメリカの輸送手段でアメリカ所有のトランジットキャンプに避難させられた。逆に、ノリエガ大將はパナマとの武力紛争中の 1989 年に米国に拘束され、21 年後に引き渡し請求に応じフランスに移送された。Okimoto, p. 968 および アメリカ合衆国, *District Court for the Southern District of Florida*, *Noriega case*, Order, 2007 を参照。

50 - 「中立国」とは、問題となっている国際的な武力紛争の当事国でない国をいう。さらなる議論については、本解説における第 4 条 B 項(2)、段落番号 1082 を参照。

51 - このアプローチによれば、中立国に対する条約の適用性は、このように(第 2 条ではなく)第 12 条自体によって引き起こされる。第 12 条について文字通りの解釈に基づきこの結論を出した Rosas, p. 428、および Okimoto, p. 968 を参照。

52 - 中立国による抑留に関する更なる詳細については、本解説における第 4 条, J.2 項を参照。

53 - 第 39 条(1), 段落番号 2483 の解説も参照のこと。

54 - 第 139 条, 段落番号 5438 の解説を参照。例えば、カナダ, *Prisoner of War Handling Manual*, 2004, p. 1-7 も参

照。

55 - 本解説における第 2 条、fn.48 および段落番号 281 を参照。また、ICRC,International Humanitarian Law and Challenges of Contemporary Armed Conflicts, the 32nd International Conference of the Red Cross and Red Crescent 準備報告書, ジュネーヴ, 2015, p.24, および Ferraro, p.593 等がある。

56 - UN Secretary-General's Bulletin (1999) 第 8 項を参照: 国際連合軍は、抑留された軍隊の構成員及び抑留を理由として軍事作戦に参加しなくなったその他の者を人道的にかつ尊厳をもって取り扱うものとする。それらの者は、その法的地位を害することなく、それらの者に準用される 1949 年のジュネーヴ第三条約の関連規定に従って扱われる。

57 - Krähenmann, p. 370, および Rowe, p. 1037, fn. 64 を参照。

58 - ICTY Statute (1993), 第 29 条; ICC Statute (1998), 第 59 条, 第 86 条, ならびに第 89 条; および UN Security Council, Res. 827, 1993 年 5 月 25 日を参照。この点で注目すべきは、1945 年の国際連合憲章第 103 条で、「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する。」と定めていることである。

59 - 第 129 条～132 条を参照。

60 - 第 82 条～第 108 条を参照。

61 - Gillard, p. 710 などを参照。しかし、中立国への捕虜の移送に関しては、この要件は、条約規定の一部からある一定の例外を規定する第 4 条 B 項(2)に照らして読まなければならない(ただし、当該国が捕虜に与えることを選択し得るより有利な扱いを害するものではない)。本解説における第 4 条、J.2.e 項を参照。

62 - 例えば、カナダ、Prisoner of War Handling Manual, 2004, 附属資料 A, p. 1A - 1 を参照(これは「PW の移送が起こる前に参加国間で解決されなければならない、連合作戦計画段階の早期に起こるべき」である)。

63 - Rosas, p. 428 を参照。

64 - Concise Oxford English Dictionary, 第 12 版, Oxford University Press, 2011, p. 1278。

65 - Le Petit Larousse, Larousse, Paris, 2008, p. 73。

66 - この提案はデンマークにより支持された。1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 245 を参照。強調表示有り。

67 - Pictet (編), ジュネーヴ第三条約の解説, ICRC, 1960, p.136。

68 - 例えば、Military Police Complaints Commission of Canada, Final Report Concerning a Complaint by Amnesty International Canada および British Columbia Civil Liberties Association in June 2008, オタワ, 2012 年 6 月 27 日, p. 333 を参照のこと。

69 - Stuart Hendin, "Do as we say, Not as we do ": A Critical Examination of the Agreement for the Transfer of Detainees between the Canadian Forces and the Ministry of Defence of Afghanistan', New Zealand Armed Forces Law Review, 第 7 巻, 2007, pp. 18-47, 箇所 31 を参照。

70 - 1949 年の外交会議において、共同責任の原則に対する懸念の一つは、共同責任により、移送国が同盟国の善意を疑っているという印象を与え、その結果、連合パートナー間に摩擦を生じさせる可能性があることが特に指摘されている; 例えば、1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 246(英国)を参照。同じように、Hingorani, p. 119 は、抑留国は「労働やその他の利益を捕虜から得ようと焦る味方の言葉を単に信じるしかない。捕獲する側は、味方の言うことを必ず信じなければならない。そうでなければ、両者の関係はぎくしゃくしてしまう。」と記載している。

71 - 例としては、1982 年の韓国と米国間の覚書、1990 年から 1991 年の湾岸戦争時の英国と米国間の協定など

がある。Okimoto, p. 969 も参照。

72 - ノン・ルフールマン原則に関連する二国間協定の議論については、Gisel, pp.126-127 を参照。Sassöli/Tougas, p.980 も参照のこと。

73 - Krähenmann, p. 371 も参照のこと。

74 - Gisel, p.127 参照。

75 - 例えば、アメリカ合衆国, Army Regulation on Enemy Prisoners of War, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees, 1997, 段落番号 3-11(b)で、移送前に米国の代表者が抑留施設に訪問することを要求している。

76 - Okimoto, p. 969。

77 -例えば、トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 52 (「抑留国は捕虜の待遇を確保するために監視チームを編成すべきである」); 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 12-3, 段落番号 1207 (「他国の拘束施設職員との緊密な連絡」); および アメリカ合衆国, Law of Armed Conflict Deskbook, 2012, p. 84 (「(ジュネーブ第三条約の) 遵守を確保するため、米軍は常時リエゾンチームを設置している...」)を参照。このような観察チームは、抑留状況を適切に評価できるよう、関連する専門知識を有していることが重要である。さらに、本解説における段落番号 1557 を参照されたい。

78 - Okimoto, p. 970 を参照。

79 - 例えば、アメリカ合衆国, District Court for the Southern District of Florida, Noriega case, Order, 2007 を参照。同裁判所は、米国は移送後にノリエガ将校の捕虜としての地位を認めるようフランスに要請しなかったが、それでも米国は、ノリエガを捕虜と宣言した同裁判所の 1992 年の命令に従い、米国の抑留中の 15 年間に彼が享受したのと同じ利益が与えられると納得していた、と判示した。

80 - 移送国のみが地位の決定を行うことに合意している場合を除き、これが適用される; Okimoto, p. 970 を参照。

81 - ISAF デンマーク派遣部隊とアフガニスタン当局の間の人の移動に関するアフガニスタンとデンマーク間の了解覚書(2005 年、2007 年に改正), 第 6 項(2); カナダ軍とアフガニスタンにおける米軍との間の人の移動に関するカナダと米国間の取り決め(2011), 段落番号 9(4)などを参照; 国連と中央アフリカ共和国との間の地位協定に対する補足的取決め(2014), 段落番号 16、及び被抑留者の移送に関する欧州連合と中央アフリカ共和国との間の協定(2014) ,第 4 条(5)。

82 - 例えば、パルワンのアフガン当局への英国保有被抑留者の移送に関する英米間の取り決め(2013), 段落番号 7 および 17 項; 国連とマリとの地位協定に関する補足的取り決め(2013), 11 項などを参照。また、被抑留者の移送に関する欧州連合と中央アフリカ共和国との間の協定(2014) 第 4 条(5)も参照。

83 - 第 100 条～第 101 条参照。

84 - 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, pp. 12-1-12-2, 段落番号 1205 を参照。一部の移送協定は、抑留国による移送者への死刑の賦課を禁止する条項を含む。例えば、カナダ政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府間の抑留者の移送に関する取り決め(2007)、段落番号 12。また、例えば、European Court of Human Rights, Al-Saadoon and Mufdhi v . UK, Judgment, 2010, 段落番号 137-138 および 144 も参照。英国からイラク裁判所に移管されたことを受け、抑留に伴い死刑判決・執行が懸念される心理的苦痛は、非人道的な扱いに該当すると判断している。さらに、段落番号 137～138 では、欧州人権条約の加盟国は、本事例のように、裁判を受けるために個人を移送し、死刑の現実的な危険にさらすことを目的として、他国といかなる取り決めや合意も、その合意が条約上の義務に抵触する場合は行うべきではないと判示した。また、Louise Doswald-Beck, 'Judicial Guarantees', in Andrew Clapham, Paola

Gaeta および Marco Sassòli (共著),1949 年ジュネーヴ条約も参照されたい: A Commentary, Oxford University Press, 2015, pp. 469-494, 箇所 485。

85 - Sassòli/Tougas, p.1002 を参照。この事件は同じ抑留国内のある当局から別の当局への移送を扱ったものであるが、Mrksić において ICTY 控訴院が、移送後に被告が捕虜の安全を確保しなかったことが彼らの殺害に大きく寄与したと認定し、被告に殺人という戦争犯罪の遂行を援助・教唆した罪を認めたことは興味深い; Mrksić Appeal Judge, 2009, 段落番号 101-103 を参照。

86 - Horowitz, p. 49, および Okimoto, p. 970 を参照。

87 - 本解説における段落番号 1508 を参照。他の多くの国は、これらの留保に異議を唱えた。

88 - 条約法に関するウィーン条約(1969), 第 2 条(1)(d)。Okimoto, p. 967 も参照。

89 - この結論は、国際法委員会の「条約の留保に関する実施要領」によって支持されている。同指針は、留保として提出されたが、特定の条約条項の法的効果を排除(否定的に)することを制限する代わりに、他の締約国の義務を実際に増大(肯定的に)しようとする一方的声明は、留保ではない; UN Doc. A/66/10/Add.1, 2011, pp. 91-92。

90 - Okimoto, p. 967 を参照。このような一方的な宣言の法的効果については、国際法委員会、Guiding Principles Applicable to Unilateral Declarations of States Capable Creating Legal Obligations, UN Doc. A/61/10, 2006, 原則 7 および 9 を参照。

91 - スtockholm 草案に示された共有責任の原則を拒否した国は、「移転国に」継続的な責任がなければならないことに同意しないためではなく、それが述べられている形式を理由として、そのように判断した; 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-B 巻, p. 273 参照。

92 - 同書、第 II-B 巻, p.273 (ニュージーランド)。

93 - Horowitz, p. 49 (「第 12 条は...それによって国家が捕虜全員を移送させることができ...共同交戦国に移送し、その後紛争への参加を終えることにより、移送義務を回避できるならば、実質的な価値を持たない」)。例えば、リエガ将校は、1989 年に米国に捕らえられ、2010 年にフランスに送還された。したがって、米国は、米国とパナマとの間の国際的な武力紛争が終結していたとしても、フランスが重要な点で条約を遵守しない場合には、行動を起こす義務を負っていたのである。この義務は、フランスが 2011 年にリエガ将校をパナマに送還するまで続いた。Okimoto, p. 970 などを参照。

94 - Okimoto, pp. 970-971。

95 - 人道的処遇の義務については、本解説における第 13 条, C.1 項を参照。

96 - ある特定の捕虜の区分には明確なニーズがあるため、抑留国が捕虜の基本的ニーズを満たしているかどうかの評価は個別的なものである。このような捕虜の保護については、「序論」の A.3.b.項を参照。

97 - カナダ、Prisoner of War Handling Manual, 2004, 附属資料 A, p. 1A-1 などを参照。

98 - Okimoto, p. 971 を参照。

99 - 「序論」A.3.e 項 および 本解説における第 8 条 H 項を参照。

100 - Droege, 2008, p.698 を参照。

101 - カナダ政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府間の被抑留者の移送に関する取り決め(2007 年)、段落番号 2 などを参照。

102 - このトピックに関する議論については、「国際人道法または暴力から人を保護する他の基本規則の違反があった場合の赤十字国際委員会による行動」、International Review of the Red Cross, 第 87 巻, No. 858, 2005 年 6 月, pp.

393-400 を参照のこと。

103 - 本解説における第 1 条, 段落番号 201 も参照のこと。

104 - オランダ王国, Military Manual, 2005, p. 86, および 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 12-10, 段落番号1226を参照(「英国には、他国に移送された被抑留者を追跡・監視する法的義務はない」が、「政策として」、「合理的な期間」そうすべきであると述べている)。豪州の軍事マニュアルは、ベトナム戦争時の移送後の慣行として、「豪州軍ベトナム本部の幕僚が、これらの PW と場所を記録し、...毎月さまざまな PW キャンプを訪れ、捕虜の状態を検査し、不満を受け入れ、全体的 な待遇について報告した」という例を挙げている; Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, p. 10-6。他の例として、1990～1991 年の湾岸戦争において、英国は、「最終的な 抑留場所にかかわらず」、英国により捕らえられた捕虜の待遇を監視するチームを設置した; Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 153, 段落番号 8.26.2, fn. 95。米国も同様に、サウジアラビアの部隊と連絡を取り合い、技術支援を提供し、サウジに移送された「捕虜の」説明責任を維持するため、サウジにキャンプ諮問チームを派遣した; 国防省, Final Report to Congress on the Conduct of the Persian Gulf War, 1992 年 4 月, p. 578。

105 - 英国軍から米軍管轄による敵国の捕虜と民間抑留者の移送に関する取り決め(1991), および Gisel, pp. 127-128 などを参照。

106 - Okimoto, p. 971 を参照。

107 - カナダ, Prisoner of War Handling Manual, 2004, 附属資料 A, p. 1A-1 を参照(「最初の移送国は、捕虜を依然として待遇できない場合、他の国に移送するよう手配することができる。しかし、他の国が捕虜の責任を引き受ける意思も能力もない場合、それぞれの国は自国軍に捕らえられた PW を引き取り、収容所を設置するか、解放しなければならない」)。

108 - Okimoto, p. 972。

第十三条〔捕虜の人的待遇〕

ARTICLE 13 : HUMANE TREATMENT OF PRISONERS

条文*

(1) 捕虜は常に人道的に待遇しなければならない。抑留国の不法の作為又は不作為で、抑留している捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大な違反と認める。特に、捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行ってはならない。

(2) また、捕虜は、常に保護しなければならない。特に、暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

(3) 捕虜に対する報復措置は、禁止する。

*参照しやすいように段落番号を付す。

内容

A. 序論.....	24
B. 歴史的背景	25
C. 第 1 項: 第 13 条における基本的義務.....	25
D. 第 2 項: 暴行、脅迫、侮辱、公衆の好奇心からの保護.....	33
E. 第 3 項: 報復の禁止	37
参考文献(アルファベット順)	40

A. 序論

1562 第 13 条は、全ての捕虜が、敵国の権力内に陥った瞬間から最終的な解放と本国送還まで、人道的に扱われることを保証している。[1]人道的待遇の義務は、ジュネーヴ諸条約により謳われた保護の基礎となっている。[2]第 13 条(1)において具体的に禁止とされている事項は、この義務から来ている。さらに、この義務は、捕虜の抑留期間中の待遇や抑留条件を扱う第三条約の多くの条項にも反映されている。[3]

1563 全ての捕虜に人道的な扱いを行う義務と関連して、第 13 条(2)は、特に暴力的又は脅迫的な行為並びに侮辱及び公衆の好奇心から、抑留国がいかなる時でも捕虜を保護しなければならないという義務を課している。この義務には、身体的・心理的な虐待やその脅威からの保護が含まれ、特に侮辱や公衆の好奇の目に晒されるような屈辱的な行為の禁止が含まれる。近年、通信技術が急速に発展し、武力紛争の報道にマスメディアが関与するようになったことや、画像やコメントを配

信する手段としてソーシャルメディアが普及したことにより、公衆の好奇心から保護することが特に重要になってきている。

1564 第 121 条は、ある捕虜の死亡又は重傷が歩哨、他の捕虜又は他の何者かによって引き起こされた、又は引き起こされた疑いがある場合には直ちに、抑留国に公式調査の開始を要求する手続き上の保護措置を追加することで、第 13 条を補足している。

1565 第 13 条の最後の段落は、捕虜に対する好戦的な報復措置を取ることを禁止している。[4]敵国の国際人道法の違反に対して紛争当事国が報復措置を取ることは、それ自体は違法ではない一方で、第 13 条(3)は、そのような措置が捕虜に向けられてはならないことを明確にしている。[5]

B. 歴史的背景

1566 捕虜の人道的待遇に関する正式規則は、1863 年のリーバー・コードにまで遡ることができる[6]。国際的な武力紛争に関連して、捕虜を人道的に取り扱う義務は、1899 年のハーグ条約の第 4 条に既に含まれており、1907 年のハーグ条約の第 4 条でも繰り返し述べられている。

1567 この義務は、1929 年の捕虜に関するジュネーヴ条約の第 2 条第 2 項と第 3 項で、捕虜は「常に人道的に扱われ、特に暴力行為、侮辱、公衆の好奇心から保護されなければならない」とし、「捕虜に対する報復措置は禁止される」と明記されている。

1568 第三条約の第 13 条は、1929 年に制定された旧条約とほぼ同じ文言を使用しているが、条約の重大な侵害とみなされる不法行為または違反の例が追加されている。暴力行為、脅迫、侮辱、公衆の好奇心から捕虜を保護する義務は、別の段落に置かれてさらに強化された。1949 年の外交会議では、第 13 条(1)の第 2 文と第 3 文にある人道的待遇の基本原則に追加された例が、長い議論の対象となった。基本原則を盛り込むだけで大きな効力を発揮できると指摘する代表者がいる一方で、その表現が十分に命令的でないことを懸念する代表者もいた。[7]

C. 第 1 項:第 13 条における基本的義務

1. 第 1 文: 捕虜の人道的待遇

1569 第 13 条(1)の最初の文は、戦争捕虜を「常に人道的に待遇」することを要求している。人道的待遇は、紛争当事国が抑留する捕虜の待遇の最低基準となるものである。

a. 人道的待遇

1570 人道的待遇の義務は、少ない言葉で表現されているが、それでもなお基本的なものである。捕虜の人間としての生まれながらの尊厳と不可侵性を尊重する義務を最低基準として課している。

1571 捕虜の人道的な扱いは、単なる推奨や道徳的な訴えではない。「～しなければならない」と

という言葉は、この段落の義務的な性格について疑わせるものではない。この義務は、非人道的な扱いを控えることにとどまらず、人道的待遇への積極的な行動を必要とする場合もある。抑留国による捕虜の待遇を評価する際には、社会的・文化的・経済的環境を考慮しなければならないが、人道的待遇の基準を下回る待遇は、この義務に違反する。[8]

1572 人道的待遇の義務は、捕虜の待遇の全てにおいて浸透している；つまりそれはあらゆる状況に関連しており、それを包括的に定義しようとすることは不可能であり、そうした定義は過度な制約を引き起こすことにもなるだろう。ジュネーブ条約とその追加議定書がそのような定義付けを控えているのは、このためである。[9]

1573 「人道的」という言葉の通常の意味に従い、求められているのは「あわれみ深い、又は慈悲的な」待遇である。[10]このことは、フランス語版の文書に、より直接的に反映されており、第13条に基づき保護される人を「人道的に扱う」（「traitées avec humanité」）ことを義務付けるものとして表現されている。さらに、必要とされる待遇の種類は状況に応じて異なり、捕虜の文化的、社会的、宗教的背景、性別、年齢などの幅広い要因に左右される。[11]

1574 人間の尊厳という基本概念に基づくと、人道的待遇の基準は、国際的な武力紛争と非国際的な武力紛争の両方において、すべての領域の被保護者に等しく適用される。[12]したがって、他の人道法の規定に関する実務は、第13条(1)に基づく人道的待遇が何を必要とするか、また、どのような待遇がその基準を下回るかに関し、参考的な指針となるだろう。

1575 実際、各国では、人間としての人間固有の尊厳を尊重する待遇が求められる。[13] 各国がこの義務を軍のマニュアルや行動規範、政策文書の中でどのように詳しく説明しているかによって、人道的な扱いが何を必要としているかが更にわかるだろう。これらの文書は、人道的待遇の概念と相反する行動を列挙するだけでなく、第三条約における捕虜の待遇に関する具体的な規定を反映しつつ、人道的待遇の事例を示している。例えば、次のような例が含まれる。その者の性別を十分に考慮した待遇[14]、信仰と宗教的実践の尊重[15]、十分な食糧と飲料水の提供[16]、十分な衣類の提供[17]、健康と衛生の保護[18]、適切な医療の提供[19]、暴力や武力紛争の危険性からの保護[20]、睡眠の権利[21]、及び外部との適切な接触を維持する権利。[22]

1576 こうした広範に渡る保護的な側面が生じるため、また、司法実務の点から、ある特定の状況への適用をより管理しやすくするために、人道的待遇の義務は、単に「非人道的待遇」の禁止事項として示されることもある。[23]したがって、捕虜を人道的に扱う義務は、論理的には、非人道的又は品位を欠くような扱いにおける禁止事項を包括している。

1577 第13条(1)の第3文において、「特に」という言葉が使われているのは、ここに列挙されている禁止事項が全てを網羅している訳ではないことを示している。また、第13条には明記されていない

が、第 130 条で言及されている故意の殺害や拷問など、その他の不正な扱いも禁止されている。また、第一条約と共通している第 3 条も参考になり得る。第 3 条では、人道的な扱いが何を必要とし、どのような行動が明らかにその基準を下回るかという具体的な項目を示している。

1578 第 13 条は性的暴力を明示的に禁止していないが、同条は人道的待遇の義務を定め、暴力や脅迫からの保護を要求しているため、こうした行為は暗黙のうちに禁止されるものである。[24]「性的暴力」という言葉は、強制的な状況下に置かれたいかなる者に対しても犯される性的な行為を表すために使用されている。[25]拘束されている状況は、暴力の恐れ、強要、心理的抑圧、権力の乱用と同様に、強制的な状況を作り出しかねない。[26] したがって、捕虜はこのような強制的な状況から作られる特別なリスクにさらされる可能性がある。[27] 子どもを含む女性や若い捕虜は、性的暴力の対象となる危険性が高い。現実には、捕虜収容所の男性もレイプをはじめ、公衆の面前で裸にされたり、性器を痛めつけられたり、強制的な不妊手術を受けさせたりするなどの性的虐待を受けていることがわかっている。[28]

b. 「常に」とは

1579 第 13 条(1)で定められた義務は「常に」適用される。「常に」という表現は、捕虜の人道的待遇は、敵国の権力内に陥った全ての期間において適用される継続的な義務であることを示している。[29] 国際的な判例法は、第 5 条(1)と整合が図られ、捕虜を人道的に扱い、保護する義務は、「敵国の権力内に陥った時から最終的な解放と本国送還まで適用される」ことを強固にしている。[30] この義務は、特に捕らえられた当初、また尋問を受ける際といった、捕虜が明らかに弱い立場に置かれた時に該当する。[31]

1580 また、「常に」という表現は、この規則が非相互的であることを強調しているとの議論がある。[32] これは、ある締約国がその義務を尊重することを怠ったとしても、別の締約国の捕虜に対する義務はそのまま変わらないことを意味する。[33] この表現はまた、軍事的な必要性を唱える主張が人道的待遇の義務を果たすことに反するものとして利用されてはならないという原則を強調するものとして解釈されている。[34] 第二次世界大戦以降、特別に規定されていない限り、人道法のルールを優先させるために軍事的な必要性を引き合いに出すことができないということが普遍化している。[35] 第 13 条における人道的待遇の義務には、軍事的な必要性に基づく明確な規定を条件付けていない。したがって、軍事的必要性の主張は、人道的待遇の要件と矛盾する行為や怠慢を正当化するものではない。

2. 第 2 文: 捕虜の死又は健康に重大な危険を及ぼす作為又は不作為

1581 第 13 条(1)の第 2 文は、捕虜を人道的に扱う義務と直接関係している。抑留国による不法な作為または不作為により、捕虜が死亡したり、捕虜の健康を著しく害したりすることは禁止されており、条約の重大な違反とみなされる。この禁止事項は、捕虜の死又は身体や健康に深刻な害を与えるような幅広い作為や不作為を対象としている。これは、常に、捕虜を人道的に扱い、その者の

身体及び精神の完全な状態を保証する義務を表す。捕虜の「健康」という言葉は、肉体的な健康と精神的な健康の両方を対象としている。[36]その際、文化的、社会的又は宗教的背景、性別、年齢などの様々な要因が社会構造を形成し、身体的、精神的な健康や必要とされる扱いに異なる影響が及ぶ可能性があることを理解し、考慮することが重要である。また、国際裁判所や法廷の判例法では、「健康」という言葉が精神的な健康にも及ぶとされている。[37]抑留や拘留の状況では、孤立したり、家族や社会的なつながりを失ったりするなどして、不運な社会状況が、捕虜の身体的・精神的な健康に深刻な影響を及ぼすことがある。

1582 捕虜の身体的又は精神的な健康を著しく害する場合、様々な種類の行為がこの禁止事項に該当する可能性がある。拷問とは異なり、その目的が何であれ、このような行為が行われる必要はない。捕虜に危害を加える方法には、電気ショックを与えること、様々な物での激しい殴打、長時間に渡る日光拷問、長期間の独房収容、模擬処刑などの心理的虐待、水や食糧、基本的な衛生設備を意図的に長期間にわたって奪うこと、故意の睡眠妨害、抑圧や拘束による痛みを伴う方法などがあった。[38]

1583 ICRC 代表団は、捕虜収容所で暴力や虐待が行われる場合、それは通常、時々起こることではなく、組織的で慣例的なものであると推察している。虐待は主に収容所の守衛によって行われるが、収容所の当局によって外部の人間が収容所内に入る許可を受け、そのような行為に加わることもある。さらに、虐待の加害者が捕虜の将校や同等の階級に属する捕虜である場合もある。[39]

1584 医務官は、捕虜に危害を加えることを目的とした不必要な医療処置を通じて捕虜を死亡させたり、捕虜の健康を著しく害したりすることによってこの規定に違反した場合の責任を自ら負うこととしている。ちなみに、ICRC が観察した捕虜収容所での最も多い死因の一つは医療過失である。拘束や虐待によって引き起こされた、あるいは悪化した健康問題を患う捕虜が、必要な医療措置を受けられなかったために死亡している。

1585 第 13 条(1)によれば、捕虜の死または健康を著しく害する不法な作為または不作為は、「...条約の重大な違反と認められる」。この条約のフランス語版では、「重大な違反」と表現されている。このことから、起草者が第 13 条において、これらの禁止事項が個人の刑事責任を惹起し、条約の重大な違反となることを予め明確にしたかったことには疑いの余地がない。例えば、第 130 条に規定されているように、殺人、拷問若しくは非人道的待遇、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えることが該当する。

1586 条約の重大な違反とされるのは、不法な作為または不作為が捕虜の死または健康を著しく危険にさらすものである。深刻度合いを表す水準は、「重大」という言葉で表される。ICTY(旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷)の裁判長は、この言葉が持つ通常の意味を用いて、その水準を定義付けた。オックスフォード英語大辞典では、この言葉[‘serious’]を「わずかではない、無視できない」と

定義している。類似したものとして、「大きい」という言葉は、「大きさ、量、又は強さにおいて平均をはるかに上回る」と定義されている。したがって裁判長は、これらの量的表現を、特定の虐待行為が深刻な苦痛又は傷害をもたらすという基本的な指針として捉えている。[40]

1587 危害の深刻さの評価は相対的なものであり、関連するすべての状況を考慮しなければならない。例えば、作為又は不作為の詳細、該当する行為が発生した状況、それが行われた期間と常習性、被害者への身体的・精神的影響、被害者の年齢、性別、健康状態などの個人的な状況が含まれる。[41]国際裁判所及び法廷は、「身体的又は精神的に深刻な危害をもたらすことは...必ずしもその危害が永続的で取り返しのつかないものである訳ではない」[42]が、「そうした危害は、一時的な不幸、困惑又は屈辱的な事象の範囲を越えるものであり、通常の有意義な生活を営むにあたり、重大かつ長期的な不利益を被る害でなければならない」[43]という見解を示している。

1588 捕虜の健康を著しく害する不法な作為または不作為のみが、条約の重大な違反となり得る。しかし、被保護者を人道的に扱うという義務は、この人道法の基本的要件に違反するような不法な作為または不作為を禁止している。このような不法な作為や不作為は、個人の刑事責任を引き起こし、重大な違反とは異なり、戦争犯罪になる可能性がある。同様に、捕虜の不当な扱いは、国内の刑法や服務規律に基づく個人の刑事責任に繋がる可能性がある。

3. 第3文: 具体的な禁止行為

a. 身体の切断

1589 第13条(1)では、死を引き起こしたり、健康を著しく害したりする不法な作為や不作為の例を挙げている。身体切除の禁止は、人道法の長年の規則である。[44] これは共通の第3条と第四条約の第42条に含まれており、追加議定書でも再確認されている。[45]また、この禁止は慣習国際法の一部でもある。[46]

i. 切断の定義

1590 切断の定義は、ジュネーヴ条約及び追加議定書において、特にはなされていない。通常の「切断」の意味は、「一般的に醜い姿になるように、ひどく傷つけたり損傷したりすること」と定義されている。[47]このように、「切断」という言葉は、肉体的な暴力行為を指す。したがって、「切断」と「身体の切断」という言葉は、同義語として理解されなければならない。[48]

1591 2002年のICC(国際刑事裁判所)の「犯罪の構成要件に関する文書 Elements of Crime(以下、犯罪の構成要件に関する文書)」によれば、身体の切断(mutilation)は「特に」「人または人々の形を永久に損ねること(permanently disfiguring)」または「臓器または付属肢を永久に不能にするか除去すること(permanent disabling or removing)」から成る。[49] この定義は、シエラレオネ特別法廷の判例法でも踏襲されている。[50]しかし、現在のところ、「mutilation」、「permanent disfigurement」、「permanent disabling or removal」という用語をさらに解釈する国内外の判例は存

在していないようである。

1592 犯罪の構成要件に関する文書で使用されている、傷害に関する「永久」という用語は、その通常の意味において、「永久に続くか、変化しないか、またはそのように意図されたものであり、一時的なものではない」と理解されるべきである。[51] これは、損傷の影響が必ずしも永遠に続く必要はないということを意味している。[52]

1593 犯罪の構成要件に関する文書で使用されている用語「disfiguring」も、誰かの外見を損ねるという通常の意味で理解されるべきである。[53] 「損ねる」ということは、逆に言えば、ある程度の痛みによる激しさを必要とする。[54]

1594 現代の武力紛争で記録されている行為は、身体切除に該当する行為である。捕虜とは関係はないが、最近の事例では、手や足を切断すること[55]、他の身体の部分を切断すること[56]、性を切断すること[57]、人の身体を彫り刻むこと[58]などがある。他の事例としては、人の目を取り出したり、歯を折ったり、内臓を傷つけたり、酸で人の顔にやけど傷を負わせたりすることが挙げられる。[59] 武力紛争における身体切除の事例は見られたが、条約発効後に捕虜に対して行われた身体切除の具体的な事例は今日まで記録されていない。

1595 身体切除は第三条約で禁止されているだけでなく、拷問、非人道的な扱い、又は故意に身体や健康に大きな苦痛や深刻な傷害を与えるなど、条約における規定の 1 つ又はそれ以上の重大な違反に当たる可能性がある。[60]

ii. 例外

1596 身体切除は、手術などによる手足の切断など、その者の健康状態の改善に役立つ場合の厳格な医学的根拠に基づいてのみ正当化することができる。これに対する例外として、第 13 条(1)では、「捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行ってはならない」と明確に定めている。[61]

1597 条文を検討する段階では、「科学的実験」の実施の禁止に係る記載をさらに簡略化させることや「身体の切断」に関する記述を削除することが提案された。というのも、既にこのような行為は、捕虜をいかなる場合においても人道的に扱うという義務によって定められているためである。どちらの提案も見送られたが、その理由は主に、捕虜の利益のために行われる切除や他の医療措置が明白に禁止事項から除外されることを保証するためであった。[62]

1598 これは唯一の例外である。同意があるからといって、切除の行為を正当化することは決してない。このことは、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書における第 11 条(2)に明記されている。これは

2002 年の ICC (国際刑事裁判所) の犯罪の構成要件に関する文書にも反映されており、被害者の同意は弁護の対象にならないことが明記されている。[63]

1599 さらに、国内法の下では、捕虜は罰の一部として身体切除を受けることはできないとされており、これに対する例外は、第 13 条や一般的な人道法において予め想定されていない。[64]

iii. 死体の切除

1600 第 13 条の身体切除の禁止は、生きている者にのみ適用され、死体の切除には及ばない。臓器又は付属肢の永久的な損傷や喪失から捕虜を保護することは、禁止された行為が起きる時点で、犠牲者が生きており人間であることを必ず前提とする。したがって、切除の禁止の目的は、死者に関するものではない。しかし、死体の切除は、個人の尊厳に対する侮辱になる恐れがあるため、第三条約で禁止されている。[65] また、国際慣習法上でも明確に禁止事項として定められている。[66]

b. 医学的・科学的実験

1601 捕虜に対して医学的・科学的実験を行うことは、捕虜を人道的に扱う義務に違反する。1949 年の外交会議では、「第二次世界大戦中に強制収容所で行われた残虐的な実験の再発を防ぐために」これらの実験の禁止を明確に求めた。[67]

1602 第二次世界大戦中、捕虜やその他の抑留者は、ナチス・ドイツによって、高地、氷点下、海水による人体への影響の実験、意図的な感染、外科手術、毒殺、焼夷弾実験、強制不妊手術など、あらゆる種類の非人道的な医学的実験の対象とされていた。[68] また、中国、韓国、ソ連、米国の捕虜やその他の抑留者は、大日本帝国陸軍によって医学研究の対象として利用され、ペスト、コレラ、流行性出血熱、結核、腸チフス、破傷風、炭疽、チフス、赤痢などに感染させられ、生体解剖 [69] や手術手技の実演が行われた。[70]

1603 第二次世界大戦の終戦後、ニュルンベルクの米軍法廷で、23 人の医師と管理者が、捕虜や民間人に対する医学的実験に関わったとして、戦争犯罪の裁判を受け、うち 16 人が有罪となった。[71] この判決では、医学・生物学実験を行う際に、道徳的・倫理的・法的な原則を満たすための遵守すべき 10 の基本原則が示された。[72]

1604 極東国際軍事裁判では、1932 年から 1945 年の間に大日本帝国軍によって行われた数々の医学的・科学的実験について、個人を訴追することはなかった。ロシアと日本におけるいくつかの裁判所は、これらの犯罪のために少数の加害者を起訴した。いわゆる「ハバロフスク裁判」では、ソ連の地方裁判所が、中国とロシアに対する細菌兵器の製造と使用、および人体に対する犯罪的実験の実施について、12 人の犯人を有罪とした。[73] アメリカ第 8 軍の軍事委員会で行われた「横浜軍事法廷」では、大日本帝国軍と九州帝国大学医科大学の医療関係者約 30 名が、医学実験

によるアメリカ人捕虜殺害の罪で裁かれた。[74]彼らは、生体解剖や捕虜の身体的虐待を許可、又は実際に犯しただけでなく、捕虜の死体を切除したり解剖したりしたことで有罪となった。[75]「グアム裁判」では、日本帝国海軍第 4 海軍病院の司令官であった外科医の岩波浩をはじめとする日本帝国海軍の医官 18 名が、アメリカ軍の捕虜に対して様々な医学実験を行い、拷問死させたとして裁かれた。[76]

1605 ジュネーヴ条約には、医学的・科学的実験の定義は含まれていない。第一条約及び第二条約における第 12 条では「生物学的実験」を禁止しているが、第三条約における第 13 条、第四条約の第 32 条、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の第 11 条(2)では「医学的又は科学的実験」を禁止している。4つの条約の重大な違反を列挙する共通条項では、「生物学的実験」が重大な違反事項として挙げられている。しかし、これらの概念には少なからずの重複があると理解されている。[77]

1606 通常の意味での「医学的・科学的実験」とは、まだ解明されていない、ある結果又は条件(極端な寒さや高度など)が人体に及ぼす影響について研究することを主要な目的とする行為を指す。医学的又は科学的実験は、捕虜の医療、歯科、又は病院治療によって正当化され、その者の利益、すなわち精神的又は肉体的な健康状態を改善するために実施される場合を除き、禁止されている。[78]また、このような実験を行うことは、条約第 130 条の「生物学的実験」という点で重大な違反行為に該当する。

1607 したがって、第 13 条は、捕虜の健康状態の必要性に沿ったものではない、同様の医療環境の下でも締約国の国民であり自由を剥奪されていない者に適用されるであろう一般に認められた医学的基準と一貫していないあらゆる医療措置を禁止している。[79]この領域で一般的に受け入れられている医学的基準を決定するためには、国際医学団体協議会が作成した 2 つの文書が特に関連している。[80]

1608 医療裁判[81]、その後の法整備[82]及びその実態は、拘禁された者がある特定の生物学的又は科学的実験に同意することができないため、この禁止が絶対的なものであることを明らかにしている。[83]しかし、この禁止は、治療上の又は臨床研究を違法とするものと理解されるべきではない。[84]また、捕虜を担当する医師が、医学的根拠に基づいて正当化され、患者の容態を改善されたい期待を反映した新しい治療法の試みを妨げるものでもない。患者は、一般市民と同様の手段、状況のもとで提供されることを条件に、自らの健康状態を改善するための治療に自由に同意する権利がある。[85]

1609 第二次世界大戦後、捕虜に対する医学的・科学的実験の陳述はほとんどなされなかった。DNA を抽出すること自体は医学的、科学的実験にはならないが、DNA 物質はそのような実験を行うために使用される可能性がある。DNA サンプルの採取と分析は、公共の利益を優先して他の方法をとらなければならない場合を除き、捕虜のインフォームド・コンセントがある場合にのみ行うこと

ができる。公共の利益を優先することは、犯罪捜査又は公共の安全、そして死亡の場合には身元確認に限定されるべきである。その具体的な目的は、個人識別に直結すべきのみである。[86]

D. 第2項: 暴行、脅迫、侮辱、公衆の好奇心からの保護

1610 抑留国が全ての捕虜を人道的に扱う義務は、捕虜を常に保護する義務と相互関係にあり、特に、暴行又は脅迫、侮辱、公衆の好奇心から保護することである。

1. 遵守すべき義務

1611 第13条(2)によると、捕虜は「常に保護されなければならない」とされている。誰かを保護することは、その人のために立ち上がること、その人に援助や支援を提供すること、その人を怪我や危険から守ること、保護することを意味する。[87]この条文は、紛争当事国に対し、捕虜を危険から守るために積極的な措置をとることを求めている。遵守すべき義務は義務を果たすことと同義である。したがって、紛争当事国は、捕虜に対する攻撃や別の方法で危害を加えることを控えるだけでなく、捕虜が他の捕虜や民間人などの他者から危害を受けることを抑止するために、十分な注意を払う努力義務がある。この義務は、捕虜の監督を委託された抑留国における全ての代理業者に及ぶものである。[88]

1612 第13条(2)は、捕虜がどのような種類の危害や危険から保護されなければならないかを規定している。それは、暴行、脅迫、侮辱、公衆の好奇心からの保護である。しかし、これらの項目の前には「特に」という言葉があり、これは単なる例であって、抑留国はここに掲げられた項目だけでなく、あらゆる危害から捕虜を保護する一般的な義務を負っていることを明確にしている。

1613 加えて、保護義務は、例えば、進行中の敵対行為、自然災害又は爆発性戦争残存物から派生するような他の危険からの防護措置の適用を要求すると解釈されることもある。[89]このような措置には、軍事上許される場合、捕虜収容所にPGまたはPWの文字で印をつけ、軍事上の目標地点から離れた場所に収容所を設置することなどが含まれる。[90]ある制約条件の中で締約国に課される実施事項の範囲は、緊急性の高いものから起こりうる危険の事象とその度合に至るまで、様々なパラメーターによる。このように、危険性が高ければ高いほど、また差し迫っていればいるほど、一般的にはより多くのことが締約国には要求される。

1614 捕虜に関する他の規定は、この一般的な義務が持つ特性を規定している。例えば、第14条では人格と名誉の尊重が求められ、第17条(4)、第87条(3)、第99条(2)では拷問や強制から保護する義務が規定され、第87条(3)、第88条、第89条、第108条では懲戒処分や司法処分の執行方法が規定されている。

1615 このような一般的な義務における異なる規定が明記されているという事実は、第13条の規定を冗長したり、何らかの形で制限したりするものではない。逆に、まだ保護の余地がある部分を埋め

合わせるのに十分な広さを持ち、武力紛争に特有の不規則性や不確実性を考慮に入れた包括的で明確な陳述として機能している。

1616 第 13 条(2)は、その発端が何であれ、捕虜を危害から保護する一般的な義務を定めている。したがって、抑留国は、その手下に陥った捕虜を他の捕虜による暴力から守らなければならない。これは、降伏や脱走した捕虜がかつての同僚からの報復を受ける場合には特に重要で、捕らえられた捕虜とは別の場所に収容する必要がある場合もある。

1617 第 13 条(1)は、抑留国に「常に」捕虜を保護することを求めている。第 5 条(1)に基づき、抑留国は捕虜を自国の権力内に陥った瞬間から最終的に釈放、送還されるまでの間、保護しなければならないことを示している。

2. 暴力行為

1618 捕虜は、常に暴力行為から保護されなければならない。[91]「暴力行為」という言葉は、第 13 条で具体的に示された範囲を超える行為にも適用される包括的で明確な陳述である。[92]条文が抑留国に対し、捕虜を生命と身体に関わる暴力から保護することを義務づけている理由は明らかである。このような暴力行為は、敵国の軍事行動や能力には関係ない。そのような暴力行為に頼らざるを得ない軍事的な必要性はない。[93]みだりに人の生命を奪い、又は人の身体、精神を健全な状態から侵害することは、人道的扱いの要請と相反するものである。

1619 「暴力」という言葉は、条約では定義されていない。通常の意味としては、暴力とは「傷付け、損傷させ、又は殺すことに関わる物理的な力を伴う行為」のことを指す。[94]この意味で、「暴力」という用語は、人の身体だけでなく精神的な健全性を維持することを目的とした幅広い行為を含む。国際裁判における判決は、この解釈を支持している。[95] 今日、保護すべき者に対する拷問や残虐的、非人道的な扱い等の暴力の具体例として、その者の精神的健全性を損なう行為も対象とすることが広く受け容れられている。[96]

3. 脅迫

1620 捕虜は、常に脅迫から保護されなければならない。条約は「脅迫」を定義していないが、その通常の意味においては、「特に自分の望むことを実行させるために(誰かを)怯えさせたり、威圧したりすること」と定義されている。[97] 国際裁判では、拷問罪の文脈でこの概念が議論されることが多く、拷問が実行される目的の 1 つとして脅迫が考えられる。脅迫は、犠牲者だけでなく、第三者にも向けられることがある。例えば、犠牲者や犠牲者に近い他の者の生命や身体を危険にさらすような脅しは、脅迫行為に相当すると見られている。[98]脅迫には、身体的行為と言語的行為の両方が含まれることがある。脅迫の例としては、所有物に人種差別や軽蔑的なスローガンを書いたり、特定のグループの人たちを殴ったり、逮捕したり、尋問したりすることなどが含まれる。[99]収容所では、いかなる脅迫行為に対しても、捕虜の道徳的健全性が保たれることが極めて重要である。[100]

4. 侮辱及び公衆の好奇心

a. はじめに

1621 年 伝統的に、捕虜を侮辱や公衆の好奇心に意図的にさらすことはプロパガンダのために行われる軍事儀式であり、それは古代ローマまで遡ることができる。[101] 第一次世界大戦と第二次世界大戦では、敵の権力内に陥った軍の隊員は、当事国の民間人の士気を高めたり、占領地の住民を心理的に制圧したりするために、しばしば群衆の前で見せしめにされた。[102] このような見せしめは、本質的には屈辱的であり、捕虜が言葉や身体的な虐待にさらされる危険を伴うものでさえあった。こうしたことは、1929 年の捕虜に関するジュネーヴ条約で既に禁止されていた。[103] 第二次世界大戦に関連して、この禁止が刑事訴追の根拠となった事例が少なくとも 2 件ある。[104] 1955 年から 1975 年のベトナム戦争では、米国人捕虜は怒った群衆から残酷な暴行を受けながらハノイの大通りを行進することを余儀なくされた。[105]

1622 年 技術の進歩に伴い、捕虜は写真画像やビデオ映像によって公衆からの好奇の目にさらされるようになった。第二次世界大戦では、写真やフィルムを使ったプロパガンダが各国で盛んに行われていた。その後の武力紛争では、捕虜の映像が頻繁にテレビに登場し、後にインターネットに掲載されるようになった。[106] 例えば、ベトナム戦争では、敵国の権力内に陥ったアメリカのパイロットがテレビに映し出され、反米的な発言を強いられていた。[107] 同様のプロパガンダ手法は 1980 年代のイラン・イラク戦争や 1990 年から 1991 年の湾岸戦争でも用いられ、両国の捕虜の映像が、時には屈辱的な状態やポーズで映し出されていた。[108] 後者の場合、連合国が捕虜の写真を公開するのは、個人が特定できるほどクローズアップされていない場合のみという方針にもかかわらず、こうした行為が行われた。[109] このようにして、1949 年条約の採択後の数年間で、侮辱と公衆の好奇心にさらされるという概念そのものが新しい規定として位置づけられたのである。[110]

b. 保護の意味と範囲

1623 第 13 条(2)は、捕虜は、侮辱と公衆の好奇心から保護されなければならないことを規定しており、これらが同時に行われるか否かは問題でなはない。その通常の意味において、「侮辱」とは、「無礼に又は罵って」人を扱う発言または行動を意味する。[111] したがって、捕虜は、直接的には公衆の好奇心にさらされていない場合であっても、例えば、捕虜収容所の外で攻撃的なスローガンを唱える群衆や輸送途中の車両において、無礼な言動から常に保護されなければならない。

1624 捕虜として「公衆の好奇心」にさらされることは、たとえそのような露出が侮辱的な発言や行動を伴わない場合でも、それ自体が屈辱的であれば、特に禁止される。本条では、「公衆」とは、抑留国における他の構成員を含め、捕虜の扱いに直接関与していない者を指すものと解釈されるべきである。公衆の好奇心にさらされる形は様々である。この禁止は、公衆の面前で捕虜を見せしめにすることを対象としていることは間違いない。[112] さらに、捕虜は、仕事のために収容所を離れるとき、他の施設に移送されるとき、又は送還されるときに、屈辱にさらされてはならない。[113] 現代の紛争においては、後述される配慮によって、写真や動画、尋問や私的な会話の録音、個人的な

通信文、その他あらゆる個人情報について、インターネットを含むどの公的通信経路が使用されたかにかかわらず、禁止されている。これは、敵対視する群衆の中を行進させられることとは一見異なるが、このような見せしめは、依然として屈辱的であり、釈放された後の捕虜の家族や捕虜自身の安全を脅かす可能性がある。[114]

1625 捕虜の画像の公表は、彼らが活着していることの証明として、彼らが拘束されていることを認識する手掛かりとして、また彼らに対して誰が責任を負うか責任の所在を明確化するものとして機能し、それによって彼らの不法執行、強制失踪または虐待に対するセーフガードを提供できると論じられてきた。[115] しかし、第三条約は、捕獲状の伝達[116]、書簡の交換[117]、ICRC の訪問など、これらの目的のためにより適切かつ効果的な他の仕組みを提供している。[118]

1626 さらに、写真やその他の視覚的証拠は、戦争犯罪の起訴、説明責任の促進、虐待に対する人々の認識の向上に利用され、ジュネーブ条約の尊重に貢献している。例えば、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判では、その後の他の国際法廷でも使われたように、大量の写真やフィルムが証拠として使用された。

1627 したがって、この規定の実施にあたっては、特にそのような資料の高い価値を考慮すると、捕虜に関する情報を公開することによって得られる利益と、その資料に掲載された者に与える屈辱や身体的危害を比較し、妥当なバランスを取ることが必要である。[119] それゆえに、個々の捕虜を識別できるいかなる資料も、通常、公衆の好奇心にさらされるものと想定しなければならないが、発信されたり、出版又は放送されたりすることはできない。[120] 捕虜の身元を明らかにせざるを得ない公共の利益がある場合（例えば、停年のため、または判事より指名手配されているため）、またはそうすることが捕虜の重大な利益になる場合（例えば、行方不明になった場合）、資料は例外的に公開することができるが、それは捕虜の尊厳を尊重する場合に限る。さらに、屈辱的又は卑劣な状況に置かれた捕虜の画像は、公共の利益に値せず（例えば、公衆の関心を人道法の重大な違反に寄せること）及びそうした画像が当該個人のプライバシー漏洩となる限り、送信、公表又は放送してはならない。[121] 一般的に、メディアは、捕虜のプライバシーを漏洩することなくその機能を果たすために、顔や名前の表示をぼかし、モザイクをかける等その他の方法で分からなくしたり、音声を変えたり、一定の距離から撮影したりするなど、常に適切な手段を有効に用いるべきである。[122]

1628 上記の解釈は、単に誰もがアクセスできる情報源を通じて画像が配信された場合のものである。内部資料となることを目的とした抑留国による写真・映像の撮影（捕虜の登録・文書管理、取調べ・監視における撮影等）は認められている。さらに、この規定は、保護国、ICRC、その他の公平な人道的組織による取組に不利益とならずに、その権限の範囲内で捕虜の個人情報にアクセスすることを認めている。同時に、データ保護の適用基準を遵守しなければならない。[123]

1629 この規則は、死亡した捕虜にも同様に適用され、その遺骨は敬意をもって扱われなければな

らない。[124]したがって、捕虜や個人を特定することができる画像を公衆の好奇心にさらすことの禁止事項は、その遺体にも同じように適用される。

c. 義務の対象範囲

1630 第 13 条(2)は、抑留国が捕虜を侮辱及び公衆の好奇心から保護することを要求している。[125] この義務には、抑留国自身の代理国を含むいかなる国、立場の者も捕虜を保護しなければならないことも含まれている。実際には、抑留国は、職員が公式的な目的以外で捕虜の写真やビデオを撮影しないようにし、捕虜の公式画像やその他の個人情報や安全に保管し、関連する職務に直接関与する職員のみがこれらにアクセスできるようにしなければならない。これらの資料を他の目的で使用することは厳格に禁じられている。例えば、取調べや監視の映像を、収容所の守衛の娯楽のためなど、管理や安全の目的以外で使用することは、第 13 条の違反となる。

1631 本規定の施行には、メディアがその内容と捕虜の尊厳・名誉の保護に関する事項を十分に理解することが必要である。抑留国は、ジャーナリストが抑留施設や捕虜の個人情報に不正にアクセスすることを許可してはならない。さらに、締約国は、メディア組織や個々のジャーナリストの間で禁止の意味と解釈についての知識を広め、禁止された画像やデータの流出を防ぐため行政及び司法措置を図ることが重要である。[126]

1632 現代の通信手段において共通している本質は、侮辱及び公衆の好奇心からの保護が抑留国だけに関係するものではないことを意味している。報道機関に漏れたり、インターネットに掲載された捕虜の画像や個人情報は、本来は外部に流出することが禁止されているのにも関わらず、世界中のテレビ局、新聞社、ウェブサイトによって直ちに持ち上げられると、そこから拡散していく恐れがある。[127] 全ての紛争当事国は、第 13 条により保護される画像又はデータを再度拡散しないよう直接的に拘束の対象となる[128]。紛争当事国ではない国で漏洩が起こる場合、人道法の違反を促し又は助長することを禁止するジュネーヴ諸条約共通の第一条[129] 及び条約に反する行為の抑止のための措置を講じる義務を定めた第三条約における第 129 条(3)が適用され、第三国による禁止措置を要求することになる。[131]

E. 第 3 項: 報復の禁止

1. 報復という概念の定義

1633 慣例として、国際法には一元化された仕組みはなかった。このような背景に対し、被害を受けた国は、自助努力や自己防衛としての報復に頼らざるを得なくなった。報復は、責任ある締約国が犯した国際的に不当とされる行為に対し、被害国が義務を遵守するために行ったものでなければ、国際法に反する。「報復」又は「交戦国による報復」は、国際的な武力紛争における意味合いの中で一般的に使用される用語であるが、このような文脈以外では「措置」として認識されるようになっている。[132]

1634 一般的に「報復」と「復仇」は区別される。復仇とは、敵対的であるが他の締約国に対して講じられる法的な措置又は不法行為のことである。復仇の例として、外交・領事関係の断絶、空路・海路・陸路・その他の移送手段の閉鎖、自主援助計画の撤回などが挙げられる。[133]

1635 交戦国による報復とは、国際的な武力紛争の状況下において、敵の国際人道法違反に対し、締約国が取る措置のことである。[134]このような報復は、復讐や処罰を目的として行われるのではなく、違反を止めさせ、敵に法律を遵守するように誘導する目的でのみ行われることができる。[135] 交戦国による報復となる行為は原則として違法であるが、その違法性は、敵によって犯された違反に対して行われるという特殊な状況を理由と擦る場合に棄却される。[136]

1636 さらに、報復は、敵に法を尊重するよう促すため、他に合法的な手段が利用できない場合に、最後の手段としてのみ用いられることができる。[137] 報復は、敵が再び法律を遵守した場合に直ちに止めなければならない。[138] 報復行為は、止めさせるべき違反行為に対して均衡が取れたものでなければならないことが広く認識されている。[139]第二次世界大戦と旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例法は、元々の違反行為に対して明らかに均衡が図れていない行為でも、合法的な報復になり得るという主張を棄却していた。[140]

2. これまでの交戦国による報復

1637 交戦国の報復は、特に敵対的行為に出る際に、国家が利用可能な抑止力としての最も重要な手段となってきた。[141] 報復が可能であることは、まず、法の違反を伴わないよう敵を説得することができ、一般的に報復の前触れも国際法における重要な抑止力として認識されている。[142]

1638 武力紛争に関する国際法の中で、報復に適用される法体系を統合し発展させるための様々な試みが、条約規則を採択する段階に至らず実施された。[143] 1874年のブリュッセル会議でロシアが提出した草案[144]と、1880年に国際法学会が採択したオックスフォード・マニュアル[145]に言及しておく必要がある。1899年と1907年にハーグで開催された平和会議では、「ハーグ陸戦条約」の2つの連続版と附属書が採択された。しかし、彼らは報復の問題には触れなかった。[146] 交戦における報復は当時、戦争法の特徴として受け入れられており、その規制や禁止は当時は達成できるものでなかった。[147]

1639 第一次世界大戦中、報復は犠牲者の運命を大きく悪化させた。[148]1916年、ICRCは捕虜に対する全ての報復を禁止する考えを打ち出した。[149]この声明は1929年に引き継がれ、捕虜に関するジュネーヴ条約第2条が採択された。この条約は、報復を受けることができない者の区分を特定する最初の条約上の規定であった。この規定は、第二次世界大戦中の捕虜に対する全ての報復を抑止するものではなかったが、ほとんどの報復または報復とされる行為は、占領地の民間人に対して行われたものであった。[150]

1640 1947年の政府専門家会議において、4つの諸条約の草案全てに報復の禁止を盛り込むという ICRC の提案が受け入れられた。[151] 1949年の外交会議では、あまり議論されることなく、この提案に従った。[152]会議は、特定の区分に該当する者や財産に対して報復措置を図ることを違法とすると同時に、保護国の制度、調停手続[153]、重大な違反の責任者を処罰する義務[154]、照会手続[156]など、遵守のための代替案を提供することを決定した。

1641 報復措置は、違反行為に関与していない者に影響が及ぶ場合が多く、個人としては犯していない行為に対しいかなる者も処罰されてはならないという原則から逸脱するとみなされる可能性がある。また、好戦的な報復措置は、集団として処罰を受けることが多い。

1642 1949年以降、好戦的な報復は広く実施されていない。[157]報復措置に訴えることに対し消極的な国は、繰り返される報復や報復を報復で返すことを通じて暴力のエスカレーションにつながるリスクがあるため、ほとんどが効力を持たない強制手段とみなされているという事実によって説明されることができる。[158]

1643 条約法では、ジュネーヴ条約で保護されている特定の者や財産に対する報復の適用を禁止するという 1929年に始まった流れ[159]が、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の締約国によって継続され、この禁止は、全ての民間人、私有物、文化的価値を持つ物、礼拝所、民間人の生存に不可欠な物、自然環境、危険な力を持つ物品や施設にまで拡大された。[160]

1644 各国は、1949年のジュネーヴ条約および第一追加議定書において、特定の区分の者や財産に対する好戦的報復の適用を違法としているが、完全に禁止することにはしていない。ジュネーヴ条約の規定は、第一追加議定書の規定とともに、合法的な好戦的報復の範囲を縮小させ続ける効果があった。これらの文書の締約国にとって、特定の条約規定により保護されていない交戦的な報復に関し唯一潜在的な目的は、軍事目標と降伏も無力化もしていない敵国の軍隊の構成員にある。[161]

3. 捕虜に対する報復

1645 第13条(3)は、捕虜に対する報復措置を禁止している。報復に頼れば、武力紛争における両陣営の捕虜は、捕虜に対する措置の厳しさがエスカレートするリスクにさらされることになる。捕虜に対する報復の禁止は絶対的なものである。[162]それはあらゆる状況で適用される。[163]軍事的必要性が発動されることによりこの規則から逸脱する可能性は排除される。[164]

1646 この禁止事項は、捕虜に対するあらゆる形態の報復に適用され、捕虜が受ける最初の攻撃と同種のものも含まれる。紛争当事国は、違反行為に対して、同一または類似の行動を取り、攻撃に対応する衝動に駆られるかもしれない。第13条はそのような手段を禁止している。

1647 第13条は、捕虜に対する攻撃となる措置に限定していない。また、医療支援を保留にするなど、抑留国による不作為も対象となる。

1648 さらに、1969年の条約法に関するウィーン条約は、締約国による条約の重大な違反[165]が見られた場合、条約の無効又は終了の可能性が生じることは、「人道的な性格を持つ条約が対象とする人間の保護に関する規定、特に、当該条約によって保護される者に対しいかなる形態の報復も禁止する規定には適用されない」[166]と定めている。この条文は、第三条約の第13条に遡及して適用されない。[167]しかし、この規定の目的は、あらゆる状況において保護下にある者、重大な違反が見られた場合の条約の無効又は終了にかち合わない報復の禁止を明確に再確認することにある。[168]第13条に含まれる禁止は絶対的なものであり、ジュネーヴ条約に対する重大な違反は、国家を糾弾させるかもしれないが、捕虜に対する報復措置を直接図る権利を与えるものではないことは明らかである。

1649 第13条の報復の禁止は一般には尊重されている。しかし、捕虜の送還の停止という主張は、相手国の同様の行為に対する報復として行われた。[169]例えば、抑留国が、相手国による第三条約の違反の疑いに対する報復として、捕虜に対する国際赤十字の訪問を拒否したことがある。

1650 1949年以降の紛争において、第13条に違反して捕虜が不当に扱われた数多くの事例のうち[170]、その多くは報復というよりも、相手国が自国の捕虜に対して行った同様の行為に対する仕返しまたは復讐に相当するものであった。このような行為は、復讐や懲罰を目的として行われたものであり、違反行為をやめさせ、相手に法律を遵守させる目的ではないため、報復とはみなされない。

参考文献(アルファベット順)

人道的待遇

Brammertz, Serge and Jarvis, Michelle (eds), *Prosecuting Conflict-Related Sexual Violence at the ICTY*, Oxford University Press, 2016.

Condorelli, Luigi and Boisson de Chazournes, Laurence, ‘Quelques remarques à propos de l’obligation des Etats de “respecter et faire respecter” le droit international humanitaire “en toutes circonstances”’, in Christophe Swinarski (ed.), *Etudes et essais sur le droit international humanitaire et sur les principes de la Croix-Rouge en l’honneur de Jean Pictet*, ICRC/Martinus Nijhoff Publishers, The Hague, 1984, pp. 17-35.

Durham, Helen, ‘International Humanitarian Law and the Protection of Women’, in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences: Women and War*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 95-107.

Gardam, Judith G. and Jarvis, Michelle J., *Women, Armed Conflict and International Law*, Kluwer Law International, The Hague, 2001.

Geiss, Robin, 'Military Necessity: A Fundamental "Principle" Fallen into Oblivion', in Hélène Ruiz Fabri, Rüdiger Wolfrum and Jana Gogolin (eds), *Select Proceedings of the European Society of International Law*, Vol. 2, 2008, Hart Publishing, Oxford, 2010, pp. 554-568.

Glover, Jonathan, *Humanity, A Moral History of the Twentieth Century*, Pimlico, London, 2001.

Haeri, Medina and Puechguirbal, Nadine, 'From helplessness to agency: examining the plurality of women's experiences in armed conflict', *International Review of the Red Cross*, Vol. 92, No. 877, March 2010, pp. 103-122.

Kalshoven, Frits and Zegveld, Liesbeth, *Constraints on the Waging of War: An Introduction to International Humanitarian Law*, 4th edition, ICRC/Cambridge University Press, 2011.

Kleffner, Jann K., 'Protection of the Wounded, Sick, and Shipwrecked', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 321-357.

Lindsey, Charlotte, *Women facing war: ICRC study on the impact of armed conflict on women*, ICRC, Geneva, 2001.

- 'The Impact of Armed Conflict on Women', in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences: Women and War*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 21-35.

Moir, Lindsay, *The Law of Internal Armed Conflict*, Cambridge University Press, 2002.

Nowak, Manfred, *U.N. Covenant on Civil and Political Rights, CCPR Commentary*, 2nd revised edition, N.P. Engel, Kehl am Rhein, 2005.

O'Connell, Mary Ellen, 'Historical Development and Legal Basis', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 1-42.

Pinzauti, Giulia, 'Protecting Prisoners of War: The Mrkšić et al. Appeal Judgment', *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 8, No. 1, 2010, pp. 199-219.

Rogers, A.P.V., *Law on the Battlefield*, 3rd edition, Manchester University Press, 2012.

Rona, Gabor and McGuire, Robert J., 'The Principle of Non-Discrimination', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 191-205.

Sanna, Silvia, 'International Humanitarian Law and the Treatment of Protected Persons', in Andrea de Guttry, Harry H.G. Post, Gabriella Venturini (eds), *The 1998-2000 War between Eritrea and Ethiopia: An International Legal Perspective*, T.M.C. Asser Press, The Hague, 2009, pp. 307-339.

Viseur Sellers, Patricia and Rosenthal, Indira, 'Rape and Other Sexual Violence', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 343-368.

不当待遇および残虐的待遇

Dörmann, Knut, *Elements of War Crimes under the Rome Statute of the International Criminal Court: Sources and Commentary*, Cambridge University Press, 2003.

Doswald-Beck, Louise, *Human Rights in Times of Conflict and Terrorism*, Oxford University Press, 2011, pp. 194-227.

Droege, Cordula, "'In truth the leitmotiv": the prohibition of torture and other forms of ill-treatment in international humanitarian law', *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 867, September 2007, pp. 515-541.

Evans, Malcolm, 'Getting to Grips with Torture', in *The Definition of Torture: Proceedings of an Expert Seminar*, Association for the Prevention of Torture, Geneva, 2001, pp. 33-49.

Henckaerts, Jean-Marie and Doswald-Beck, Louise, *Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules*, Cambridge University Press, 2005, <https://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1>.

Mettraux, Guénaél, *International Crimes and the Ad Hoc Tribunals*, Oxford University Press, 2005.

Nowak, Manfred, 'Challenges to the absolute nature of the prohibition of torture and ill-treatment', *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol. 23, No. 4, 2005, pp. 674-688.

- 'What Practices Constitute Torture? US and UN standards', *Human Rights Quarterly*, Vol. 28, No. 4, 2006, pp. 809-841.

Nowak, Manfred and Janik, Ralph R.A., 'Torture, Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 317-342.

Reyes, Hernán, 'The worst scars are in the mind: psychological torture', *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 867, September 2007, pp. 591-617.

Rodley, Nigel S. and Pollard, Matt, *The Treatment of Prisoners under International Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2009.

Röling, B.V.A. and Rüter, C.F., *The Tokyo Judgment: The International Military Tribunal for the Far East (I.M.T.F.E.)*, 29 April 1946-12 November 1948, 2 volumes, University Press, Amsterdam, 1977.

Sanna, Silvia, 'Treatment of Prisoners of War', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 977-1012.

Sassòli, Marco, *International Humanitarian Law: Rules, Controversies, and Solutions to Problems Arising in Warfare*, Edward Elgar Publishing, Cheltenham, 2019.

Sivakumaran, Sandesh, 'Sexual Violence Against Men in Armed Conflict', *European Journal of International Law*, Vol. 18, No. 2, 2007, pp. 253-276.

切除

Dörmann, Knut, *Elements of War Crimes under the Rome Statute of the International Criminal Court: Sources and Commentary*, Cambridge University Press, 2003.

Henckaerts, Jean-Marie and Doswald-Beck, Louise (eds), *Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules*, Cambridge University Press, 2005, Rules 92 and 113, <https://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1>.

La Haye, Eve, 'Mutilation and Medical or Scientific Experiments: Article 8(2)(b)(x)' and 'Violence to Life and Person, in Particular Murder of All Kinds, Mutilation, Cruel Treatment and Torture: Article 8(2)(c)(i)', in Roy S. Lee (ed.), *The International Criminal Court: Elements of Crimes and Rules of Procedure and Evidence*, Transnational Publishers, 2001, pp. 164-165 and 208-210.

- 'Violations of Common Article 3', in Roy S. Lee (ed.), *The International Criminal Court: Elements of Crimes and Rules of Procedure and Evidence*, Transnational Publishers, 2001, pp. 207-213.

Zimmermann, Andreas, 'Mutilation', in Otto Triffterer (ed.), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court Observers' Notes, Article by Article*, 2nd edition, Hart Publishing, Oxford, 2008, pp. 380-383, 489-490 and 499.

医学的、科学的実験

Harris, Sheldon H., 'Medical Experiments on POWs', in Roy Gutman, David Rieff and Anthony Dworkin (eds), *Crimes of War: What the Public Should Know*, 2nd edition, W.W. Norton & Company, New York, 2007, p. 287.

Levie, Howard S., *Prisoners of War in International Armed Conflicts*, *International Law Studies*, U.S. Naval War College, Vol. 59, 1978.

Tsuchiya, Takashi, 'Why Japanese doctors performed human experiments in China in 1933-1945', *Eubios Journal of Asian and International Bioethics*, Vol. 10, No. 6, November 2000, pp. 179-180.

暴力・脅迫

Dörmann, Knut and Colassis, Laurent, 'International Humanitarian Law in the Iraq Conflict', *German Yearbook of International Law*, Vol. 47, 2004, pp. 293-342, at 334-337.

Doswald-Beck, Louise, 'The right to life in armed conflict: does international humanitarian law provide all the answers?', *International Review of the Red Cross*, Vol. 88, No. 864, December 2006, pp. 881-904.

Gasser, Hans-Peter, 'The Sixth Annual American Red Cross-Washington College of Law Conference on International Humanitarian Law: A Workshop on Customary International Law and the 1977 Protocols Additional to the 1949 Geneva Conventions; Remarks of Hans-Peter Gasser', *American University Journal of International Law and Policy*, Vol. 2, No. 2, 1987, pp. 415-538, at 477-481.

Gowlland-Debbas, Vera, 'The right to life and the relationship between human rights and humanitarian law', in Christian Tomuschat, Evelyne Lagrange and Stefan Oeter (eds), *The Right to Life*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2010, pp. 121-150.

公衆の好奇心

Krähenmann, Sandra, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 359-411.

Maia, Catherine, Kolb, Robert and Scalia, Damian, *La Protection des Prisonniers de Guerre en Droit International Humanitaire*, Bruylant, Brussels, 2015, pp. 194-200.

Risius, Gordon and Meyer, Michael A. 'The protection of prisoners of war against insults and public curiosity', *International Review of the Red Cross*, Vol. 33, No. 295, August 1993, pp. 288-299.

報復措置

Albrecht, A.R., 'War Reprisals in the War Crimes Trials and in the Geneva Conventions of 1949', *American Journal of International Law*, Vol. 47, No. 4, October 1953, pp. 590-614.

Almond, Harry H., Jr. and Kalshoven, Frits, 'Reprisals: the Global Community is not yet Ready to Abandon Them', *Proceedings of the Annual Meeting of the American Society of International Law*, Vol. 74, April 1980, pp. 196-202.

Barsalou, Olivier, 'The History of Reprisals Up to 1945: Some Lessons Learned and Unlearned for Contemporary International Law', *The Military Law and the Law of War Review*, Vol. 49, Nos 3-4, 2010, pp. 335-371.

Bierzanek, Remiguisz, 'Reprisals in Armed Conflicts', *Syracuse Journal of International and Comparative Law*, Vol. 14, 1988, pp. 829-843.

Bretonnière, Maurice, L'application de la Convention de Genève aux prisonniers français en Allemagne durant la Seconde Guerre Mondiale (typewritten thesis), Paris, 1949.

Darcy, Shane, 'The Evolution of the Law of Belligerent Reprisals', *Military Law Review*, Vol. 175, March 2003, pp. 184-251.

De Hemptinne, Jérôme, 'Prohibition of Reprisals', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 576-596.

Greenwood, Christopher, 'Reprisals and Reciprocity in the New Law of Armed Conflict', in Michael A. Meyer (ed.), *Armed conflict and the New Law: Aspects of the 1977 Geneva Protocols and the 1981 Weapons Convention*, British Institute of International and Comparative Law, London, 1989, pp. 227-250.

Henckaerts, Jean-Marie and Doswald-Beck, Louise, *Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules*, ICRC/Cambridge University Press, 2005, https://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1_rul.

Kalshoven, Frits, *Belligerent Reprisals*, 2nd edition, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005.

Kwakwa, Edward, 'Belligerent Reprisals in the Law of Armed Conflict', *Stanford Journal of International Law*, Vol. 27, No. 1, Fall 1990, pp. 49-81.

Rosas, Allan, *The Legal Status of Prisoners of War: A Study in International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*, Institute for Human Rights, Åbo Akademi University, Turku/Åbo, 1976, reprinted 2005.

Wallace, Geoffrey P.R., *Life and Death in Captivity: The Abuse of Prisoners during War*, Cornell University Press, Ithaca, 2015.

Yk, Brian Sang, 'Legal Regulation of Belligerent Reprisals in International Humanitarian Law: Historical Development and Present Status', *African Yearbook on International Humanitarian Law*, 2012, pp. 134-184.

1 - 第三条約の時間的適用範囲については、第 5 条(1)を参照。

2 - Pictet (編), ジュネーヴ第四条約, ICRC, 1958, p.204 (人道的待遇は「ジュネーヴ四条約の真理である」)。

3 - 特に、第 25 条から第 38 条を参照。

4 - 以下、「交戦的報復」を単に「報復」と呼ぶ。「報復」という用語の定義と国際法上の報復措置の概念については、E.1 項を参照。非国際武力紛争におけるこの概念の適用可能性については、第 3 条の解説、M.6 項を参照のこと。

5 - 被保護者に対する報復の禁止は、第一条約から第四条約のすべてにおいて見出すことができる; 第一条約 (第 46 条); 第二条約 (第 47 条); および 第四条約 (第 33 条(3))。

6 - 1863 年リバー・コード第 76 条に規定されている:「捕虜は、実現可能な場合はいつでも、平素の健全な食事に供し、人道的な待遇を受けなければならない。」より一般的には、リバー・コード第 79 条は、人道的な扱いに起因する特徴ある重要性を示すものである:「捕虜となり負傷した敵は、医療スタッフの能力に応じて、すべて医療処置を施さなければならない。」同コード第 73 条も参照:「すべての将校は、捕らえられたとき、捕虜に武器を引き渡さなければならない。捕虜の顕著な勇気を賞賛し、または捕虜の捕獲前の人道的な待遇を承認するために、司令官が顕著な場合に捕虜に返還することができる。」1874 年のブリュッセル宣言の第 23 条も参照。

7 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、pp. 248、349、381。

8 - エリトリア・エチオピア請求権委員会、捕虜、エリトリアの主張、部分裁定、2003 年、段落番号 11-12 および 138、捕虜、エチオピアの主張、部分裁定、2003 年、段落番号 12-13 および 125 も参照のこと。Sanna, 2009, p.317 も参照のこと。

9 - 人権法も同様に、人の人道的な扱いの原則に基づいている。特に、人権に関する文書では、自由を奪われた人への人道的な扱いと人間の尊厳の尊重が要求されていることを強調している。American Declaration on the Rights and Duties of Man (1948), Article XXV; International Covenant on Civil and Political Rights (1966), 第 10 条(1); American Convention on Human Rights (1969), 第 5 条(1); European Prison Rules (2006), 規則 1; Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment (1988), 原則 1; および Basic Principles for the Treatment of Prisoners (1990), 段落番号 1 を参照。

10 - Concise Oxford English Dictionary, 第 12 版, Oxford University Press, 2011, p. 693 は、別の要素として「最小限の痛みを与えること」を追加している。

11 - 捕虜の区分ごとに異なるニーズについては、「序論」の A.3.b 項を参照。

12 - 第一条約第 12 条(1); 第二条約第 12 条(1); 第四条約第 5 条および第 27 条(1); ならびに第一追加議定書第 75 条(1)を参照されたい。非国際武力紛争における被抑留者の人道的扱いの要件については、第 3 条(1)(1)および第二追加議定書第 4 条(1)を参照のこと。

13 - 例えば、コロンビア、憲法裁判所、憲法事件番号 C-291/07、判決、2007 年、セクション III-D-5 を参照。‘La garantía general de trato humano provee el principio guía general subyacente a las convenciones de Ginebra, en el sentido de que su objeto mismo es la tarea humanitaria de proteger al individuo en tanto persona, salvaguardando los derechos que de allí se derivan.’(「人道的待遇における一般的保証は、その目的自体が、個人を一人の人間として保護し、そこから派生する権利を保護する人道的任務にあるという意味で、ジュネーヴ条約の背景にある全体的な指導の原則を提供する。))。また、中央アフリカ共和国、Instructor’s Manual、1999、p. 5(「捕虜となった戦闘員及び敵国の権力下にある文民は、その生命、尊厳、個人的権利及び信条を尊重される権利を有する。」); フランス共和国、Doctrine on Management of Captured Persons、2011、段落番号 312(「軍事行動の間に捕えられた個人は、その人間としての地位、戦争法、国内法及び国際法を尊重して取り扱わなければならない。」); オランダ王国、Military Manual、2005、p. 159(「全ての被抑留者は、人間としての尊厳を持って扱われるべきである。」); ニューージーランド、Military Manual、2019、第 4 巻、p. 12-11、段落番号 12.3.1(「NZDF『ニューージーランド国防軍』の隊員は、自由を奪われた者や NZDF の管理下にある者を、その法的地位やその他の配慮に関係なく、人道的に扱わなければならない。また、そのような者たちの名誉、尊厳、人格、信念、宗教的信条を尊重しなければならない。」); スリランカ民主社会主義共和国、Military Manual、2003、段落番号 1043(「捕虜は常に人道的に扱われなければならない。それは、次のことを意味する。捕虜の尊厳と人格は尊重されなければならない。」); 英国、Joint Doctrine Captured Persons、2015、pp. 10-3-10-4、段落番

1006(「我が国の軍隊は、すべての CPERS『捕虜』を、いかなる状況においても、いかなる時も人道的に扱わなければならない。...職員は、身分や態度に関わらず、入所したすべての CPERS に尊厳と敬意をもって接することが重要である。」); およびアメリカ合衆国、Naval Handbook, 2007, 段落番号 11.1-11.2 (「人道的な扱い ... すべての被抑留者は、以下を行うものとする。人間として尊重される。」), 国防総省 (DoD) Directive No. 2310.01E, DoD Detainee Program, 2014 年 8 月 19 日, 段落番号 3(b) (「国防総省の方針として、すべての被抑留者は、適用される米国の法律と政策および戦争法に従って、人道的かつ尊厳に配慮して処遇される。本章の人道的待遇に関する要件は、その性格を問わず、すべての軍事行動中に適用される。」), および Operational Law Handbook, 2017, p. 104: 「全ての捕虜を人道的に、敬意と尊厳をもって待遇する。」

14 - 例えば、オーストラリア連邦, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, 段落番号 9.48 および 9.49; カナダ, Code of Conduct, 2002, p. 2-9; ジブチ共和国, Manual on International Humanitarian Law, 2004, p. 23; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1603; および トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 49 を参照。

15 - 例えば、オーストラリア連邦, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, 段落番号 9.58; Chad, IHL Manual, 1996, p. 28 (チャド共和国が第二追加議定書を批准する前の版); ネパール連邦民主共和国, Army Handbook, 2011, p. 6; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1222; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 158; 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-7, 段落番号 211(i); および アメリカ合衆国, Naval Handbook, 2007, 段落番号 11.2 を参照。

16 - チャド共和国, IHL Manual, 1996, p. 28; デンマーク王国, Military Manual, 2016, p. 476; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1221; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 158; 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-5, 段落番号 211(b); および アメリカ合衆国, Naval Handbook, 2007, 段落番号 11.2 を参照。

17 - 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-6, 段落番号 211(f), および アメリカ合衆国, Naval Handbook, 2007, 段落番号 11.2 を参照。

18 - チャド共和国, IHL Manual, 1996, p. 28; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1228; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 158; および 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-6, 段落番号 211(d)などを参照。

19 - 例えば、カナダ, Prisoner of War Handling Manual, 2004, p. 1B-4; チャド共和国, IHL Manual, 1996, p. 28; デンマーク王国, Military Manual, 2016, p. 475; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1228; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, pp. 159-160; 英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-7, 段落番号 211(h); および アメリカ合衆国, Naval Handbook, 2007, 段落番号 11.2 を参照。

20 - チャド共和国, IHL Manual, 1996, p. 28; デンマーク王国, Military Manual, 2016, p. 476; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1228; および トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 158 などを参照。

21 - ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, p. 12-14, 段落番号 12.3.7, および アメリカ合衆国, Department of Defense, Review of Department Compliance with President's Executive Order on Detainee Conditions of Confinement, 2009, p. 29 などを参照。

22 - チャド共和国, IHL Manual, 1996, p. 28; ネパール連邦民主共和国, Army Handbook, 2011, p. 3; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1228; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, pp. 159-160; 英国,

Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-7, 段落番号 211(l); および アメリカ合衆国, 国防総省 (DoD), DoD Detainee Program, Directive No. 2310.01E, 2014 年 8 月 19 日, セクション 3(b)(1) (「政策」)などを参照。Copenhagen Process も参照: Principles and Guidelines (2012), 段落番号 2, 9 および 10。

23 - ICTY, Delalić Trial Judgment, 1998, 段落番号 520-543。

24 - 性的暴力の禁止に関する詳細は、第 3 条 M.6 項、第 14 条段落番号 1664、1684 の解説を参照のこと。

25 - ICTR, Akayesu Trial Judgment, 1998, 段落番号 688 を参照。武力紛争におけるこの概念の概要については、Durham, Gardam/Jarvis, Haeri/Puechguirbal, Brammertz/Jarvis, および Viseur Sellers/Rosenthal などを参照。

26 - ICC Elements of Crimes (2002), 第 8 条(2)(e)(vi)-6; 第 7 条(1)(g)-6 および 第 8 条(2)(b)(xxii)-6 も参照された

27 - ICTY, Kunarac Appeal Judgment, 2002, 段落番号 125-133 を参照。この場合、控訴院は、抑留の状況は、同意の可能性を否定するほど強制的な状況に相当すると判断した。

28 - Sivakumaran, pp.265-267; 男性に対する暴力が行われた紛争の例については、pp.257-258 も参照。Sassòli, p.283, 段落番号 8.135 を参照。

29 - 「いかなる時も」及び「いかなる場合でも」という公式の追加解釈については、第 3 条セクション F.1.c の解説を参照のこと。

30 - ICTY, Mrkšić Appeal Judgment, 2009, 段落番号 71。

31 - 捕虜の尋問の詳細については、第 17 条(4)を参照のこと。

32 - ここで述べた意味での非代償性の原則は、特定の国際または非国際武力紛争において紛争当事国が負うべき義務にのみ関係する。これは、国家が同じ条約に加盟しているかどうかという別の問題と区別する必要があり、その条約が国家間を拘束するための条件となるものである。この問題は、条約の一般国際法に基づくものであり、特定の国際武力紛争の当事国である国家間に適用される法について決定的なものである。第三条約の解説における第 1 条、段落番号 221 ならびに第 3 条、段落番号 598 および第一条約の解説における第 19 条、段落番号 1809 も参照。

33 - Condorelli/Boisson de Chazournes, p. 19 などを参照。1929 年傷者及び病者のジュネーヴ条約における第 25 条(1)および 1929 年捕虜のジュネーヴ条約における第 82 条において、「いかなる状況において」と最初に記載している: ‘On visait donc, à travers l’utilisation d’une clause d’un style nouveau, à soustraire le régime des obligations de caractère strictement humanitaire à la logique de la réciprocité.’ (「その目的は、新しい種類の条項を用いることで、厳密に人道的な性格を持つ義務の体制を互惠主義の論理から免除することであった。」); Moir, p. 60 (「人道的な扱いは『あらゆる状況において』(つまり相互的ではなく)与えられるだけでなく、『いかなる不利な差別もなく』遵守されなければならない。); および Sandoz/Swinarski/Zimmermann, 段落番号 49-51, 「いかなる状況においても」と第一追加議定書の第 1 条における解説。また、ICTY, Kupreskić Trial Judgment, 2000, 段落番号 517 も参照: 「tu quoque は原理的に欠陥がある。人道法は、狭義に、二国間の権利と義務の交換に基づくと想定している。その代わりに、この法体系の大部分は、絶対的な義務、すなわち無条件の義務、言い換えれば相互主義に基づかない義務を定めている。」また、この点からまた、1969 年のウィーン条約法条約第 60 条(5)は、「人道的な性格を有する条約に含まれる人身の保護に関する条項、特に当該条約によって保護される者に対するあらゆる形態の報復を禁止する条項」の重大な違反を理由に、各国が条約条項を停止または終了させることを禁止している。

34 - 第一条約第 12 条の「あらゆる状況において」についてコメントしている Kleffner, pp.326-327 などを参照。また、第 3 条の解説、段落番号 597 も参照。

35 - アメリカ合衆国、tribunal at Nuremberg, Hostages case, Judgment, 1948, p. 647 を参照。これは、人道法が軍事的必要性の例外を明確に規定している場合のみ考慮される; Geiss, 2010, p. 558 を参照。

36 - 第 15 条, fn. 27 および第 30 条段落番号 2278、第 49 条(1)も参照のこと。別の文脈では、この言葉は「身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であり、単に病気や疾患がないだけではない」と定義されている (World Health Organization (1946) の憲章、前文)。健康の社会的側面は、ジュネーブ条約では第三条約第 38 条などいくつかの条項で網羅されている。

37 - ICTY, Blaškić Trial Judgment, 2000, 段落番号 156; Delalić Appeal Judgment, 2001, 段落番号 424; Kordić and Čerkez Trial Judgment, 2001, 段落番号 245; および Naletilić and Martinović Trial Judgment, 2003, 段落番号 339 を参照。

38 - これらの不当な扱いの一部については、Eritrea-Ethiopia Claims Commission, Prisoners of War, Ethiopia's Claim, Partial Award, 2003 を参照のこと。例えば、委員会は、エリトリアがエチオピア人捕虜に必要な最低水準の医療を提供せず (段落番号 124)、収容所間の移送中に捕虜が不必要に苦痛を受けることを許容したことで (段落番号 138)、国際法に違反したと結論づけた。他の文脈における不当な扱いの例については、Memorandum from the ICRC to the States Parties to the Geneva Conventions of August 12, 1949 concerning the conflict between the Islamic Republic of Iran and the Republic of Iraq, Geneva, 7 May 1983「イラン・イスラム共和国とイラク共和国の間の紛争に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の締約国への ICRC からの覚書」(ジュネーブ、1983 年 5 月 7 日); 'Activités Extérieures', Revue internationale de la Croix-Rouge, 第 65 巻, No. 742, 1983 年 7 月～8 月, pp. 226-228; Second Memorandum from the ICRC to the States Parties to the Geneva Conventions of August 12, 1949 concerning the conflict between the Islamic Republic of Iran and the Republic of Iraq, Geneva, February 1984「イラン・イスラム共和国とイラク共和国の間の紛争に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の締約国への ICRC からの第 2 回覚書」(ジュネーブ、1984 年 2 月); 'Activités Extérieures', Revue internationale de la Croix-Rouge, 第 66 巻, No. 746, 1984 年 3 月～4 月, pp. 119-121 を参照。国連安全保障理事会、イランとイラクの捕虜も参照のこと: The report of a mission dispatched by the Secretary-General, UN Doc. S/16962, 22 1985 年 2 月, 特に 段落番号 115-125, 273 and 294, および Report of the mission dispatched by the Secretary-General on the situation of prisoners of war in the Islamic Republic of Iran and Iraq, UN Doc. S/20147, 24 1988 年 8 月 24 日, 特に 段落番号 98-101 を参照。一般的には、Wallace も参照。

39 - このシナリオは、第 13 条が、抑留国による捕虜の死亡または健康を著しく害する不法な作為または不作為を禁止していることから、正当に第 13 条(1)に該当するものではない。しかし、抑留国は、第 13 条(2)に基づき、捕虜を尊重し、あらゆる暴力行為から彼らを保護する義務を負っていることに変わりはない。

40 - ICTY, Delalić Trial Judgment, 1998, 段落番号 510。

41 - Mettraux, p.76. ICTY, Krnojelac Trial Judgment, 2002, 段落番号 131 を参照、および Delalić Trial Judgment, 1998, 段落番号 536, European Court of Human Rights, A v. UK, Judgment, 1998, 段落番号 20 から引用 を参照。

42 - ICTR, Akayesu Trial Judgment, 1998, 段落番号 502。この発言は、集団の構成員に身体的または精神的に重大な危害を加えることによるジェノサイドの罪との関連でなされたものである。

43 - ECCC, Kaing Trial Judgment, 2010, 段落番号 454。ICTY, Krstić Trial Judgment, 2001, 段落番号 511-513 も参照。

44 - リバー・コード(1863)第 16 条、第 44 条(傷害の禁止)、第 56 条(切断の禁止)などを参照。

45 - 第四条約第 32 条、第一追加議定書第 11 条(2)(a)及び第 75 条(2)(a)(iv)、第二追加議定書第 4 条(2)(a)参照。

- 46 - ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005), 規則 92。
- 47 - Concise Oxford English Dictionary, 第 12 編, Oxford University Press, 2011, p. 945。
- 48 - Dörmann, 2012, pp.230 および 397, Zimmermann, pp.489-490 を参照。条約及び議定書は「切除」という用語を使用しているが、例外として、本条約第 13 条(1)及び第一追加議定書第 11 条(2)(a)は「身体切除」という用語を使用している。
- 49 - ICC Elements of Crimes (2002), 第 8 条(2)(b)(x)-1, (c)(i)-2 および (e)(xi)-1。これらの要素に関する解説は、Dörmann, 2012, pp.229-233, 396-397, 482-484 を参照されたい。La Haye, 2001, pp.164-166, 208-209 も参照のこと。
- 50 - SCSL, Brima Trial Judgment, 2007, 段落番号 724 および Sesay Trial Judgment, 2009, 段落番号 180, および Appeal Judgment, 2009, 段落番号 1198 を参照。
- 51 - Concise Oxford English Dictionary, 第 12 編, Oxford University Press, 2011, p. 1068。
- 52 - アメリカ合衆国, Manual for Military Commissions, 2010, Part IV, 段落番号 5(14)(c)は、「結果として被害者の手足または内臓の機能が回復したという可能性または手術によって傷が治癒するかもしれないという可能性がある場合でも、」切除の罪は完全であるとみなしている。
- 53 - Concise Oxford English Dictionary, 第 12 編, Oxford University Press, 2011, p. 410 を参照(‘disfigure’とは、「外観を損なうこと」と定義されている)。
- 54 - 同上 p.1395 を参照(‘spoil’とは、「価値や質を低下させる、破壊する」と定義されている)。SCSL, Sesay Trial Judgment, 2009, 段落番号 179(「切断は禁止された暴力の特にひどい形態である」、ICTR, Kayishema and Ruzindana Trial Judgment, 1999, 段落番号 108(切断は「深刻な身体的危害」に相当)、および控訴審判決、2001 年、段落番号 361(ある種の被害は他のものより深刻であり、それは例えば切断などである)、Akayesu Trial Judgment, 1998, 段落番号 706-707 (切断は「深刻な」身体的危害を負わせることである); および Canada, Quebec Superior Court, Criminal Division, Munyaneza case, Judgment, 2009, 段落番号 88(切断は「重大な身体的危害を与える」行為と認識されている)を参照。また、アメリカ合衆国, Manual for Military Commissions, 2010, Part IV, 段落番号 5(14)(c): 傷は、この条文の適用範囲を考慮すると、全体を切除する必要はなく、また特定のタイプである必要もないが、被害者の外観を顕著かつ実質的に損なうようなものでなければならない、も参照。傷、活力の衰退、または臓器の破裂もしくは機能不全は、永続的なかなりの機能を深刻に損傷させているものでなければならない。
- 55 - 例えば、SCSL, Koroma Indictment, 2003, 段落番号 31 を参照。
- 56 - ICTR, Kajelijeli Trial Judgment, 2003, 段落番号 935-936, および Human Rights Watch, Shattered Lives: Sexual Violence during the Rwandan Genocide and its Aftermath, 1996 年 9 月 などを参照のこと。
- 57 - ICTR, Bagosora Trial Judgment, 2008, 段落番号 2266; Kajelijeli Trial Judgment, 2003, 段落番号 935-936; ICTY, Tadić Trial Judgment, 1997, 段落番号 45 および 237; UN Commission on Human Rights, Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences on her mission to Colombia (2001 年 11 月 1 日 ~7 日), UN Doc. E/CN.4/2002/83/Add.3, 2002 年 3 月 11 日, 段落番号 42; および Human Rights Watch, Shattered Lives: Sexual Violence during the Rwandan Genocide and its Aftermath, 1996 年 9 月 などを参照。
- 58 - 例えば、SCSL, Koroma Indictment, 2003, 段落番号 31 を参照。
- 59 - アメリカ合衆国, Manual for Military Commissions, 2010, Part IV, 段落番号 5(14)(c)を参照。
- 60 - 第 130 条の解説、段落番号 5264 を参照。また、ICC Statute (1998), Article 8(2)(c)(i) は共通第 3 条への重大な違反として切除を挙げ、一方、Article 8(2)(e)(xi) は戦争の法律と慣習の重大な違反として切除を挙げている。この違

いの説明については、第 3 条の解説、段落番号 926 を参照。戦争犯罪としての切断の禁止は、多数の国の法律にも定められている。ICRC, Customary International Humanitarian Law, Practice relating to Rule 92, section IV, https://ihl-databases.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v2_rul_rule92 を参照のこと。

61 - 第一追加議定書第 11 条(1)-(2)も参照のこと。切断は、共通の第 3 条の下でも禁止されており、これは重大な違反に相当する; 第 3 条の解説、G.2.c 及び M.3 項を参照。ICC の犯罪要素では、切断の戦争犯罪について、第 13 条に含まれる例外を明示的に含んでいる; ICC Elements of Crimes (2002), Article 8(2)(c)(i)-2 を参照。この例外はシエラレオネ特別法廷の判例法にも含まれている; SCSL, Brima Trial Judgment, 2007, 段落番号 725、Sesay Trial Judgment, 2009 年、段落番号 181 を参照のこと。

62 - 1949 年ジュネーブ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 381 を参照。

63 - ICC Elements of Crimes (2002), 第 8 条(2)(b)(x)-1、要素 3 に係る fn. 46 および第 8 条(2)(e)(xi)-1、要素 3 に係る fn. 69 を参照。第 8 条(2)(c)(i)に関連してこの脚注が省略されているのは、Dörmann, 2003, p. 396 によれば、「起草上の誤り」なのかもしれない。

64 - この問題については、第 87 条の解説、段落番号 3699 を参照のこと。

65 - 第 3 条 G.4 項、第 120 条、段落番号 4594 に関する解説を参照。

66 - ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005), 規則 113 を参照のこと。

67 - 1949 年ジュネーブ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 248。

68 - アメリカ合衆国、Military Tribunal at Nuremberg, The Medical Trial, Judgment, 1947 を参照。

69 - Tsuchiya, pp. 179-180 を参照。‘Digging up Japan’s past: Deafening silence - An investigation into wartime atrocities, but the media keeps strangely quiet’, エコノミスト, 2011 年 2 月 24 日; J. Kevin Baird および Sangkot Marzuki, War Crimes in Japan–Occupied Indonesia: A Case of Murder by Medicine, University of Nebraska, 2015; Jing-Bao Nie, Nanyan Guo, Mark Selden および Arthur Kleinman (共著), Japan’s Wartime Medical Atrocities: Comparative inquiries in science, history, and ethics, Routledge, Abingdon, 2010 も参照。

70 - Harris, pp. 287-288 を参照。

71 - アメリカ合衆国, Military Tribunal at Nuremberg, The Medical Trial, Judgment, 1947 を参照。この戦争犯罪を扱った裁判は他にもある; ポーランド共和国、最高国民裁判所、ホーエス事件、Trial Judgment, 1947, および アメリカ合衆国, Military Tribunal at Nuremberg, Milch case, Trial Judgment, 1947 を参照。

72 - これらの原則の評論については、Dörmann, pp.73-74 を参照。

73 - 彼らは労働収容所で 2 年から 25 年の刑に処された。細菌兵器の製造と使用で告発された日本軍の元軍人の裁判に関する資料 (Materials on the Trial of Former Servicemen of the Japanese Army Charged with Manufacturing and Employing Bacteriological Weapons), Foreign Languages Publishing House, モスクワ, 1950, 特に pp. 20-26 および 422-428 を参照。また、Valentyna Polunina, ‘The Khabarovsk trial: the Soviet riposte to the Tokyo Tribunal’, Kirsten Sellars (編), Trials for International Crimes in Asia, Cambridge University Press, 2016, pp. 121-144 および Jing-Bao Nie, ‘The West’s Dismissal of the Khabarovsk Trial as “Communist Propaganda”: Ideology, evidence and international bioethics’, Journal of Bioethical Inquiry, 第 1 巻, No. 1, 2004 年 4 月, p. 32-42 を参照のこと。

74 - 血液を抜いて代わりに海水を注入する実験、脳手術、臓器の切除・摘出などが行われた; マッカーサー元帥の報告, マッカーサー(日本): The Occupation: Military Phase, 第 I 巻 Supplement, ワシントン, D.C., 1966, 再版 1994, p. 107, fn. 56 を参照。

- 75 - アメリカ合衆国, Military Commission at Yokohama, Yokoyama case, Trial, 1949-1950 を参照。Philip R. Piccigallo, *The Japanese on Trial: Allied War Crimes Operations in the East, 1945-1951*, University Press of Texas, Austin, 1979, pp. 83-90 を参照。
- 76 - アメリカ合衆国, Military Commission at Guam, Iwanami case, Trial, 1947 を参照。
- 77 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 381 ページ(代表者が用語の選択について議論)、p. 191 を参照。Levie, pp. 358-359 も参照。
- 78 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 191 を参照のこと。
- 79 - この文言は、第一追加議定書第 11 条(1)および 1998 年 ICC 規程に基づく医学的または科学的実験の戦争犯罪に関する 2002 年 ICC Elements of Crimes の fn. 46 から引用したものである。詳細な説明については、本条約第 130 条の解説、D.4 項を参照。
- 80 - 国際医学団体協議会 (CIOMS), *International Ethical Guidelines for Epidemiological Studies*, CIOMS, ジュネーヴ, 2009, および *International Ethical Guidelines for Biomedical Research Involving Human Subjects*, CIOMS, ジュネーヴ, 2002 を参照のこと。
- 81 - アメリカ合衆国, *Military Tribunal at Nuremberg, The Medical Trial, Judgment*, 1947, p. 396 を参照。
- 82 - 第一追加議定書第 11 条(2): 「特に、そのような人に対しては、たとえ本人の同意があつたとしても、...医学的または科学的な実験を行うことは禁止されています。」
- 83 - Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 92, pp. 320-323 を参照。被抑留者が手続きに同意した場合の例外の可能性に言及せず、多くの国際文書、公式声明、判例法の例を参照している。
- 84 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 191: 生物学的実験を参照のこと。委員会は、これらの言葉の定義が必要かどうか、特に、例えば、「彼らの医療に必要でないこと」を追加することによって、その範囲を制限すべきではないかを、非常に長く議論した。しかし、実際には、一般に受け入れられている意味での生物学的という言葉は、内科的、外科的の区別なく治療行為には当てはまらない。
- 85 - 詳細については、第 50 条の解説、セクション E を参照。
- 86 - このような場合、DNA サンプルは個人を特定する目的でのみ採取され、有資格者によって収集され、目的達成後に破棄され、認定された基準に従って研究所で分析され、不正なアクセスや使用から保護されなければならない。ICRC, *Missing people, DNA Analysis and Identification of Human Remains: A Guide to Best Practice in Armed Conflicts and Other Situations of Armed Violence*, 第 2 版, ICRC, ジュネーヴ, 2009, p. 41 を参照。また、第一条約、第 16 条の解説、段落番号 1584、第二条約、第 19 条の解説、段落番号 1761、第三条約、第 17 条の解説、段落番号 1833、第三条約、第 122 条の解説、段落番号 4795 も参照。
- 87 - Pictet (編), *ジュネーヴ第三条約の解説*, ICRC, 1960, p. 141。
- 88 - ICTY, *Mrkšić Appeal Judgment*, 2009, 段落番号 73 は、(第三条約は、「抑留国のすべての代理人に、抑留国の代理人としての立場を理由として、捕虜を保護する義務を負わせている。捕虜に関する代理人への責任については、これ以上具体的な時間を費やす必要はない。」と判示している)。
- 89 - 例えば、気候が彼らにとって有害な場所に收容された捕虜は、できるだけ早く、より好ましい気候の場所に移さなければならない(第 22 条(2))、また、戦闘地域の火にさらされる可能性のある場所へ送還又は抑留されてはならない(第 23 条(1))。
- 90 - 第 23 条(4)を参照。

91 - 第 13 条は、第 42 条の条件に準拠して行われる場合、抑留国が例えば収容所の秩序や規律を維持するために武器を使う権利を損なうものではない。

92 - 例えば、捕虜は性的暴力から保護されなければならない；第 14 条の解説、段落番号 1664 および 1684 を参照。

93 - 1868 年のサンクトペテルブルク宣言の前文で簡潔に述べられているように、「戦争中に国家が達成しようと努力すべき唯一の正当な目的は、敵の軍事力を弱めることであり、…この目的のためには、できる限り多くの人命を無力化すれば十分である」。

94 - Concise Oxford English Dictionary、第 12 版、p.1614。Brian A. Garner (編)、Black's Law Dictionary、第 11 版、Thomson Reuters, 2019, p.1881 も参照。

95 - 「心理的暴力」という用語の使用については、例えば、ECCC, Kaing Trial Judgment, 2010, 段落番号 164; ICTY, Krajišnik Trial Judgment, 2006, 段落番号 1146, Hadžihasanović Trial Judgment, 2006, 段落番号 1372、および Aleksovski 裁判の判決、1999、段落番号 226; および SCSL, Brima Trial Judgment, 2007, 段落番号 1141 を参照。

96 - 精神的苦痛は、それ自体、残酷な待遇と認定されるほど深刻な性質を帯びる場合がある。例えば、ICTY, Naletilić and Martinović Trial Judgment, 2003, 段落番号 369; Inter-American Court of Human Rights, Loayza Tamayo v. ペルー共和国, Judgment, 1997, 段落番号 57; European Court of Human Rights, アイルランド v. UK, Judgment, 1978, 段落番号 167; および 条約第 19 条に基づき締約国から提出された報告書である UN Committee against Torture, Consideration of reports: アメリカ合衆国、UN Doc. CAT/C/USA/CO/2, 2006 年 7 月 25 日, 段落番号 13。同様に、別の種類の暴力については、精神的苦痛と苦悩はそれ自体で拷問に相当し、深刻であり得る: 例えば、ICTY, Kvočka Trial Judgment, 2001, 段落番号 149; Limaj Trial Judgment, 2005, 段落番号 236; Haradinaj Retrial Judgment, 2012, 段落番号 417; および Mrkšić Trial Judgment, 2007, 段落番号 514。また、「肉体的又は精神的な拷問は…捕虜に与えてはならない」と規定する第 17 条第(4)も参照。

97 - Concise Oxford English Dictionary、第 12 版、p. 744。

98 - ICTY, Furundžija Trial Judgment, 1998, 段落番号 162-163 および 180 などを参照。

99 - ICTY, Karadžić Trial Judgment, 2006, 段落番号 688 などを参照。

100 - 捕虜の道徳的高潔さの尊重については、第 14 条の解説、セクション C.2.b を参照のこと。1980 年から 1988 年のイラン・イラク戦争において、ICRC は、多数のイラク人捕虜がイラン当局によって脅迫や第三条約に対する深刻な違反にさらされていたことを懸念して指摘した。ICRC, Memorandum from ICRC to States Parties of Geneva Conventions of August 12, 1949 regarding Islamic Republic of Iran and Republic of Iraq (イラン・イスラム共和国及びイラク共和国に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約の締約国への ICRC からの覚書), 1983 年 5 月 7 日; 'Activités Extérieures', Revue internationale de la Croix-Rouge (「対外的活動」, 赤十字国際レビュー), 1983 年 7 月～8 月, 第 65 巻, No.226-228; ICRC, Memorandum from the ICRC to the States Parties of the Geneva Conventions of August 12, 1949 regarding the Islamic Republic of Iran and the Republic of Iraq (イラン・イスラム共和国及びイラク共和国に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約の締約国への ICRC からの覚書), 1984 年 2 月; 'Activités Extérieures', Revue internationale de la Croix-Rouge (「対外的活動」, 赤十字国際レビュー), 第 66 巻, No.746, 1984 年 3 月～4 月, pp.119-121 を参照。国連安全保障理事会、イランとイラクの捕虜も参照のこと: The report of a mission dispatched by the Secretary-General, UN Doc. S/16962, 1985 年 2 月 22 日, 特に段落番号 126-131 ならびに 212-224, および Report of the mission dispatched by the Secretary-General on the situation of prisoners of war in the Islamic Republic of Iran and Iraq, UN Doc. S/20147, 24 August 1988, 特に段落番号 44-46 ならびに 76-80。

101 - Arnold Krammer, *Prisoners of War: 参考ハンドブック*, Praeger Security International, Westport, 2008, p. 4: 「一般に、ローマ軍に捕らえられた敵兵は.....ローマ軍の勝利を祝うため、あるいは民衆の娯楽のために、ローマの町や村の通りを歩かされた。」

102 そのような例は、他にもたくさんあった: 1942 年 8 月、朝鮮半島で日本軍が英国、米国に対する住民の尊敬を失墜させるために行った 1000 名の連合軍捕虜の行進、1944 年夏、ドイツ軍がパリとローマで行った米国人捕虜のパレード、1944 年 7 月にモスクワの街を順に行進した 57000 名のドイツ兵の行進。特に、Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido* を参照のこと: *A Short History of Japanese War Crimes* (日本の戦争犯罪の歴史), Cassel, ロンドン, 2002, pp.60-62。

103 - 捕虜に関するジュネーヴ条約(1929)の第 2 条、段落番号 2。

104 - アメリカ合衆国, *Military Commission at Florence, Maelzer case, Judgment*, 1949, pp. 53-55, および *International Military Tribunal for the Far East, Case of the Major War Criminals, Judgment*, 1948, p. 533。

105 - この事件は 'Hanoi March' と呼ばれている; Stuart I. Rochester および Frederick Kiley, *Honor Bound; American Prisoners of War in Southeast Asia 1961-1973*, Naval Institute Press, Annapolis (米海軍兵学校), 1999, pp. 188-207 を参照。

106 - 1980 年代のイラク・イラン戦争、1991 年の湾岸戦争、2003 年のイラク・アメリカ戦争での例を参照。Maia/Kolb/Scalia, pp.196-197; ICRC, *Annual Report 1991*, ICRC, ジュネーヴ, p.98; および Rogers, p.53 を参照。

107 - Maia/Kolb/Scalia, pp. 194-195 を参照。

108 - 同上, pp. 196-197 を参照。ICRC, *Annual Report 1991*, ICRC, ジュネーヴ, p.98 も参照のこと。

109 - W. Hays Parks, 'The Gulf War' も参照: *A Practitioner's View*, *Dickinson Journal of International Law*, 第 10 巻, No.3, 1992, pp.393-423, 箇所 418; Peter Rowe, 'Prisoners of war in Gulf area', Peter Rowe (編), *The Gulf War 1990-91 in International and English Law*, Routledge, ロンドン, 1993, pp.188-204, 箇所 195, fn.R., 'Gulf's War', in the *Gulf World*, 1993, pp. 47。

110 - インターネット上の捕虜に関する情報または捕虜の画像掲載については、*Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations* (2017)、規則 135 の解説、段落番号 5 も参照のこと。

111 - *Concise Oxford English Dictionary*, 第 12 版, Oxford University Press, 2011 年, p. 737。

112 - Krähenmann, p. 390, および Sanna, p. 984 も参照。

113 - 第 46 条によれば、捕虜の移送は「人道的に」行われなければならない。第 119 条によれば、「送還は、第 46 条から第 48 条までに定める条件と同様の条件で行われるものとする」とあり、そのため「人道的に行われる」ことが要件に含まれている。

114 - Risius/Meyer, p. 293: 「例えば、1991 年の湾岸戦争の際、イラク当局は捕虜としてテレビに登場したイラク人兵士の家族を、兵士が降参するために持ち場を脱走した疑いで逮捕したと報告されている。」

115 - Eric David, *Principes de droit des conflits armés* (武力紛争法の諸原則), 第 6 編, Bruylant, Brussels, 2019, p.659; Yoram Dinstein, 'Jus in Bello Issues Arising in Hostilities in Iraq in 2003' ('2003 年のイラク戦争で発生した Jus in Bello 問題'), *Israel Yearbook on Human Rights*, 第 34 巻, 2004, p.12; および Maia/Kolb/Scalia, pp.194-200 を参照。

116 - 第 70 条。

117 - 第 71 条。

118 - 第 126 条。

119 - この均衡を図る法令の解説については、アブグレイブ事件後の判例を参照されたい。アブグレイブでの虐待の映像が初めて報道機関に流出した後、米国自由人権協会 (ACLU) は、情報公開法に基づいて米国防総省に対し、拘留施設で撮影された写真やビデオテープの公開を要請した。2004 年、国防総省がこの要請を断ると、ACLU はこれに対して訴訟を起こした。米国政府は、これらの画像の公開は、実はジュネーブ条約の公衆の好奇心に対する規定に違反すると主張した。参照: アメリカ合衆国, 米国自由人権協会 v. 米国防総省, Declaration of Edward R. Cummings in Support of Motion for Summary Judgment, 2005, 段落番号 17。裁判所は、「写真に写っている人物を特定できるすべての特徴」を削除した上で公開することを支持する判決を下した。また、アメリカ合衆国, Court of Appeals for Second Circuit, 米国自由人権協会 v. 米国防総省, Judgment, 2008, p. 4 も参照。

120 - ドイツ連邦共和国, Military Manual, 2013, p. 120, 段落番号 811, および ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, p. 12-13, 段落番号 12.3.3 を参照。Krähenmann, p. 374 も参照: 「捕虜に関する写真報告は、その写真が個々の捕虜の特定ができない場合には、人道的待遇の原則に違反しない。」Maia/Kolb/Scalia, pp. 194-200, および Rogers, p. 53 も参照のこと。

121 - 「1949 年ジュネーブ条約における『公衆の好奇心』と題する覚書も参照のこと。解釈は、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) 政府と英国赤十字社によって作成された」2007 年 11 月 26 日: (1) 捕虜を個人として特定できるような画像は、通常、当該個人を公衆の好奇の目にさらすものと考え、報道、出版又は放送してはならない。ある事件の特定の状況により、捕虜の身元を明らかにすることが公共の利益のために必要である場合 (例: その者の年功序列、またはその者が国際司法からの逃亡者であるため)、その者の人間的尊厳を守るために細心の注意が払われなければならない。(2) 捕虜個人の写真または公の威厳を失わせる状況に置かれた集団の写真は、通常、報道、出版又は放送すべきではない。例えば、国際人道法の重大な違反を公にするために、そのような画像が送信される例外的な状況においては、個人の身元は保護されなければならない。

122 - Rogers, p. 53。

123 - 捕虜の個人情報の保護については、第 122 条の解説、E.1.d 項を参照のこと。

124 - 死者の待遇を規定する規定は、遺骨を尊重し (第一追加議定書第 34 条)、丁寧に埋葬することを求めている (第一条約第 17 条、第二条約第 20 条および第三条約第 120 条)。

125 - 保護する義務の概念については、D.1 節を参照。

126 - この点に関する国の実践の一例として、2003 年のイラク侵攻に関連してフランスの Conseil supérieur de l'audio-visuel (CSA) がとったイニシアティブがある。紛争直前、理事会はメディアに対して「de ne pas diffuser de documents contraires aux stipulations de la convention de Genève sur les prisonniers de guerre」(「戦争捕虜に関するジュネーブ条約の規定に反する文書を放送しないこと」という勧告を出している (Recommandation du 18 mars 2003 à l'ensemble des services de télévision et de radio relative au conflit au Moyen-Orient, 2003 年 3 月 18 日)。特に、理事会はメディアに対して「戦争捕虜の身元を確認できないようにし、彼らの発言が放送されないようにすること」を要請した ('Prisonniers de guerre: respecter la Convention de Genève', プレスリリース, 2003 年 3 月 24 日)。また、アメリカ合衆国, Army Regulation on Enemy Prisoners, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees, 段落番号 1-5.d も参照。

127 - いくつかの例として、Joshua Partlow, 'Guard at hanging blamed for secret video of Hussein', ワシントン・ポスト, 2007 年 1 月 4 日, および Josh Halliday, 'Gaddafi death video: BBC defends use of 'shocking' images', ガーディア

ン、2011年10月21日。

128 - このように再度報道するたびに、第13条に対する新たな違反が発生すると主張する著者もいる。Françoise J. Hampson, 'Liability for War Crimes', Peter Rowe ならびに David Travers (共著), *The Gulf War 1990-1991 in International and English Law*, Routledge, ロンドン, 1993, p. 252, および Maia/Kolb/Scalia, pp. 194-200 参照。

129 - 第1条の解説、セクション E.3.a を参照。

130 - 第129条の解説、セクション E を参照。

131 - Dörmann/Colassis, p. 337: 「したがって、ジュネーヴ条約の締約国は、たとえば自国のメディアに対して、写真を公開する動機がそれ自体崇高なものであっても、慎重に公開することを自制するよう要請することによって、これらの再報道を終わらせる具体策を講じるべきである。」

132 - 措置の概念に関する更なる詳細については、Draft Articles on State Responsibility (2001) pp. 128-139 を参照。

133 - 国際法委員会の 'retorsion' の定義については、同書 p. 128 を参照。

134 - この解説では、「報復」という言葉は「好戦的な報復」の同義語として使われている。非国際武力紛争におけるこの概念の適用可能性については、第3条の解説、M.6 項を参照のこと。

135 - したがって、報復は、人道法を違反した敵対国に向けられるべきであり、違反を犯した国の同盟国に向けられることはない。Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 145, p.513 を参照。「違反国の同盟国に対する報復を認める事例は限られているが、その歴史は...1930年と第二次世界大戦までさかのぼる。それ以後は、そのような報復に頼ることはもはや有効ではないことを示しているように思われる。」

136 - 同上参照。報復の概念の変遷については、Barsalou, pp.335-347; Kwakwa, pp.52-58; および Kalshoven を参照のこと。

137 - Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 145, p. 516 にある、主に第二次世界大戦中の判例法を参照。Greenwood, p.232; Sandoz/Swinarski/Zimmermann, 段落番号 3457, および Darcy, pp.193-194 も参照。Kupreškić において、ICTY はまた、報復は、違反の停止を要求する敵対当事者への警告が無視された後のみ実行され得ると述べている; Kupreškić Trial Judgment, 2000, 段落番号 535, および Martić Trial Judgment, 2007, 段落番号 466 を参照。

138 - この側面は 1880 年のオックスフォード・マニュアルにすでに含まれており、軍用マニュアル、公式声明、および国家の慣例に一貫して現れている; Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 145, p. 518 を参照。

139 - 同上, p. 517. 「報復は、すでに先行している違反事例に匹敵するものも、目的を達成するために必要なものも、これらの水準を超えてはならない」(Greenwood, pp.230-231) と述べられている。

140 - イタリア共和国, Military Tribunal of Rome, Kappler case, Judgment, 1948; Hass and Priebke case, Judgment in Trial of First Instance, 1997, セクション 4; オランダ王国, Special Court (War Criminals) at The Hague, Rauter case, Judgment, 1948, pp. 129-138; および アメリカ合衆国, Military Tribunal at Nuremberg, Hostages case, Judgment, 1948, p. 61 を参照。また, Special Arbitral Tribunal, Naulilaa case, 1928, pp. 1025-1028; ICTY, Kupreškić Trial Judgment, 2000, 段落番号 535; および Martić Trial Judgment, 2007, 段落番号 466-468 も参照。好戦的報復に関する更なる議論については, Sassöli, pp.82-84 も参照。

141 - Sandoz/Swinarski/Zimmermann, 段落番号 3428。

142 - これらの問題については, Kwakwa, pp. 74-75 を参照。

143 - Sandoz/Swinarski/Zimmermann の段落番号 3432 を参照。

- 144 - この問題については、Kalshoven による詳細な歴史的説明、pp. 45-51 を参照。報復に関する条文を採用する提案は、政府専門家に受け入れられなかった。
- 145 - 同上、pp. 51-55。特に、Oxford Manual (1880)の第 85 条と第 86 条を参照。
- 146 - Kalshoven, pp.56-66。どちらの会議も交戦的報復の概念の明確化に大きな貢献はしていない。しかし、1899 年と 1907 年のハーグ条約第 50 条に含まれる集団処罰の概念には触れている。
- 147 - Kalshoven, p. 51。
- 148 - しかし、第一次世界大戦中の捕虜に関する協定で、報復の問題を取り上げ、事前の通告なしに報復を行うことを禁止しているものが一つだけある; Agreement between the United States of America and Germany concerning Prisoners of War (捕虜収容に関するアメリカ合衆国とドイツ連邦共和国との間の協定), Sanitary Personnel and Civilians (1918), 第 182 条を参照。
- 149 - Sandoz/Swinarski/Zimmermann, 段落番号 3434。第二次世界大戦中の活動に関する赤十字国際委員会の報告書(1939 年 9 月 1 日～1947 年 6 月 30 日)、第 I 巻における 1916 年の ICRC の訴えを参照: General Activities, ICRC, ジュネーヴ, 1948 年 5 月, pp.365-372; Kalshoven, pp.69-73 も参照。
- 150 - 捕虜に対する報復の例については、Kalshoven, pp.178-200、および Rosas, pp.445-446 を参照。Darcy, p. 198, および アメリカ合衆国, Military Commission at Rome, Dostler case, Judgment, 1945 も参照。占領地の民間人に対する報復の例については、Kalshoven, pp.200-210 を参照。
- 151 - 1947 年政府専門家会議報告書, p. 275 および Pictet (編)、ジュネーヴ第一条約の解説, ICRC, 1952, pp. 343-344。
- 152 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻, pp. 183-184 ならびに pp. 199、および Kalshoven, pp. 263-272 を参照。
- 153 - 第 8 条および第 10 条を参照。
- 154 - 第 11 条参照。
- 155 - 第 49 条参照。
- 156 - 照会手続きについては、第 132 条を参照。これらのメカニズムは、これまでのところ、コンプライアンスに代わる方法としては、非効率的なものに留まっている。Greenwood, pp.238-239; Kwakwa, pp.76-79; および Darcy, pp.249-250 を参照。第一追加議定書では、International Fact-Finding Commission (国際事実調査委員会)が設置されたが、これもまだ武力紛争当事者によって発動されたことはない。
- 157 - ベトナム戦争(1955-1975)における交戦的報復の使用に関するいくつかの実例と、1964 年のコンゴ民主共和国と 1966 年のイスラエル占領下のアラブ領土における具体的な事例については、Kalshoven, pp.289-321 を参照のこと。ベトナムの事例については、特に、Donald N. Zillman, 'Political Uses of Prisoners of War', Arizona State Law Journal, No.237, 1975, pp.238-251 を参照。
- 158 - Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 145, p.514, および Sandoz/Swinarski/Zimmermann, 段落番号 3433 を参照。
- 159 - 第一条約第 46 条、第二条約第 47 条および第四条約第 33 条(3)も参照のこと。
- 160 - 第一追加議定書第 51 条(6)、第 52 条(1), 第 53 条(c), 第 54 条(4), 第 55 条(2) および 第 56 条(4)を参照。また、第一追加議定書第 20 条は、第一追加議定書第 II 部によって保護される人および物に対する報復を禁止していることを参照。

- 161 - これは、第一追加議定書の第 51 条から第 55 条に対して留保と宣言を行った少数の国を害するものではない。これらの留保と宣言に関する解説は、Henckaerts/Doswald-Beck、規則 146 に関する解説、p. 521 を参照のこと。
- 162 - 捕虜に対する報復の禁止の絶対的特徴に関する議論については、Bretonnière, pp.44-47 を参照。
- 163 - 非国際武力紛争における報復の概念の適用性については、第 3 条の解説、セクション M.6 を参照。
- 164 - この問題については、Albrecht, pp.611-612 を参照。次のように結論付けている:「この規定の歴史は、その目的が、あらゆる条件下で、列挙されたカテゴリーの個人と財産に対する報復を防止することであったことも示している。... 1949 年の条約は、報復行為による例外を認めないものとしなければならない」。
- 165 - 条約の重大な違反とは、「条約の目的または趣旨の達成に不可欠な規定の違反」である; 条約法に関するウィーン条約(1969)第 60 条(3)。
- 166 - 同上、第 60 条(5)。
- 167 - 同上、同条約の規定の不遡及に関する第 4 条を参照。
- 168 - スイス連邦による提案と第 60 条(5)を盛り込んだ動機については、United Nations Conference on the Law of Treaties の第 1 会期の公式記録、UN Doc. A/CONF.39/C.1/SR.61, 特に pp.354-359 を参照。
- 169 - Eritrea-Ethiopia Claims Commission, Prisoners of War, Eritrea's Claim, Partial Award, 2003, 段落番号 143-163 を参照のこと。この判決に対する批判として、Marco Sassòli, 'The Approach of the Eritrea-Ethiopia Claims Commission towards the Treatment of Protected Persons in International Humanitarian Law', in Andrea de Guttry, Harry H.G. を参照。Post および Gabriella Venturini (共著), The 1998-2000 War Between Eritrea and Ethiopia, T.M.C. Asser Press, The Hague, 2009, pp. 342-344。また、1988 年のイランとイラクの紛争終結時に起こったとされる同様の出来事、John Quigley, 'Iran and Iraq and the Obligations to Release and Repatriate Prisoners of War after the Close of Hostilities (イランとイラク、敵対行為終了後の捕虜解放と送還義務)', American Journal of International Law, 第 5 巻, No.73, 1989, pp.73-86 を参照。
- 170 - 捕虜に対する報復の頻度を示す統計的分析については、Wallace、特に pp. 84-90 を参照。捕虜に対する報復は 1949 年以降に頻繁に起こったと論じている。

第十四条〔捕虜の身体の尊重〕

ARTICLE 14 : RESPECT FOR THE PERSONS AND HONOUR OF PRISONERS

条文*

- (1) 捕虜は、すべての場合において、その身体及び名誉を尊重される権利を有する。
- (2) 女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもって待遇されるものとし、いかなる場合にも、男子に与える待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるものとする。
- (3) 捕虜は、捕虜とされた時に有していた完全な私法上の行為能力を保持する。抑留国は、捕虜たる身分のためやむを得ない場合を除く外、当該国の領域の内外においてその行為能力に基く権利の行使を制限してはならない。

*参照しやすいように段落番号を付する。

内容

A. 序論.....	59
B. 歴史的背景	60
C. 第 1 項: 捕虜の身体及び名誉の尊重	60
D. 第 2 項: 女性捕虜	65
E. 第 3 項: 捕虜の私法上の行為能力	67
参考文献(アルファベット順)	70

A. 序論

1651 第 14 条 1 項は、抑留国に対し、捕虜が拘束されている間、捕虜の身体及び名誉の尊重を確保することを求めている。この義務は、第 13 条に定める人道的待遇の要件を強化し、第三条約及び第四条約で定める捕虜の待遇に関する規則を特徴づけるものである。

1652 第 2 項は、女性特有のニーズに十分配慮することを求め、女性に対するいかなる差別的な扱いも禁止している。第三条約の採択以来、軍隊に入隊し、積極的に戦闘の役割を担う女性の数はますます増加している。したがって、女性捕虜の特別な保護と、少なくとも男子に与える待遇と同等に有利な待遇を求めることは、今日もなお重要である。

1653 第 3 項では、捕虜の私法上の行為能力について述べている。私法上の行為能力とは、法律や経済活動に参加できる社会の一員として認められることであり、人間の尊厳の基本的な部分のことである。武力紛争中に捕虜として抑留されることは、明らかにこの行為能力に影響を与えるが、第 14 条(3)は、捕虜が自然人として行動する行為能力およびこのような権利の行使を制限することは、

抑留されることによって直接要求される範囲を越えてはならないと規定している。

B. 歴史的背景

1654 第 14 条に見られる一般的な義務は、捕虜を尊重する待遇の在り方を求めており、特に女性に対する特別な配慮や捕虜の私法上の行為能力の承認が要求されているが、これらのことは既に 1929 年の捕虜に関するジュネーヴ条約第 3 条(1)で規定されていたものである。現在の第三条約における第 14 条は、本質的な側面を再現しているが、拘束中の特に女性の保護や捕虜の私法上の行為能力に関する詳細が追加されている。

1655 1949 年に追加された女子は「いかなる場合にも、男子に与える待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるものとする」という文は、「全ての国において、女性の立場は男性の立場と同じではない」ということを示唆しており、第二次世界大戦中の経験から「抑留国において女性の地位が男性より低い場合には、女性の立場を保護することが緊急に必要である」ことを意図していた。[1] 1949 年の外交会議での議論では、起草者は、抑留国における女性の法的地位とは関係なく、女性の捕虜に対するいかなる差別的な待遇も禁止する意向を示した。[2]

1656 長年もの間、捕虜には私有財産を持つ権利があり、捕虜の金銭や個人の貴重品を奪うことは「不名誉」であると認められていたが[3]、20 世紀初頭に捕虜が私法上の行為能力を保持するという考え方が発展した。[4]1929 年の第三条約は、捕虜は私法上の行為能力を保持していると単に述べているだけであった。第二次世界大戦中、このような広義の表現が、捕虜が抑留されている国において私法上の行為能力を行使する権利に関し、捕虜の間に誤解を招くことになった。[5] そのため、1949 年の外交会議の起草委員会は、「捕虜となった時点で、捕虜にとって維持されるべきことは、私法上の行為能力であり、このような権利は、抑留国による不要な干渉なしに、できる限り行使されるべきである」と決定した。[6]このように、第 14 条(3)の記載は、抑留された捕虜が享受する私法上の行為能力の範囲を明確にしようとし、抑留国によって私法上の行為能力の行使が制限され得る程度を明確にすることを目的としている。

C. 第 1 項: 捕虜の身体及び名誉の尊重

1. 概要

1657 第 14 条(1)は、抑留国に対し、拘束された捕虜には、その者の身体及び名誉が尊重されるかたちで待遇を与えることを確約する義務を課している。[7]

1658 ジュネーヴ条約は「身体及び名誉の尊重」の概念を定義していない。通常理解では、「(誰かの)人を尊重する」ということは、「その人の価値観や長所に対して敬意の念を持つこと」[8]、「他人の感情や権利に対する十分な配慮を行うこと」を意味する。[9] 人の名誉を尊重することは、その者の人格を尊重することとある程度重なるが、より具体的には、全ての者が持っている価値観を十分に尊重する必要があるということである。名誉は、その者の評判、年齢とも関連しており、地域社

会や同僚グループの中で位置づけられるものでもある。[10]

1659 捕虜の人格と名誉を尊重することがどのように表現されるべきかは、文化的、社会的又は宗教的背景、性別及び年齢を含む広範な要因による。[11] しかし、どんな者に対しても最低限の敬意は払われるべきであり、特定の文脈の中でより積極的に敬意を払うことはあっても、その逆は決してあってはならない。

1660 相手を尊重する待遇の義務は、捕虜に対する暴力行為又は侮辱的待遇の禁止及び個人の尊厳を侵害すること、特に屈辱的かつ品位を傷つける待遇の禁止等、第三条約に見られるより明確な禁止事項と関連している。[12] それでもやはり、第 14 条は、実質的な内容と保護範囲を定めている箇所として理解されなければならない。その範囲は、第三条約において例示されているが、第 13 条の禁止事項又は抑留状況における特殊な規制の範囲を越えることも、制限されることもない。抑留国は、第 14 条(1)で定める待遇の基準を考慮する義務を負う。特に、抑留場所、食事及び衛生並びに宗教上の決まりごと等、様々な抑留の場면을統制する第三条約の条項を実行する場合等である。[13]

2. 人間尊重

1661 人間の尊重という概念には、身体的完全性と道徳的完全性という 2 つの異なる側面がある [14]。

a. 身体的完全性の尊重

1662 身体的完全性を尊重する捕虜の権利は、抑留国の代理人、その軍隊の構成員、公衆又は他の捕虜によって与えられた身体の傷又は暴力行為から保護される権利を伴う。例えば、第 13 条で禁止されている作為・不作為からの保護、尋問時の拷問・強要の禁止 (第 17 条(4)、第 99 条(2))、懲戒・司法処分の執行方法 (第 87 条(3)、第 88 条、第 89 条(3)、108 条(3)) がこれに当たる。また、戦闘地域の火にさらされる可能性のある場所に捕虜を拘束することを禁止し、空爆その他の戦争の危険に対する避難所を現地の市民と同程度に捕虜に提供する義務 (第 23 条) なども含まれている。

1663 捕虜の身体的完全性の尊重の要件は、捕虜に与えられなければならない生活条件を規定する規則にも反映されている。[15] 人道的待遇の原則に従い、抑留国は捕虜が拘束されている間、「適切な抑留条件」を確保することが求められている。[16]

1664 自由を奪われた者は、性的暴力を含む不当な扱いを受けやすく、女性と性的少数者は特に高い危険にさらされる。[17] 捕虜の身体的完全性を尊重する義務は、国際人道法の他の規定において暗黙的かつ明示的に示される性的暴力の禁止を確約するものである。[18] これは、抑留国に対し、全ての捕虜が直面する個別のリスクを考慮した上で、全ての捕虜を保護するデューデシリ

ジェンスの義務を課すものである。

b. 道徳的完全性の尊重

1665 人間の尊重は、宗教、政治、知的・社会的信念、性別、性的指向を含む人間の属性を支えるあらゆる本質を尊重することも対象とする。[19] 拘束されることにより、これらの信念に従って行動する能力が制限される懸念は生じるが、第 14 条は、そのような制限が抑留そのものに必要な範囲を超えないことを要求している。

1666 これに即して、人間の尊重は、例えば衣服に関連して、全ての捕虜の自尊心に配慮した尊厳のある待遇を必要とする。[20] 第 14 条は、蔑称や性的・その他の嫌がらせなど、捕虜を屈辱的に扱う拘留中の待遇を禁じている。ある場面において、何が屈辱的な待遇となるかは、文化的、社会的、宗教的背景、性別、年齢を含むより広範囲の要因に左右される。[21]

1667 さらに、道徳的完全性の尊重は、性別に基づく故意の又は何気ない行為から屈辱的と取れる行為から捕虜を保護するために、抑留国が捕虜収容所の計画及び運営において性別の側面を考慮することを求めている。[22] 捕虜の検査は、その一例である。第三条約は捕虜の検査を規制する明確な規定を含んでいないが、検査を受ける捕虜に屈辱を与えるリスクを軽減させるため、可能な限り同性の者によって実施されるべきである。[23]

1668 人の道徳的完全性の尊重は、捕虜が抑留国によってどの程度プロパガンダの対象とされうるかという問題にも関係する。捕虜の士気を下げるためにプロパガンダを用いることに関しては、1947年の政府専門家会議で議論されたが、参加者の大多数は「プロパガンダは定義が難しすぎて、条約に明示的に言及されるべき問題ではないと考えていた。」「[24]国際法の下では「プロパガンダ」の全てを網羅する定義は存在せず、プロパガンダの定義は技術が進歩するにつれて変化してきたが、この用語は一般的に、人々や世論に影響を与えたり操作したりする目的で国家機関や個人が情報を拡散するという意味を含んでいる。[25]

1669 第二次世界大戦以降の多くの武力紛争では、抑留国は捕虜に政治的影響を与えることを試みてきた。[26] 確かに、ICRC は、抑留国の政治代表者による強制的な「教育セッション」や講義、政治的発言を含むポスターや看板の収容所内での掲示、ラジオ番組の放送、捕虜の国民的・宗教的感情に不快感を与えるプロパガンダ映画の上映など、こうした試みを何度も目撃してきた。

1670 プロパガンダは国際人道法の下では一般に禁止されていないが、抑留国が捕虜の意思や信念に影響を与えたり操作しようとしたりすることから捕虜が逃れることが困難又は不可能な状況で拘束されることに対しては、特別な配慮が適用される。捕虜を脅すようなプロパガンダは、13 条(2)と同様に、本条と矛盾することになる。[27]捕虜の道徳的完全性を尊重する義務を考慮すると、捕虜に政治的影響を与えようとする試みは、捕虜が拘束から逃れられない事実を利用することが圧力を

かけることに繋がる場合、常に許容されるものではない。一方的又は偏った情報を含む新聞又はラジオ若しくはテレビ番組を利用させることは禁止されていないが、捕虜がそうした情報へのアクセスについて取捨選択できなくさせ、そのような情報を流すために拡声器等を使用することは、第 14 条(1)及び第 38 条(1)の違反となるであろう。[28]同様に、「情報提供・教育セッション」の情報を拡散し強要することは、第 14 条(1)、第 38 条(1)に違反する。[29]

1671 圧力がかかるのは、参加を拒否した捕虜が処罰される場合だけでなく、「自発的」なコースに従った捕虜に特権が与えられる場合にも該当する。このような取組は、平等な待遇の義務と矛盾するため、条約にも違反する。[30] この点で、第 14 条(1)は、締約国に対し、捕虜の知的、教育的及び娯楽的活動並びに運動競技の奨励を義務付けた第 38 条(1)の実施と特に関連性がある。捕虜の人権の尊重は、これらの奨励が自発的なものでなければならず、強制されてはならないことを意味する。[31]

1672 捕虜の道徳的完全性を尊重する義務は、抑留国によるプロパガンダの目的に向けた利用と緊張関係にある。第二次世界大戦後の国際的な武力紛争において、ICRC は捕虜が政治集会のために利用され、彼らの国に反する政治的スローガンを繰り返し唱えさせられたことを目撃している。政治集会であれ、テレビやソーシャル・メディアでの露出であれ、プロパガンダのために捕虜を利用することは、第 14 条(1)の違反となる。政治的デモへに捕虜を強制参加させることも、捕虜を公衆の好奇の目にさらすことを禁じた 13 条(2)により禁止される。

3. 名誉の尊重

1673 第 14 条(1)は捕虜の名誉を尊重することを求めている。[32]この義務は、第三条約において、特に軍の階層構造、肩書及び規範に対する名誉を考慮して捕虜の名誉を保護することを目的とする多くの規定の中で繰り返されている。[33]第 18 条(3)は、階級章及び勲章を捕虜から取り上げてはならないと規定し、第 40 条は、捕虜として拘束されている間、これらの着用が許可されなければならないと規定している。さらに、第 44 条と第 45 条は、捕虜がその階級と年齢に応じた待遇を受け、将校の収容所における役務が確保されることを要求している。第 87 条(3)によれば、捕虜は、その階級を奪われ、又は階級章の着用を妨げられてはならない。捕虜の名誉は、屈辱的な労働を禁じた第 52 条(2)や、捕虜の遺言、埋葬、死亡証明書を扱った第 120 条から第 124 条でも保護されている。

1674 いくつかの軍事マニュアルは、捕虜の名誉の尊重に関して様々な角度から詳述しており、例えば、個人を特定する情報の開示を厳格に禁止している事項を挙げている。[34]より具体的には、彼らの尊厳や名誉に影響を与える可能性があり、暴力、脅迫又は侮辱行為に繋がる恐れのある報道、及び捕虜を個別に特定できるような形での報道の禁止[35]、屈辱的または品位を落とすような方法で衣服に印をつけることの禁止[36]が挙げられる。より広義には、捕虜の名誉を尊重する義務は、押し付けや強要等の物理的干渉や言葉による攻撃など、捕虜を適切かつ安全に待遇する

ための要件により合理的に正当化できない行為も禁じている。

1675 第三条約の起草以来、新しい技術が発達しているが、特に監視の分野では、これは捕虜の人格と名誉を尊重する権利に影響を及ぼす可能性を有している。[37]こうした技術は第三条約が起草された時点では存在しなかったとしても、捕虜収容所での技術利用を決定する際には第14条が適用され、条約により、捕虜に求められる保護と一貫した方法で利用される必要がある。[38]

1676 ここ数十年、捕虜が収容されている場所を含め、抑留場所での CCTV 映像監視システムの利用は飛躍的に増加している。捕虜収容所において、利用範囲が制限され、適切に規制・管理された映像監視は、原則として第14条(1)により禁止されていると考慮すべきではなく、ある特定の場所、時間帯における監視は、逃亡を防止したり、抑止したりするために有効な手段となり得る。また、人道的な利点もある。守衛は、自分たちが犯した違反行為の発覚や映像が自分たちに不利な証拠として使用されることを恐れて、職権の乱用を思いとどまるかもしれない。更に、捕虜の自殺や暴力の防止にも役立つ可能性がある。[39]

1677 したがって、特定の監視手段の使用が第14条に違反するかどうかは、設置されているカメラの数と種類(固定カメラまたは回転カメラ、ズームレンズなど)、画像記録用のカメラか単に画像送信用のカメラか、データがどのように編集されるか、抑留場所において捕虜または守衛が直面する全体的なセキュリティリスクなど、様々な考慮すべき事項により決められる。例えば、家族との面会や捕虜とその家族が感情的になっている場面を撮影したり、トイレや浴室にカメラを設置したりして捕虜の全身を撮影することは行き過ぎた監視行為である。セキュリティ侵害を防ぐ他の方法としては、面会者を細かく確認することや全身が映らないようにカメラを配置することが有効であると考えられる。また、全ての捕虜をあらゆる場所で(例えば、就寝時やトイレ)で常時映像監視することは、不適切で逸脱していると思われる。捕虜の自由が制限されるのは、戦闘に復帰できないようにするためであり、捕虜が犯罪を犯したからではない。

4. すべての場合において

1678 第14条(1)に定める義務は「すべての場合において」適用されるが、この言葉は他の条項でも使用されている。[40]この定型表現には、様々な法的意味が含まれる。[41]「すべての場合において」とは、ジュネーヴ条約の非互惠的性[42]を強調するものであるとしばしば議論される。それは、敵国が人道法に定められた義務を尊重しなかったとしても、捕虜自身に対する義務は損なわれないというものである。また、この定型表現は、特に規定されない限り、軍事的必要性は、人道法の規則を無効にするために発動され得ないことを確認する語として読まれてきた。[43] さらに、この定型表現は、第三条約が適用される全ての場所において捕虜を尊重し保護することを要求し、地理的にも時間的にも制約を受けないと解釈されることができる。「すべての場合において」とは、実際の戦闘地域及び戦闘地域から離れた場所(後衛)において、国際武力紛争の期間中及び抑留が終るまでの間に適用される。「すべての場合において」という言葉の通常の意味を踏まえ、第14条

の目的に照らし合わせると、この定型表現は上述の意味をすべて含み、広義に解釈されるべきである。

D. 第2項: 女性捕虜

1. 概説

1679 武力紛争において女性が紛争当事国の権力下に置かれた場合、特別な待遇を受けるという原則は、1929年の捕虜に関するジュネーヴ条約第三条約で初めて謳われた。[44]この規定は、第一次世界大戦に相当数の女性が参戦していたことが大きな要因となっている。以来、軍に従事する女性の数と戦場の内外で担われる多様な役割の両面から、武力紛争への女性の参加は拡大している。より多くの女性が戦闘機能の前線に関与しており[45]、そこでは捕虜になるリスクが高まっている。[46]

1680 第14条(2)では、「女子」という用語を使用しているが、武装勢力に徴用され、又は関与している際に捕虜となった女子を対象とするものと読む必要がある。

2. 性別に関係なく

1681 第14条(2)は、紛争当事国に対し、女性を「女性に対して払うべきすべての考慮をもって」待遇されることを要求している。この段落は、第14条(1)の一般的な義務を基本とし、特に軍の構成員であり敵国の権力内に陥った女性に焦点を当てている。

1682 1949年以降、両性の平等に関して多くの社会的・国際的な法の発展が見られ、こうした動きは、第14条(2)と関連する規定に反映される必要がある。[47] 今日、武力紛争と抑留が人に影響を与える方法は様々であり、女性、男性、少女、少年は、それぞれ特定のニーズ、能力、視点を持っているということがより深く理解されている。[48] これらの進展を踏まえ、第14条(2)における女性の保護に関する具体的な記載は、女性が軍隊内で回復するのに時間がかかり、力、能力が乏しいと理解されるべきではなく、むしろ女性には女性特有のニーズがあり、ある特定の身体的・心理的リスクに直面するかもしれないことを示唆している。[49]

1683 第14条(2)は、紛争当事国に対し、例えばプライバシー、安全及び医療措置に関し、抑留中の女性捕虜が直面する特有のニーズとリスクを考慮することを求めている。[50] これは、第14条(2)に記載されている特定の義務及び第14条全体としての目的の両方を遵守するために必要である。

1684 最近の武力紛争における実態から、女性捕虜に対する性的暴力のリスクは現実的であることが示されている。[51] 男性と女性の両方が抑留中に性的暴行やその他の不当な扱いを受ける恐れがあるが、性的暴力は女性の身体とメンタルヘルスや心理的ウェルビーイングに明らかな影響を及ぼす。[52] 特に、女性は妊娠のリスクに直面しており、妊娠、出産中の医療合併症を初め、レイプによる妊娠、子育ての間に受ける避難や異端視に至るまで、身体的・心理的に悪影響を受ける

恐れがある。[53] 第 14 条(2)に基づく女性捕虜に対する保護と配慮は、抑留国がこうした出来事の発生を防止し、性暴力の被害者である女性が性別に応じた適切な医療を受けられる積極的措置を図ることを求めている。[54]

1685 第 14 条(2)は、より広義には、捕虜の医療に関する第三条約の第 3 部の規定に影響を与える。[55] 女性を性別に応じたあらゆる配慮と共に治療する義務は、抑留国に捕虜収容所において、男性・女性の両方の患者を治療する専門知識や技能を保証した医療サービスの提供を要求している。[56] 女性が敵国の権力内に陥ったとき、または抑留中に妊娠したとき、妊娠または出産直後であれば、特定の医療措置が必要である。[57] 締約国は、女性捕虜が利用可能な医療サービスに、婦人科及び生殖医療に対処できるよう十分な整備を行う義務を負う。

1686 第 14 条(2)に含まれる義務は、第三条約の他の規定で詳述されている。女性は男性と分離した宿舎に収容され、男性と分けられた衛生設備が提供されることになっている。[58] 刑罰や懲罰を受ける場合は、男性とは別の宿舎に収容され、女子の直接の監視の下に置かなければならない。[59]

1687 女性捕虜の身体の安全や適切な医療を確保するために具体的に必要な取り決めに加え、「女性に対して払うべきすべての考慮をもって」女性を扱う義務は、収容所の組織や収容条件全般のあらゆる側面に影響する。したがって、女性に供給される衣服[60]、提供されるレクリエーション活動及び女性に割り当てられる仕事に関して、こうした条件が適切で女性に開かれたものであることを保証するために[61]、この義務が考慮されなければならない。[62] 抑留国は、貧血やミネラル不足のリスクを回避するために、女性に対する食糧配給の質と量を調整することを要求される場合がある。[63] さらに、抑留国は、女性捕虜に対し、女性専用の清潔なトイレ及びシャワー施設[64]への安全かつ定期的なアクセス、衛生用タオル及びそれらを廃棄できる手段を確保し、十分な生理用品[65]など、尊厳とプライバシーを以て個人の衛生に応じた衣料品を提供する義務を負っている。この点で、抑留国は、生理用品を提供しないこと、又は機能的な衛生設備が備わっていないことが女性と男性に及ぼし得る様々な影響を考慮する必要がある。[66]

3. 男性と同等の待遇

1688 国際人道法は、差別することなく、戦争による苦痛を防止・軽減することを目的としている。女性の捕虜が男性に与えられる待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるという義務によって、第 14 条(2)は、国際人道条約及び慣習法の下で性別による差別禁止の原則を強調している。[67]

1689 前述のように、1949 年における外交会議の記録では、第二次世界大戦中の経験に配慮し、「女性の地位が男性よりも低い国において、女性の地位を保護することが喫緊の課題である」ことを明示している。[68] 第 16 条に含まれる全ての捕虜に対する待遇の平等を確保する基本的な義務とは別に、女性に関する差別の禁止に言及することによって、起草者は女性が直面しがちな差別

から生じる特定のリスクを認識していた。[69] 第 14 条(2)は、女性が軍の一員として武力紛争に参加すべきかという従来の概念やジェンダー論には関与せず、第 14 条(1)と併せ、軍の一員である抑留中の女性は平等に扱われるべきという要件を定めている。

1690 外交会議の記録によれば、起草者たちは、抑留国において女性が法的地位を有しているか否かにかかわらず、女性捕虜に対するいかなる差別的な扱いも禁止されることを強調している。[70]この記録には、自国軍で女性が戦闘的役割を果たすことに反対する文化の中で、女性を捉えるという考えは文化的規範に反することを踏まえ、女性捕虜の差別を抑留国に禁止する内容が含まれている。[71]この禁止は、さらに第 88 条(2)及び(3)で明記されており、抑留国の軍隊の構成員たる男子又は女子が同様の違反行為について受けるところよりも、きびしい罰又はきびしい待遇を与えることを禁止している。[72]

1691 第 14 条(2)は、特定の状況において、女性捕虜に対する特別な待遇を認めている。[73]同条は、抑留国に対し、女性捕虜の占める割合が低いとしても、女性捕虜が第三条約の規定に従って設置された全ての収容所施設を平等に利用できることを確保するよう求めている。[74]

E. 第 3 項: 捕虜の私法上の行為能力

1692 第 14 条(3)は、捕虜がその抑留生活の間、完全な私法上の行為能力を保持するという原則を謳っている。それは、捕虜の本国である国内法、抑留国における法制度のいずれにおいても、人の法的能力を完全に又は部分的にでも、抑留により消滅されないことを意味する[75]。

1. 捕虜とされた時に有していた私法上の行為能力

1693 第 14 条(3)における最初の条文は、私法上の行為能力の一般原則を定めている。第 14 条(3)自体は、私法上の行為能力における定義を含めていないが、この用語は、人間の私法上の行為能力の存在とそれを行行使する能力の両方に関わると理解されている。[76]

1694 私法上の行為能力の保持については、第三条約における他の条文でも表現されており、抑留中の捕虜の私法上の行為能力に関連する特定の問題を複数取り上げている。第 54 条は、労働災害による負傷について医師からの診断書を取得する捕虜の権利を保護し、第 68 条は、当該負傷に関する補償請求について規定している。第 77 条は、法的文書の作成、執行、送付を許可するだけでなく実際に有効にする抑留国の義務を定め、第 120 条は捕虜の遺言書の作成と送付に関する規制を定めている。

1695 人間の私法上の行為能力の範囲は、厳密には、国籍、出身地、または居住地のうち、いずれの国の法律によって決定される。第 14 条(3)の最初の条文における「捕虜とされた時に有していた」という文言は、抑留期間中に、どの法律における捕虜の私法上の行為能力が適用されるかを明確にするために、1929 年の規定で追加された。[77] 他方、条約の検討段階では、当該文言を追

加することは、抑留の時点で捕虜の私法上の行為能力を無効にすることを示唆したのではなく、捕虜の私法上の行為能力を出身国又は居住国の法令と連携させることを目的としたものであることが示されている。[78] 捕虜のうち、捕虜となる前に成年に達していなかった者で、捕虜となっている間に成年に達したものは、その出身国又は居住国の法令に定める完全な私法上の行為能力を享受する。

2. 抑留期間における私法上の行為能力の行使

1696 第 14 条(3)の 2 文目は、抑留国が、捕虜たる身分のためやむを得ない場合を除く外、当該国の領域の内外においてその行為能力に基く権利の行使を制限することを禁止するものである。

1697 捕虜は完全な私法上の行為能力を保持しているので、出身国又は居住国及び抑留国の両方において、同僚の捕虜との関係も含め、私法上の行為能力が行使されなければならない。この行為能力は、抑留期間が長引くほど重要になる。

a. 国籍、出身地又は居住地がある国で私法上の行為能力の行使

1698 実際、捕虜が一定の私法上の行為能力を行使する必要がある、又は行使を希望するのは、主に捕虜の国籍、出身地又は居住地がある国であり、例えば家族、利害関係または職業が発生する国においてである。

1699 長期間に渡る特に知られていない捕虜生活を送る間、捕虜は、結婚や離婚、養子縁組や子供の後見の手配、遺言の作成など、家族に関する権利の行使を望むことがある。[79]さらに、戦争捕虜の場合、一般に商業活動を行うことができないが[80]、国籍、出身国又は居住国がある国における商業上の利益は、捕虜自身が代理人を通じて、書簡又は後見人を選任することにより保護されることがある。

1700 抑留中の捕虜の私法上の行為能力保持の原則は、捕虜が依拠する国及び抑留国の両国がこれを促進する場合にのみ、完全に実施され得る。現実的には、捕虜が属する国の法律が、特定の法的・司法的行為が代理人によって行われることを認める場合、捕虜は、第 14 条(3)に基づく保護を享受することができると考えられる。そのために、捕虜の出身国がある国は、敵対国における抑留に適応し、捕虜が捕虜生活を送る間、捕虜の利益保護を確保した手続を採用することができる[81]。

1701 より率直には、第 14 条(3)は、抑留国が抑留によって、捕虜の私法上の行為能力の行使を必要以上に制限してはならないとしている。法律文書に関しては、第 77 条はさらに進んで、抑留国に対し、必要な書簡の送付、委任状の発行及び送付、文書、書類又は資料の送付を管理、推進し、捕虜の署名付き証明書に必要な対応を行い、捕虜に弁護士を付けることを許可することを求めている。同様に、第 120 条は、遺言はその本国法で必要とされる要件を満たすように作成しなければ

ならないと定めている。[82]このことは、抑留国がそのような文書の作成を可能にするための措置を講じなければならないことを意味する。

1702 ICRC は、第二次世界大戦以降多くの紛争において、捕虜が、自らの家族が本国で家族の世話や仕事ができるように委任状を準備していたことを確認している。多くの場合、これらの法的文書は、証人となる ICRC 代表の立ち会いのもとで作成され、その後、送付のために ICRC に渡された。

b. 抑留国の領域内における私法上の行為能力の行使

1703 捕虜の私法上の行為能力の保持に起因する問題は、抑留国における私法上の行為能力の行使に関わるものである。

1704 第二次世界大戦中、1929 年のジュネーブ条約における第 3 条に記載された捕虜は私法上の行為能力を保持するという記述により、捕虜は、抑留国において、私法上の行為能力を享受し、「一般の居住者」と同等に扱われると信じるようになった。[83] しかし、多くの抑留国は、捕虜が抑留国の国民又は抑留国の領域内に居住する外国人と婚姻関係を結ぶ権利に制限を設けていたため、このようなことはなかった。[84]1949 年の条約における条文の改訂は、将来的にこのような誤解を回避することを目的としていた。[85]

1705 しかし、「国の領域の内外においてその行為能力に基づく権利の行使を制限してはならない」という文言が、抑留国が自国の領土内で捕虜に私法上の行為能力を行使する義務を負うと理解できるため、最終的に合意された文言は、曖昧さを残すものとなった。しかし、1949 年の外交会議の議論は、抑留国の領域内では、捕虜は、抑留国の判断による私法上の行為能力のみを行使することができるということで代表団の間で合意形成が図られたことを明らかにしている。[86]捕虜は、通常、抑留国の文民と引き離されているため、抑留国の文民生活又は経済活動に参加する機会は、極めて限られている。

1706 とはいえ、これまでの経験から、一般市民との接触は起こるものである。抑留国は、捕虜に対して、娯楽やプライベート利用のために、地元の小売店や商店での物の購入を許可したり、民間の雇用主のもとで働く手立てをしたりすることで、ある程度の自立を認めることができる。[87]

1707 労務に服している捕虜に関しては、第三条約の第 2 条で労働災害から生じた損害に対する責任が扱われている。第 54 条(2)及び第 68 条は、捕虜が依拠する国による補償を規定しており、必要な場合には、捕虜が次の送還先となる国で補償請求ができるように、抑留国には、医療診断書の提供を求めている。

c. 抑留下における必要制限措置

1708 私法上の行為能力の保持は、捕虜がその国籍、出身国又は居住国がある国において家族及び事業の利益を保護できることを目的とするが、第14条(3)は、捕虜の選挙時における選挙権や陪審員として従事することを含め、私法上の行為能力は、必ずしも常に行使されるとは限らないことを認めている。第14条(3)は、抑留中に避けられない制限や抑留そのものを維持するために必要な制限事項を明記している。この文言は、制限を設けることは最小限に留めなければならない、抑留によって必要とされる範囲を越えてはならないことを示している。

1709 これらの制限事項の厳密な範囲は、それぞれの文脈の中で決定される必要がある。捕虜収容所での捕虜生活は、捕虜が抑留国の市民と交わることや抑留国において法的関係を結ぶことを制限することを正当化するものである。さらに、収容所の位置、アクセス、通信環境、規模などの基本的なインフラや抑留環境は、捕虜に対する権利行使能力に影響を与え、捕虜に許容される法的措置の回数や頻度に制約が起ることを弁護する可能性がある。

参考文献(アルファベット順)

Bennoune, Karima, 'Do We Need New International Law to Protect Women in Armed Conflict', *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 38, No. 2, 2006-2007, pp. 363-391.

Condorelli, Luigi and Boisson de Chazournes, Laurence, 'Quelques remarques à propos de l'obligation des Etats de "respecter et faire respecter" le droit international humanitaire "en toutes circonstances"', in Christophe Swinarski (ed.), *Etudes et essais sur le droit international humanitaire et sur les principes de la Croix-Rouge en l'honneur de Jean Pictet*, ICRC/Martinus Nijhoff Publishers, The Hague, 1984, pp. 17-35.

Coomaraswamy, Radhika, 'Sexual Violence During Wartime', in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences: Women and War*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 53-66.

Coursier, Henri et de Preux, Jean, 'Le problème de la capacité civile des prisonniers de guerre et des internés civils dans les Conventions de Genève de 1949', *Revue internationale de la Croix-Rouge et Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*, Vol. 35, No. 420, December 1953, pp. 925-937.

Durham, Helen, 'International Humanitarian Law and the Protection of Women', in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences: Women and War*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 95-107.

Durham, Helen and Massingham, Eve, 'Women and war', in Rain Liivoja and Tim McCormack (eds), *Routledge Handbook of the Law of Armed Conflict*, Routledge, London, 2016, pp. 335-350.

Durham, Helen and O'Byrne, Katie, 'The dialogue of difference: gender perspectives on international humanitarian law', *International Review of the Red Cross*, Vol. 92, No. 877, March 2010, pp. 31-52.

Enloe, Cynthia, *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War*, University of California Press, Berkeley, 1993.

Gardam, Judith, 'Women and Armed Conflict: The Response of International Humanitarian Law', in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences: Women and War*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 109-123.

- 'The Silences in the Rules That Regulate Women During Times of Armed Conflict', in Fionnuala Ní Aoláin, Naomi Cahn, Dina Francesca Haynes and Nahla Valji (eds), *Oxford Handbook of Gender and Conflict*, Oxford University Press, 2018, pp. 35-47.

Gardam, Judith G. and Jarvis, Michelle J., *Women, Armed Conflict and International Law*, Kluwer Law International, The Hague, 2001.

Geiss, Robin, 'Military Necessity: A Fundamental "Principle" Fallen into Oblivion', in H el ene Ruiz Fabri, R udiger Wolfrum and Jana Gogolin (eds), *Select Proceedings of the European Society of International Law*, Vol. 2, 2008, Hart Publishing, Oxford, 2010, pp. 554-568.

- 'The Obligation to Respect and to Ensure Respect for the Conventions', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sass oli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 111-134.

Haeri, Medina and Puechguirbal, Nadine, 'From helplessness to agency: examining the plurality of women's experiences in armed conflict', *International Review of the Red Cross*, Vol. 92, No. 877, March 2010, pp. 103-122.

Henckaerts, Jean-Marie and Doswald-Beck, Louise, *Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules*, ICRC/Cambridge University Press, 2005, https://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1_rul.

Kleffner, Jann K., 'Protection of the Wounded, Sick, and Shipwrecked', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 321-357.

Krill, Fran oise, 'The Protection of Women in International Humanitarian Law', *International Review of the Red Cross*, Vol. 25, No. 249, December 1985, pp. 337-363.

Levie, Howard S., *Prisoners of War in International Armed Conflict*, *International Law Studies*, U.S. Naval War College, Vol. 59, 1978.

Lindsey, Charlotte, *Women facing war: ICRC study on the impact of armed conflict on women*, ICRC, Geneva, 2001.

- 'The Impact of Armed Conflict on Women', in Helen Durham and Tracey Gurd (eds), *Listening to the Silences:*

Women and War, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden, 2005, pp. 21-35.

Maia, Catherine, Kolb, Robert and Scalia, Damien, *La Protection des Prisonniers de Guerre en Droit International Humanitaire*, Bruylant, Brussels, 2015.

Naclerio, Anne L., 'Medical Issues for Women Warriors on Deployment', in Elspeth Cameron Ritchie and Anne L. Naclerio (eds), *Women at War*, Oxford University Press, 2015, pp. 49-77.

Prescott, Jody M., 'NATO Gender Mainstreaming and the Feminist Critique of the Law of Armed Conflict', *The Georgetown Journal of Gender and the Law*, Vol. XIV, No. 1, Winter 2013, pp. 83-133.

Quénivet, Noëlle, 'Special rules on women', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 1271-1292.

Ritchie, Elspeth Cameron, 'Introduction', in Elspeth Cameron Ritchie and Anne L. Naclerio (eds), *Women at War*, Oxford University Press, 2015, pp. i-xxiv.

Rona, Gabor and McGuire, Robert J., 'The Principle of Non-Discrimination', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 191-205.

Rosas, Allan, *The Legal Status of Prisoners of War: A Study in International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*, Institute for Human Rights, Åbo Akademi University, Turku/Åbo, 1976, reprinted 2005.

Sassòli, Marco, *International Humanitarian Law: Rules, Controversies, and Solutions to Problems Arising in Warfare*, Edward Elgar Publishing, Cheltenham, 2019.

Tengroth, Cecilia and Lindvall, Kristina (eds), *IHL and Gender - Swedish Experiences*, Swedish Red Cross and Swedish Ministry for Foreign Affairs, Stockholm, 2015.

1 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 249(英国)。

2 - 同上、pp. 248-249。

3 - リバー・コード(1863)第 72 条および第 75 条を参照。この考え方は、1880 年のオックスフォード・マニュアルの第 64 条にも見られるもので、武器を除くすべての私物は捕虜の所有物であるとされていた。同様に、1899 年と 1907 年のハーグ条約第 4 条では、武器、馬、軍票以外の捕虜の所持品は、彼らの所有物として残ると規定されている。

4 - Levie, p. 181。

5 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 248。

6 - 1949 年ジュネーヴ外交会議議事録、第 2 委員会、第 III 巻、第 33 回会合、p. 28。

- 7 - 捕虜の待遇に関する抑留国の責任については、第 12 条の解説の C.2 項を参照されたい。
- 8 - Webster's Unabridged Dictionary, Random House, 2001, p. 1640。
- 9 - Concise Oxford English Dictionary、第 12 版、Oxford University Press、2011、p. 1225。
- 10 - 人類学者の Julian Pitt-Rivers は、名誉を「本人の目からだけでなく、社会の目から見たその人の価値」と定義している；'Honour and Social Status'、John G. Peristiany (編)、Honour and Shame: The Values of Mediterranean Society, University of Chicago Press, 1966, pp. 19-77, 箇所 21。また、Allen Z. Hertz, 'Honour's Role in the International States' System, Denver Journal of International Law and Policy, 第 31 巻, No.2, Winter 2002, pp.113-155, 箇所 114; Eric Hilgendorf, 'Human Rights, Human Dignity, and Concept of Honour: A German Perspective', Cardozo Journal of International and Comparative Law, 第 25 巻, No.3, 2017, pp.499-528, 箇所 513; および Johanna E. Bond, 'Honor as Property', Columbia Journal of Gender and Law, 第 23 巻, 2012, pp.202-256, 箇所 211"を参照。
- 11 - 捕虜の区分ごとに異なるニーズについての議論は、「序論」の A.3.b 項を参照のこと。
- 12 - 第 13 条(2)および第 3 条(1)をそれぞれ参照。
- 13 - 第 22 条(抑留場所)、第 25 条(営舎)、第 26 条(食糧)、第 27 条(被服)、第 27 条(気候)、第 29 条(衛生)、第 34 条(宗教上の義務)、第 38 条(娯楽、研究、運動競技の権利)、第 46 条(移動の条件)、第 49~57 条(労働)、第 71 条(外部と通信する権利)及び第 97、98、108 条(懲罰及び罰則規定)を参照のこと。International Covenant on Civil and Political Rights (1966), 第 10 条(1), および American Convention on Human Rights (1969), 第 5 条(1) ならびに (2)など、人権法にも尊重待遇の義務が見られる。さらに、Manfred Nowak, U.N. を参照。Covenant on Civil and Political Rights, CCPR 解説、第 2 改訂版、N.P. Engel, Kehl am Rhein, 2005, 第 10 条, Margin Nos 10, 11 および 13 を判例法の参照先として参照。
- 14 - フランス語版では、1929 年条約で用いられた「personnalité」という語は、1949 年条約第 14 条(1)において「personne」に変更された。この変更は、後の条約の起草者たちが、第 14 条(1)が人の身体的側面と道徳的側面の両方を包含していることを強調したかったことを示している。
- 15 - 特に、第 25 条から第 38 条を参照。
- 16 - Sandra Krähenmann, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', Dieter Fleck (編), The Handbook of International Humanitarian Law, 第 3 版, Oxford University Press, 2013, pp.359-411, 箇所 372, fn. 62。
- 17 - 本解説の段落番号 1864 も参照。性的マイノリティや一般的マイノリティに対する性的暴力の割合は、一般の収容者よりもはるかに高いという研究結果が出ている。Gabriel Arkles, 'Safety and Solidarity Across Gender Lines: Rethinking Segregation of Transgender People in Detention', Temple Political & Civil Rights Law Review, 第 18 巻, No.2, 2009, pp.515-560, 箇所 517 ならびに 526, および Tasha Hill, 'Transgender Military Inmates' Legal and Constitutional Rights to Medical Care in Prison。トランスジェンダー軍人の刑務所における法的小および憲法上の権利: Serious Medical Need versus Military Necessity', Vermont Law Review, 第 39 巻, No. 2, 2014, pp. 411-459, 箇所 426 を参照。
- 18 - この禁止は、第三条約第 13 条およびジュネーヴ第四条約共通第 3 条の人道的待遇の義務及び生命・身体に対する暴力の禁止に暗黙的に認められ、第四条約第 27 条(2)、第一追加議定書第 75 条(2)(b)および第二追加議定書第 4 条(2)(e)に明示的に規定されている。レイプおよびその他の形態の性的暴力の禁止も、国際的および非国際武力紛争(内乱、内戦)に適用される国際慣習法の規範として確立されている;Henckaerts/Doswald-Beck、規則 93 の解説、pp. 323~327 参照。この禁止に関連する国際的な法理論については、第 3 条 G 項の解説を参照されたい。

- 19 - 人格と名誉の尊重は、抑留国が捕虜の性別を認識し、捕虜を性別に応じた施設に収容することを要求する。より一般的には、Laura Sjoberg, *Gender, War, and Conflict*, Polity Press, Cambridge, 2014, 第4章, および Dianne Otto, 'Gender and Sexual Diversity: A Question of Humanity,' *Melbourne Journal of International Law*, 第17巻, No.2, 2016年1月, pp.477-488, 箇所 477-478 を参照。
- 20 - 第27条(1)の解説、段落番号 2151 を参照。
- 21 - 屈辱的で品位を傷つける扱いの概念については、第3条の解説、G.4 項を参照のこと。また、ICC Elements of Crimes (2002), 第8条(2)(c)(ii), fn. 57 を参照。
- 22 - 2003年から2011年のイラク戦争における抑留者の不当な扱いに関するジェンダー分析については、Laura Sjoberg, 'Agency, Militarized Femininity and Enemy Others; Observations From The War In Iraq', *International Feminist Journal of Politics*, 第9巻, No.1, 2007, pp.82-101 を参照。Chris Dolan, 'Victims Who are Men', Fionnuala Ní Aoláin, Naomi Cahn, Dina Francesca Haynes and Nahla Valji (編), *Oxford Handbook of Gender and Conflict*, Oxford University Press, 2018, pp. 86-102 も参照されたい。
- 23 - Durham/O'Byrne, pp. 39-40。捕虜の詳細な身体検査の問題については、世界医学総会、Statement on Body Searches of Prisoners、第45回世界医学総会(WMA)、ブダペスト、1993年10月に採択、第67回WMA総会、台湾、台北、2016年10月に最終改訂、Hernán Reyes, 'Comments on the 1993 WMA Statement on Body Searches of Prisoners', in *Torture: Quarterly Journal on Rehabilitation of Torture Victims and Prevention of Torture*, 第4巻, No. 2, 1994 を参照のこと。
- 24 - 1947年政府専門家会議報告書、pp. 118-119。
- 25 - Eric De Brabandere, 'Propaganda', version of November 2012, Rüdiger Wolfrum (編), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Oxford University Press, 段落番号 1, <http://www.mpepil.com> 。
- 26 - 1950年から1953年の朝鮮戦争の間、双方によって組織された相反する政治体制とイデオロギーに関する講義やセミナーについて報告した Rosas, pp. 435 および 438 などを参照のこと。
- 27 - 捕虜を威嚇することの禁止については、第13条の解説 D.3 項を参照。
- 28 - 例えば、アメリカ合衆国、*Law of War Manual*, 2016, p. 573, 段落番号 9.16.1 を参照(「捕虜にプロパガンダを聞くことを強制したり、参加しない場合に罰したりすることは禁止される」)。第38条の解説、段落番号 2450 も参照のこと。
- 29 - プロパガンダについては、第38条の解説、C.1 項も参照のこと。
- 30 - 第16条参照。第38条の解説、2452 も参照。
- 31 - Rosas, pp. 435-436 も参照のこと。
- 32 - 名誉の定義については、本解説の段落番号 1658 を参照。
- 33 - 名誉の概念、軍事的伝統、戦争との関連はよく指摘されている。例えば、Allen Z. Heartz, 'Honour's Role in International States', *Denver Journal of International Law and Policy*, 第31巻, No.2, Winter, 2002, pp.113-155, 箇所 115-137; Dan Demetriou, 'What Should Realists Say About Honor Cultures?', *Ethical Theory and Moral Practice*, 第17巻, No.5, 2014, pp. 893-911, 箇所 900-901; Jo Butterfield and Elizabeth Heineman, 'The Gendered Nexus between Conflict and Citizenship in Historical Perspective', Fionnuala Ní Aoláin, Naomi Cahn, Dina Francesca Haynes and Nahla Valji (共著), *Oxford Handbook of Gender and Conflict*, Oxford University Press, 2018, pp.62-74, 箇所 68-69 などを参照。
- 34 - オランダ王国, *Military Manual*, 2005, p. 85, 段落番号 0711 を参照。

- 35 - ドイツ連邦共和国、Military Manual, 2013, p. 120, 段落番号 811。
- 36 - アメリカ合衆国, Law of War Manual, 2016, p. 569, 段落番号 9.13.4.1。
- 37 - このような技術には、電子プレスレットや、閉回路テレビ (CCTV) と呼ばれるビデオ監視が含まれる。
- 38 - 第 92 条(3)の解説、E.2.d 項の脱走未遂後のセキュリティ手段としてのビデオ監視の議論も参照のこと。
- 39 - ビデオ監視のさまざまな目的については、Penal Reform International, 'Video recording in police custody: Addressing risk factors to prevent torture and ill-treatment', ファクトシート, 第 2 編, 2015, p. 1 などを参照。
- 40 - 第一条約第 12 条及び第 24 条; 第二条約第 12 条; 第四条約第 27 条; 共通第 3 条(1)、第一追加議定書第 1 条(1)、第 10 条(2)、第 51 条(1)及び 75 条(1)、第二追加議定書第 4 条(1)、第 7 条(2)及び第 13 条も参照すること。
- 41 - 第 1 条 F 項の解説を参照。また、Geiss, 2015, pp.132-133 も参照。
- 42 - この議論は、第 1 条の共通条項の履行に関してよくなされるものである。Sandoz/Swinarski/Zimmermann (共著), Commentary on Additional Protocols, ICRC, 1987, 段落番号 47-51; ICTY, Kupreskić Trial Judgment, 2000, 段落番号 517 および Condorelli/Boisson de Chazournes, p. 19 などを参照。この所見は、the 30th International Conference of the Red Cross and Red Crescent (2007 年、ジュネーブ) Res. 3, Reaffirmation and implementation of international humanitarian law: Preserving Human Life and Dignity in Armed Conflict, 前文 段落番号 12 によって確認され、共通第 1 条の尊重義務が「互恵主義に基づくものではない」ことを強調している。条約法に関するウィーン条約(1969)第 60 条(5)も参照のこと。
- 43 - アメリカ合衆国, Military Tribunal at Nuremberg, Hostages case, Judgment, 1948, p. 647 を参照。国際人道法の規則が軍事的必要性の例外を明確に規定している場合にのみ考慮される; Geiss, 2008, p. 558, および Kleffner, pp. 326-327 を参照。
- 44 - 捕虜の待遇に関するジュネーブ条約(1929)、第 3 条:「捕虜は、その個人と名誉を尊重される権利を有する。女性はその性別に応じたあらゆる配慮をもって待遇される。捕虜は完全な市民能力を保持している。」また、第一条約第 12 条(4)は、傷病のある女性はその性別に起因するすべての配慮をもって取り扱われなければならないと規定しているので、参照されたい。
- 45 - 例えば、中国の人民解放軍では、1990 年代以降、戦闘において女性に開放された役割の範囲が広がってきた。イスラエル国防軍では、過去 10 年間に空軍パイロットや歩兵など、ますます多くの戦闘職を女性に開放してきた。イラク解放作戦と不朽の自由作戦に派遣された米軍では約 12%の女性が中程度の戦闘レベルを体験している。
- 46 - 1980 年代にはイランの女性捕虜がイラクに拘束され、1991 年と 2003 年には米国の女性捕虜がイラクに拘束された。また、エチオピアとの紛争では、エリトリア軍に所属する 50 人以上の女性が捕虜として拘束された。
- 47 - 1966 年、国連総会で「市民的、政治的権利に関する国際規約」が採択され、男女平等(第 3 条)、非差別(第 2 条、第 26 条)の原則が謳われるようになった。その後、1979 年に「女性差別撤廃条約」が採択された。より最近では、国際社会は平時の不平等や差別と武力紛争における女性に対する暴力との関連性を認識している; 国連事務総長、Report of the Secretary-General on women, peace and security, UN Doc. S/2002/1154, 2002 年 10 月 16 日, 段落番号 5、および国連安全保障理事会, Res. 2467, 2019 年 4 月 23 日, 前文 段落番号 11 を参照。
- 48 - 国連安全保障理事会の多くの決議は、武力紛争の女性への影響に焦点を当てている: Res. 1325, 2000 年 10 月 31 日; Res. 1820, 2008 年 6 月 19 日; Res. 1888, 2009 年 9 月 30 日; Res. 1960, 2010 年 12 月 16 日; Res. 2106, 2013 年 6 月 24 日; Res. 2122, 2013 年 10 月 18 日; Res. 2331, 2016 年 12 月 20 日; Res. 2467, 2019 年 4 月 23 日; および Res. 2493, 2019 年 10 月 29 日を参照。また、33rd International Conference of the Red Cross and Red Crescent,

ジュネーブ, 2019, Res. 1, Bringing IHL home: A road map for better national implementation of international humanitarian law, 前文 段落番号 5 を参照。詳しくは, Coomaraswamy; Gardam; Lindsey, 2001 ならびに 2005; Tengroth/Lindvall; および Amelia Hoover Green, “Mind the Gap:” Measuring and Understanding Gendered Conflict Experiences’, Fionnuala Ní Aoláin, Naomi Cahn, Dina Francesca Haynes ならびに Nahla Valji (共著), Oxford Handbook of Gender and Conflict, Oxford University Press, 2018, pp. 316-327 を参照。

49 - これに対し、第三条約第 14 条(2)の原解説(Pictet (編), Commentary on the Third Geneva Convention, ICRC, 1960, p.147) は、当時の社会・歴史的背景から生まれたものであり、「女性への配慮」が抑留国に対して主に「弱さ」「名誉・謙遜」「妊娠・出産」の点に配慮を求めているというものはやや適切ではないとしている。国際人道法のより詳細な議論とフェミニスト批判については、Gardam/Jarvis; Haeri/Puechguirbal; Durham; および Sassoli, pp.282-283 および 553-559 を参照。

50 - Charlotte Lindsey-Curtet, Florence Tercier Holst-Roness and Letitia Anderson, Addressing the Needs of Women Affected by Armed Conflict: An ICRC Guidance Document, ICRC, ジュネーブ, 2004, pp. 119 および 134-135 を参照。危険因子の包括的なリストについては、女子に対する差別撤廃委員会、一般勧告第 28 号、UN Doc. CEDAW/C/GC/28, 2010 年 12 月 16 日, 段落番号 18: 「性やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信条、健康、地位、年齢、階級、カースト、性的指向や性自認など、女性に影響を与える他の要因と密接に関係している」。

51 - 例えば、1990 年から 1991 年にかけてペルシャ湾で行われた砂漠の嵐作戦でイラクの手に落ちた米軍女性戦闘員に対する性的暴行が報告されている;Enloe, pp. 190-191 参照。エリトリアはまた、エリトリア・エチオピア請求権委員会において、1998 年から 2000 年のエリトリア・エチオピア武力紛争時にエチオピア兵が女性捕虜を暴行・強姦したと主張している。欧州委員会は、女性の人格と名誉を保護する第 14 条の義務は、捕虜の性別に基づく暴行に特化しており、無関係な虐待は必ずしも同条項の違反にはならないと判断した;Prisoners of War, Eritrea’s Claim, Partial Award, 2003, 段落番号 139-142。

52 - 性的暴力の被害者である女性にとって、これらの影響には、身体的暴力、不妊、膀胱腫瘍から生じる内外の痛み、および認識された不名誉やその他の社会的・文化的影響から生じる排斥や報復の明確な体験が含まれる; Lindsey, 2001, pp.54-55 参照。また、Charlotte Lindsey-Curtet, Florence Tercier Holst-Roness and Letitia Anderson, Addressing Needs of Women Affected by Armed Conflict: An ICRC Guidance Document, ICRC, ジュネーブ, 2004, p. 125 を参照。

53 - Lindsey, 2001, p.172.

54 - 適切な、性別特有のヘルスケアの利用は、性および生殖に関するヘルスケアサービスへの利用を含む場合がある。この点については、国連安全保障理事会、Res. 2106, 2013 年 6 月 24 日, および Res. 2122, 2013 年 10 月 18 日; World Health Organization, Safe Abortion: Technical and Policy Guidance for Health Systems, 第 2 版, WHO, ジュネーブ, 2012, p. 69; および Protocol to the African Charter on Human and Peoples’ Rights on the Rights of Women in Africa (2003), 第 14 条を参照。人権条約機関や拷問とその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いに関する特別報告者もこの問題を取り上げている;例えば、Report of Special Rapporteur on torture and other cruel inhuman or degrading treatment or punishment, UN Doc. A/HR/31/57, 2016 年 1 月 5 日, 段落番号 43。

55 - 第 15 条、ならびに第 19 条、20 条、29~32 条、46 条、47 条、49 条、54 条、55 条、98 条、109~110 条、112~114 条および特に捕虜の健康な環境と十分な食糧に関する第三条約の他のすべての規定を参照のこと。また、附属書

1 の IB.7 項には、妊娠中の女性捕虜又は幼児若しくは小児を持つ母親は、中立国での宿泊の資格を有しなければならないと記載されている。

56 - Naclerio, pp.50, 57 ならびに 67, および Charlotte Lindsey-Curtet, Florence Tercier Holst-Roness and Letitia Anderson, Addressing the Needs of Women Affected by Armed Conflict: An ICRC Guidance Document, ICRC, ジュネーヴ, 2004, pp. 131-132 を参照。

57 - 母子家庭のケースについては、第 16 条の解説、fn.13 も参照。

58 - 第 25 条(4)および第 29 条を参照。

59 - 第 97 条(4)、108 条(2)を参照。第 88 条(3)も参照。

60 - 第 27 条の解説、段落番号 2151 も参照。

61 - 第 38 条の解説、段落番号 2471 も参照。

62 - 第 49 条(1)を参照。Quénivet, 段落番号 40-41, p.1284 も参照のこと。

63 - Quénivet, 段落番号 39, p. 1284, および Charlotte Lindsey-Curtet, Florence Tercier Holst-Roness and Letitia Anderson, Addressing Needs of Women Affected by Armed Conflict: An ICRC Guidance Document, ICRC, ジュネーヴ, 2004, pp. 121-122。また、第 26 条の解説、段落番号 2113 も参照。

64 - 第 29 条 D 項の解説も参照。清潔なトイレがないこともあり、尿路感染症は軍隊にいる女性にとって大きな問題である;Ritchie, p. xix 参照。

65 - Naclerio, p. 50。

また、Haeri/Puechguirbal, p.106 では、「ICRC がキャンプに住む女性に直接月経について尋ねるまでは、適切な衛生用品がないために多くの女性が月経中はテントに閉じこもっていることがわかった」と記している。

67 - 第一条約第 12 条(2)、第二条約第 12 条(2)、第三条約第 16 条、第四条約第 27 条(2)、共通第 3 条(1)(1)、第一追加議定書第 9 条(1)および第 75 条(1)、第二追加議定書第 2 条(1)および第 4 条(1)を参照。ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005), Rule 88: 「国際人道法の適用における不利な差別は.....禁止されている。」も参照のこと。

68 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 249 (英国)。

69 - 同上、pp. 248-249。

70 - 同上。

71 - Lindsey, 2001, p. 24。

72 - Durham/O'Byrne, pp.40-43 を参照。第 88 条の解説 D 項も参照のこと。

73 - 第 16 条の解説、C.1 項、C.2.b 項、C.3.d 項、および Rona/McGuire, pp. 193-195 頁も参照のこと。

74 - これは、上記の衛生ならびに医療施設だけでなく、食堂ならびに食事の準備に関与する可能性(第 26 条(4)ならびに第 28 条)および娯楽および運動施設(第 38 条)も指す。

75 - Maia/Kolb/Scalia, p.185。

76 - 同上。第 14 条は、国際人権法上の 2 つの法的概念に対応するものである: すなわち、法の前での人の承認(1966 年市民的及び政治的権利に関する国際規約における第 16 条および 1948 年世界人権宣言における第 6 条)および人の法的能力、すなわち行為能力(1979 年女性差別撤廃条約における第 15 条)に対応するものである。

77 - Coursier/de Preux, p. 928。

78 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 400 を参照。

79 - 遺言については、第 120 条参照。

80 - Pictet (編), ジュネーヴ第三条約, ICRC, 1960, p. 150 を参照。

81 - 第二次世界大戦中、ドイツ、ベルギー、フランス、イタリアは、捕虜が出身国で代理婚をすることを認める特別立法を行った。Pictet (編), ジュネーヴ第三条約, ICRC, 1960, p. 150 を参照。多くの抑留国は捕虜期間中の捕虜の婚姻を禁止していたが、他の抑留国は、捕虜が依拠する国の法律が許す場合には、捕虜が本国の領域内に居住する者と代理人によって婚姻することを認めていた; Levie, p. 183 参照。

82 - この今日的要件の解釈については、第 120 条の解説、段落番号 4553-4555 を参照。

83 - 1947 年政府専門家会議報告書, pp. 119-120; Levie, p. 182。

84 - Pictet (編), ジュネーヴ第三条約, ICRC, 1960, p. 151。

85 - 1947 年の政府専門家会議では、捕虜は抑留国の領域では市民権を享受しないことを明確にする規定を入れることが提案された。しかし、抑留国がそのような権利を与えようとする場合には、そのようなことをしないようにと忠告する者もいた。結局、代表団は捕虜が「抑留国によって与えられたすべての権利を取得し行使することができる」という条項を追加することで合意した; 1947 年政府専門家会議報告書, p. 119-120、および Levie, p. 184 参照。1948 年にストックホルムで開催された第 17 回赤十字国際会議で、ICRC は代わりに、捕虜が保持する「完全な市民的地位」は自国の法律で認められているものであることを示すよう、この規定を改正することを提案した。1949 年の外交会議でこの条項について討議した際、ICRC は、新しい文言の主な理由は、捕虜が抑留国の領域で完全な市民権を有しているという印象を与えないためだと強調した; 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 248 を参照。

86 - Levie, p. 181; Final Record of Diplomatic Conference of Geneva of 1949, 第 II-A 巻, p.248。

87 - 第 28 条および第 57 条を参照。

第十七条〔捕虜の尋問〕

ARTICLE 17 : QUESTIONING OF PRISONERS

条文

(1) 各捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級及び生年月日並びに軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号(それらの番号がないときは、それに相当する事項)については答えなければならない。

(2) 捕虜は、故意に前記の規定に違反したときは、その階級又は地位に応じて与えられる特権に制限を受けることがあるものとする。

(3) 各紛争当事国は、その管轄の下にある者で捕虜となることがあるもののすべてに対し、その氏名、階級、軍の番号、連隊の番号、個人番号若しくは登録番号又はそれらの番号に相当する事項及び生年月日を示す身分証明書を発給しなければならない。身分証明書には、更に、本人の署名若しくは指紋又はその双方及び紛争当事国が自国の軍隊に属する者に関し追加することを希望するその他の事項を掲げることができる。身分証明書は、できる限り、縦横がそれぞれ六・五センチメートル及び十センチメートルの規格で二部作成するものとする。捕虜は、要求があった場合には、身分証明書を呈示しなければならない。但し身分証明書は、いかなる場合にも、取り上げてはならない。

(4) 捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも、これに肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。回答を拒む捕虜に対しては、脅迫し、侮辱し、又は種類のいかに問わず不快若しくは不利益な待遇を与えてはならない。

(5) 肉体的又は精神的状態によって自己が何者であるかを述べるできない捕虜は、衛生機関に引き渡さなければならない。それらの捕虜が何者であるかは、前項の規定に従うことを留保して、すべての可能な力法によって識別して置かなければならない。

(6) 捕虜に対する尋問は、その者が理解する言語で行わなければならない。

内容

A. 序論.....	80
B. 歴史的背景	80
C. 第1項: 捕虜による申告.....	81
D. 第2項: 違反した場合の特権の制限.....	82
E. 第3項: 身分証明書	83
F. 第4項: 拷問・強制の禁止	85

G. 第 5 項: 身分を証明することができない捕虜.....	88
H. 第 6 項: 尋問に使用される言語	88
参考文献(アルファベット順)	88

A. 序論

1786 第 17 条は、捕虜たる身分が開始される事項を定めた 4 つの条文(第 17 条～第 20 条)のうち、最初の条文に当たる。また、抑留直後の時間や場所についてだけでなく、抑留期間中の事項についても触れられている。これらの規定は、人が敵国の権力内に陥った時から最終的に解放され送還される時まで適用される。[1] こうした規定による争点は、戦闘行為が終了した直後に生じることが多く、時には戦闘行為がまだ進行中で感情が高ぶり、監督が制限されている場合もあるため、監督と執行が難しいことが歴史的に証明されている。

1787 ここでは、捕虜となった戦闘員が適切に識別され、行方不明にならないようにすることが目的とされている。その意味で、この条文は条約の他の関連規定と合わせて読む必要がある。[2] さらに、尋問を受ける際の肉体的又は精神的拷問その他の強制から捕虜を保護することも求めている。拷問は、捕虜の一般的保護に関する前第二編における第 13 条で既に禁止されている。具体的な規定として尋問に関する内容が取り上げられていることから、捕虜の待遇におけるこうした争点の重要性が伺える。

1788 敵国の武装勢力の捕虜になった者は、通常、武装解除され、身体検査される。抑留後はできるだけ速やかに、抑留国は、捕虜に与えられた特権を付与するために、捕虜の身分、地位及び階級を確認する必要がある。

1789 一般に、できるだけ速やかに自らの身分、地位、階級を落ち着かせることが捕虜の利益になる。捕虜は、自らを抑留した敵国に対し、その敵国軍の一員となる地位を確立させるため、十分な情報を提供しなければならない。しかし、抑留国は、捕虜自身、捕虜が属する国、捕虜になる前の状況に関する追加的な情報を入手することを要望できる。というのも、この情報は、軍事的観点から、特に諜報目的のために有益であると考えられるためである。そうであっても、第 17 条の下では、捕虜は、その身元に関して同条に規定されている以上の情報を提供する義務はなく、いかなる場合において、いかなる情報を確保する目的で、肉体的、精神的拷問や他の強制が行われてはならない。これは、第 1 項に規定されている捕虜の身元に関する情報についても同様である。

B. 歴史的背景

1790 1863 年のリーバー・コードでは、捕虜になったとき、「(a)捕虜は名誉のために、捕虜に自分の階級を真に表明する義務がある」とされた。[3] この法典はまた、「現代の戦時国際法は、望ましい情報を引き出すため、また虚偽の情報を与えたことに対して罰するために、捕虜に対して暴力を振

るうことは許容しない」と述べている。[4]

1791 1907 年のハーグ条約は、「捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名及び階級を答える義務があり、この規則を違反した場合には、同級の捕虜に与えられる利益に制限を受ける」と規定している。[5]

1792 第一次世界大戦中の戦場での経験から、新たに捕虜となった者の状況について、より詳細な人道的ルールが必要であることが示された。[6]捕虜になった時の尋問については、1929 年の「捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約」に 1907 年の「ハーグ規則」とほぼ同じ文言が含まれていた。1929 年の条約第 5 条は、「捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級又は連隊番号を申告しなければならない」と規定している。さらに、次のように定めている。「捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも、これに肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。回答を拒む捕虜に対しては、脅迫し、侮辱し、又は種類のいかなるを問わず不快若しくは不利益な待遇を与えてはならない。」1929 年の規定は、1949 年に採択された第三条約で引き継がれ、詳説されている。

C. 第 1 項: 捕虜による申告

1793 捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級及び生年月日並びに軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号(それらの番号がないときは、それに相当する事項)については答えなければならない。この「相当する事項」とは、軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号に相当する情報を指し、あらゆる識別システムを対象とすることを保証するものである。これは特に、第 4 条における A(2)及び(4)から(6)に該当する捕虜に関連し得る。

1794 1929 年の条約に見られる「正確」という用語は、1949 年の条約では繰り返されていない。しかし、提供される情報は正確でなければならず、もしそうでなければ、捕虜は、事実上の情報を提供する義務があることがこの箇所でも暗に示されている。

1795 この文言は、捕虜が名前と階級または連隊の番号のみを述べることを要求していた 1929 年の条約に呼応する内容を改善したものである。[7] 第二次世界大戦における中央追跡調査局(当時:捕虜中央情報局)による多くの経験から、連隊の番号だけでは捕虜の特定や情報局の業務に不十分であることが判った。氏名や人物情報がデジタル化されるとしても、そうした情報の伝達には誤りが生じるリスクがあるため、複数の識別情報を一括で管理し、それらを照合することが重要である。さらに、実際には、捕虜が尋問を受けたとき、捕虜が連隊番号だけを伝える可能性はめったに無かった。[8]

1796 1947 年の政府専門家会議では、1907 年のハーグ条約第 9 条(「本名及び階級」)の文言に戻し、生年月日を追加することが望ましいとされた。しかし、1949 年の外交会議では、この提案に全員が同意したわけではなかった。特にある代表者は、捕虜の階級や年齢に関する情報は抑留国に

重要な軍事情報を漏らす可能性があるため、関連する文言を省略すべきだと主張した。[9]同時に、捕虜の年齢や階級が分からなければ、抑留国は、条約第 16 条、第 44 条及び第 45 条が要求する待遇にそれらの要素を考慮することができなくなる。

1797 国籍又は出身国等のような識別に値すると思われるその他の情報は、安全保障に悪影響を及ぼす可能性があるため、当事国が抑留国の軍によって占領されている場合等には、捕虜が提供すべき詳細情報のリストには含まないものとする。

1798 第 17 条には明示されていないが、第 17 条と第 122 条(2)を併せて読むと、捕虜は抑留後、なるべく速やかに識別されなければならないことが示されている。これにより、捕虜が必要な治療を受け、第 122 条(2)が要求する「できる限りすみやかに」自国の捕虜情報局と情報を共有することができるようになる。この識別は、この条約の目的の 1 つである、捕虜の家族にその経過と所在を知らせ、行方不明者を出さないようにすることにも役立つ。[10]

1799 捕虜は、本条の要求する以上の情報を提供する自由を有し、これは、捕虜となった時点か又はその後であるかにかかわらず、いつでも提供が可能である。[11]例えば、捕らえられたことを知らせるため、捕虜の最も近い肉親の名前と住所(第 122 条)、血液型、宗教などが挙げられる。宗教に関する情報は、捕虜の食事や日常生活において考慮され、捕虜が「自己の宗教上の義務の履行について完全な自由」を享有し(第 34 条)、自分の宗教の聖職者に接触し(第 35 条～第 37 条)、死亡した場合には適切な儀式が行われるようにすること(第 120 条(4))が必要である。

1800 第 17 条に従って収集された個人情報、データ保護に関する規則の適用対象となる。[12]

D. 第 2 項:違反した場合の特権の制限

1801 捕虜は、第 1 項で定める以上の情報を提供する義務を負わないが、定められた範囲内での情報を提供する義務があり、また、それらの情報は、正確でなければならない。このため、この条約では、この規定を故意に侵害した場合には、特権を制限する可能性について規定している。したがって、抑留国は、捕虜が尋問を受ける場合には、本条を留意させ、その権利及び義務を十分に認識させなければならない。

1802 捕虜は通常、抑留後直ちに、時には戦場で、多少の混乱の中で尋問を受ける。捕虜が意図せず身分を偽ってしまった場合には、特権を制限されることはない。また、本条第 5 項では、捕虜が肉体的又は精神的状態により自己が何者であるかを明かすことができない場合について、特別の規定を設けている(G 項参照)。

1803 第 1 項で指定された詳細情報の提供を故意に拒否した捕虜又は不正確な陳述をした捕虜は、「その階級又は地位に応じて与えられる特権に制限を受ける」可能性がある。つまり、抑留国は

特権を制限する義務はないが、制限することは可能である。この規定は新しいものではなく、1907年のハーグ条約と1929年のジュネーヴ条約にも同様の規定があったが、1929年の条文では「階級または地位」の代わりに「カテゴリー」という言葉が使われたのが多少の相違点であった。[13]1947年の政府専門家会議では、「カテゴリー」という用語は将校、下士官、その他の者の区別を十分に明確にしていない、とされた。「身分」という言葉は、戦場記者など、階級を持たずとも将校としての地位を持つ特定の軍のメンバーを対象とすることを意図している。[14] この項に基づき無効となり得ない捕虜の地位には言及していない。

1804 さらに、この規定は、捕虜の階級又は地位に基づき与えられる特権の「制限」のみを伴うものであり、いかなる場合にも条約の下で効力が発生するその他の権利の喪失を伴うものではない。[15]したがって、制限を受ける唯一の利点は、将校、下士官または同様の地位を有する者に与えられる特別な特権に関する規定に含まれるものである。[16]

1805 階級を伏せる捕虜は、その階級又は地位に基づいて、通常、抑留国が捕虜に与えるはずの特権が制限されるリスクにさらされることがある。抑留国が捕虜の階級を知らず、そのため捕虜に与えられるべき特権を把握していない場合、当該特権を与えないことによって条約に違反することはないとされる。抑留国は、その後、その者の真の地位を知らされた場合、その制限を維持することができるが、必須ではない。[17] このような場合、抑留国は、個別の事案の状況を十分に考慮しなければならない。

1806 逆に、捕虜が尋問の際に実際の身分より高い階級を主張し、抑留国がその後そうでないことを知った場合には、捕虜は、その抑留の期間中、それまで与えられていた特権だけでなく、実際の階級が供与するはずの全ての特権も奪われることがある。[18] しかしながら、捕虜は、常に条約に基づき提供される他の全ての保護の権利を有する。

E. 第3項:身分証明書

1. 第一文目:身分証明書の発行 - 紛争当事国の義務

1807 第17条(3)は、各紛争当事国に対し、その管轄下にある捕虜となりうる全ての者に身分証明書を発行することを義務付けている。[19]このような身分証明書は「各紛争当事国」によって発行されなければならないという規定は、この条約の締約国が、理想的には平時に、適時に、捕虜へ発行するため、必要な措置を講じなければならないことを意味する。敵対行為の開始前に締約国が身分証明書を発行していない場合、敵対行為の発生時に遅滞なく発行する必要がある。これを鑑みると、現役の正規軍には身分証明書が直ちに配布されるが、特定の必要性に応じてのみ召集される予備役には身分証明書が後日配布されることが考えられる。しかしいずれにせよ、軍が配備される時点までの発布とする。

1808 身分証明書の発行は義務であり、国籍に関係なく、第4条で規定された全ての者に適用さ

れる。この規定は、紛争当事国の捕虜となる者に適用される。ただし、国民皆兵の場合は、この要件を満たさないことに留意する必要がある。

1809 本条が指す身分証明書は、第 4 条 A(4)に記載されているものとは異なる。第 4 条 A(4)に記載されているものに関しては、実際には軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者に発行されるもので、この場合の身分証明書は、この条約の附属書 IV に示されている。医療関係者や宗教関係者は、別途身分証明書が必要である。[20]

1810 この条項によって要求される身分証明書は、第一条約および第二条約で言及される識別票とも区別されなければならない。[21] このような識別票は、多くの国の軍隊で広く使用されている。さらに、1981 年の赤十字国際会議は、国際武力紛争・非国際武力紛争(内乱、内戦)の区別なく、武力紛争の全ての締約国に対し、「自国の軍隊の構成員に識別票を提供し、服務中に識別票を着用することを確約する必要な全ての措置を取る」よう促した。[22] このような識別票の重要性、全ての軍が率先して取り組むこと、個人が当事者意識を持つことが望ましいことは、いくら強調してもし過ぎることはない。しかし、本条が言及する身分証明書とは対照に、条約は、識別票を発行する義務や識別票を着用する義務を明示していない。[23]

1811 身分証明書に記載されるべき情報は、第 17 条(1)に従い、捕虜が尋問を受けた場合に提供される情報と同じになる。[24]

2. 第二文目:その他の情報

1812 また、同条約は、任意で、身分証明書に所有者の署名と指紋のほか、「紛争当事国が追加されたいその他の情報」を記載できると規定している。そのような情報には、本人確認のため、身長や目の色、死亡時に適切な儀式を行えるようにするための信仰宗教の宗派などが含まれ[25]、血液型、他の者の身分証明書と入れ違いにならないように所持者の写真などの掲載が必要である。要望がある場合には、身分証明書を発行する締約国は、身分証明書に埋め込まれたマイクロチップによってこの情報を追加または複製することができる。さらに、この身分証明書には、発見された場合に、指定された住所に転送する要請も含まれることがある。

3. 第三文目: サイズと部数

1813 できるだけ標準的な大きさ(6.5cm×10cm)が望ましい。[26]これは、特に身分証明書をファイリングすることを考慮すると、実用的な観点から望ましい大きさである。しかし、これは絶対的な要件ではなく、抑留された者の情報を保存する技術がある最近では、それは必ずしも重要なことではない。

1814 身分証明書は二部作成するものとする。その写しは、身分証明書を発行した国が保管すべきものであり、デジタル複写で管理されることもある。これらの複写版は、紙媒体かデジタル媒体か

にかかわらず、国の情報局や中央追跡調査局の業務にとって特に重要である。

4. 第四文目:身分証明書の呈示

1815 この規定により、捕虜は、要求があった場合には、抑留国の軍当局に身分証明書を呈示しなければならない。この要件は、1 項で言及した尋問とは別のものである。捕虜は、身分証明書の呈示を拒否する理由として、尋問を引き合いに出すことはできない。締約国は、この要件について自国の軍隊を教育する義務がある。

1816 さらに、この身分証明書は、特に逃亡未遂の場合には、制服では必ずしも分からないが、その所有者が正規軍の構成員であり、この条約が定める待遇を受ける権利を有することを証明するものである。

1817 身分証明書は、捕虜が常に携帯している場合にのみ、一定の効力を持つ。[27]第二次世界大戦中、交戦国が捕虜の身分証明書を没収することが度々起こり、多くの困難が見られた。抑留国は、捕虜が携行する軍事文書に軍事情報が含まれている可能性があるため、これを取り上げることが禁じられてはいない。[28] 一方、身分証明書には、軍事的な情報は含まれておらず、それは捕虜の身元を確認するためのものであり、本規定に従って直ちに捕虜に返却されなければならない。

1818 捕虜が依拠する国が身分証明書を発行しなかった場合、または捕虜が身分証明書を紛失した場合、抑留国はそれに代わる身分証明書を提供しなければならない。[29]

F. 第 4 項:拷問・強制の禁止

1819 第 17 条(4)によれば、捕虜から「いかなる種類の情報」を得るために、肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。この規則の具体的な適用は、第 99 条(2)で確認することができ、捕虜に罪を認めさせるために精神的又は肉体的強制を加えることを禁止している。[30]

1820 第二次世界大戦中、重要な情報価値を持つとみなされた特定の捕虜(航空兵、潜水士、ミサイル兵、核専門家など)は、捕虜収容所に送られる前に特別な「尋問所」に収容された。[31] 情報を引き出すために、大変な苦難を強いられた。したがって、これらの行為は捕虜に関する 1929 年のジュネーヴ条約第 5 条(3)に違反するものである。このような収容所は、利益保護国や国際赤十字の代表団の管轄外であり、ほとんどその存在は知られていなかった。[32]ICRC は、第二次世界大戦後のいくつかの紛争でも同様の事例があることを指摘している。[33]

1821 1949 年条約の作成者は、1929 年の条文を単に引き継ぐだけでは納得しなかった。「圧力を行使すること」の禁止を、「強制」だけでなく「肉体的又は精神的拷問」の禁止に置き換えることで、より具体的な意味を持たせた。1949 年の条約では、禁止の範囲も拡大された。第二次世界

大戦中、ある抑留国は、強制によって捕虜から個人の事情や親族の情報を聞き出すことが出来ていた。[34]1929年の条文では、捕虜から「自軍または自国の状況」に関する情報を得るために圧力を行使することを禁じていたが、この条文は、「いかなる種類の情報」を得るために拷問やその他の強制的な手段を用いることを絶対的に禁止する内容に変更された。

1822 第17条(4)の禁止事項は、第1項に規定する情報の取得だけでなく、「あらゆる種類の情報」に適用される。従って、捕獲時の身元確認のための尋問だけでなく、その後のあらゆる尋問に適用される。捕虜は、戦闘地域内であっても、例えば戦略的な配置や計画に関する情報のために、合法的に尋問を受けることができる。[35] ただし、このような尋問は、本項に含まれる拷問及び強制の禁止並びに第13条に含まれる人道的扱いの要件に従うものとする。

1823 拷問とは、情報を引き出し自白させることを目的としたり、被害者又は第三者を処罰、脅迫、強要したり、ある理由を付けて差別することを目的とし、身体的又は精神的な激しい苦痛を故意に与えることと定義される。[36]第4項で取り上げられた拷問の目的(「(捕虜から)いかなる種類の情報を得るため」)は、拷問の定義で一般に禁止されている目的の一つに過ぎない。したがって、本項の禁止は、国際法上で定められている拷問の一般的な禁止事項に含まれる。拷問もまた、この条約に基づく重大な違反に該当する。[37]何が拷問に当たるかについての詳細は、第3条(共通)のコメンタリー、G-2-e項を参照されたい

(補足: [https://ihl-](https://ihl-databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/Comment.xsp?action=openDocument&documentId=31FCB9705FF00261C1258585002FB096#_Toc44265126)

[databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/Comment.xsp?action=openDocument&documentId=31FCB9705FF00261C1258585002FB096#_Toc44265126](https://ihl-databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/Comment.xsp?action=openDocument&documentId=31FCB9705FF00261C1258585002FB096#_Toc44265126))。

1824 第4項では、「その他の強制」も禁止している。通常の意味での「coerce」は、「暴力や脅しを使い(その気の無い者を)説得して何かをさせる」ことを意味する。[38]強制が成立したか、成立しているかを判断する決定的要因は、その方法が捕虜の自由意志や自律性を奪うか、損なわせるかどうかである。[39]このような方法は、作為と不作為の両方から起こり得る。例えば、捕虜から情報を引き出すために、必要な医療行為を意図的に差し控えたり、睡眠、食事、水を意図的に制限したりすることは、4項により禁止されることになる。[40]さらに、強制は肉体的な危害を与える必要がなく、捕虜の精神的な抵抗を断ち切ることを目的とする場合もある。例えば、屈辱的・卑劣な扱いに相当する作業を捕虜に強いること、自分の信念に反する行為を要求すること、身近な人に危害や屈辱を与えて脅すことなどがこれに当たる。

1825 拷問及び強制の禁止に加えて、捕虜は常に人道的に扱われ、暴力、脅迫及び侮辱から保護されるという第13条の要件は、尋問にも適用される。残虐的で非人道的な、品位を傷つける待遇を初め、あらゆる不当な待遇は禁止されている。[41] これは、尋問の方法だけでなく、その期間や頻度にも影響を与え得る。

1826 ある尋問の方法が合法であるかどうかを評価するにあたっては、環境、捕虜の身体的又は精神的状態、文化的信念及び感性、性別、年齢、社会的、文化的、宗教的又は政治的背景、若しくは過去の経験を含む捕虜の個別の事情を考慮することが重要である。[42] また、尋問時だけでなく、捕虜が捕虜になって以降受けた待遇を総合的に考慮する必要がある。[43]

1827 従って、何が許容され、禁止される尋問の方法となるかについては、標準となるリストを作成することはできない。このような取組み方では、まだ顕在化していない強制を想定しておくことができない。さらに、尋問の全容が、それ自体で、許容される設定値の範囲内に収まっていることを確認するために指定された評価項目に従って、抑留・尋問体制を評価することは誤解を招きかねない。抑留・尋問体制を構成する全ての要素に対する累積効果を考慮しなければならない。[44]

1828 つまり、ある特定の尋問方法は明確に禁止されている。例えば、必要な治療を意図的に拒否したり、精神状態に影響を及ぼしたりする化学物質（「自白剤」など）、薬物、生理的・心理的計測実験（催眠など）により、捕虜の意思とは反して情報を聞き出そうとする試みは、捕虜の利益にならず、捕虜の自由意志を喪失させ奪うため（例えば、善意の医療行為であったとしても）、強制の原則に基づき禁止されており、抑留国が採用した場合には、第 13 条（捕虜の人道的待遇）及び第 17 条に違反したとみなされる。[45] その他にも、殴打などの身体的虐待も実例から得られたものである。[46] 捕虜を「隔離」することは、第二次世界大戦中の「尋問所」において、またそれ以降の紛争においても、特定の抑留国が行ってきたことであるが、この段落では暗黙のうちに禁止されている。また、それは条約 13 条～第 14 条、第 122 条、第 126 条とも矛盾する。

1829 第 4 項は、回答を拒否した捕虜は「いかなる類の不愉快又は不利な扱いにも脅かされ、侮辱され、又はさらされない」ことを明記することにより、重要な追加的保護施策を含めている。[47] したがって、抑留国は、第 1 項の識別情報を超える質問に対する回答を拒否する捕虜の意思を尊重する義務を負い、その拒否をいかなる場合でも罰することはできない。当該識別情報についても、抑留国は、第二項に定めるところにより、捕虜の階級又は地位に応じて与えられる特権を制限することによってのみ、回答の拒否を制裁することができる。

1830 本条は、抑留国が、申し立てられた犯罪への真実を確認する目的で、捕虜に尋問することを禁じるものではない。[48] 取調官は、第 13 条及び第 17 条又はその他の適用される規則に基づき違法でない尋問技術を使用することができる。[49] 負傷し又は疾病にかかった捕虜は、医療スタッフの承認を得た場合にのみ尋問を受けることができる。そのような尋問は、必要な医療行為を妨げてはならず、また、適用される医療倫理の基準を尊重しなければならない。[50]

1831 条約違反を回避するため、本条第 1 項で想定される基本的な尋問の範囲を超える尋問は、適切に訓練された情報部員などの有資格者のみが実施し、拷問、残虐、非人道的および品位を傷つける待遇並びにあらゆる形態の強制の禁止に違反しないよう、強力な管理機構および監視に従

わなければならない。違反行為を防止するため、尋問は録音・録画が行われない状態で実施されるべきではない。このような記録は、第 129 条の要求する拷問容疑事件の調査にも役立つ。[51]

G. 第 5 項: 身分を証明することができない捕虜

1832 第 17 条(5)によれば、捕虜は、傷病又は疲労のため肉体的又は精神的状態によって身分を明かすことができない場合には、衛生機関に引き渡さなければならない。この規定の目的は、こうした捕虜が、最大限、可能な限り遅滞なく、必要な医療援助を受けること、いかなる尋問も彼らの状況に対する特定の制約に従うことを確保することにある(本解説の 1830(上記)を参照)。

1833 そのような捕虜の身元は、第 4 項の拷問と強制の禁止に従い、あらゆる可能な手段によって確認されなければならない。特に、そのような捕虜は、身分証明書や識別票を通じて、あるいは同僚の捕虜によって識別される場合がある。また、デジタルまたはアナログの写真の伝送、指紋や網膜のスキャンなどの生体認証手順など、他の方法にもよることができる。[52] 使用される認証手順は、第 13 条の要件に合致していなければならない。例えば、捕虜の身分証明のために写真を撮影する場合、その写真は、第 13 条(2)に含まれる公衆の好奇心にさらすことの禁止事項に反しないように取り扱われ、使用されなければならない。[53] DNA サンプルの採取及び分析は、捕虜のインフォームドコンセントがある場合にのみ行うことができる。ただし、優先する公共の利益のために、そうしなければならない場合、例えば、身元を明かせない者を識別するため及び他の識別方法が適切でない場合は、この限りではない。[54]

H. 第 6 項: 尋問に使用される言語

1834 捕虜の尋問は「その者が理解する言語」で行われなければならない。捕虜が質問を理解できるのであれば、尋問は必ずしも母国語で行われる必要はない。[55]

参考文献(アルファベット順)

Bretonnière, Maurice, *L'application de la Convention de Genève aux prisonniers français en Allemagne durant la seconde guerre mondiale* (typewritten thesis), Paris, 1949.

Gardner, Edith Rose, 'Coerced Confessions of Prisoners of War', *George Washington Law Review*, Vol. 24, 1956, pp. 528-563.

Geiss, Robin, 'Name, rank, date of birth, serial number and the right to remain silent', *International Review of the Red Cross*, Vol. 87, No. 860, December 2005, pp. 721-735.

Glod, Lt. Stanley J. and Smith, Lt. Lawrence J., 'Interrogation Under the 1949 Prisoners of War Convention', *Military Law Review*, Vol. 21, July 1963, pp. 145-156.

Krähenmann, Sandra, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 359-411.

Kuner, Christopher and Marelli, Massimo (eds), *Handbook on Data Protection and Humanitarian Action*, ICRC and Brussels Privacy Hub, 2nd edition, Geneva, 2020.

Levie, Howard S., *Prisoners of War in International Armed Conflict*, *International Law Studies*, U.S. Naval War College, Vol. 59, 1978, pp. 106-109.

Mullins, Claud, *The Leipzig Trials: An Account of the War Criminals' Trials and A Study of German Mentality*, H.F. & G. Witherby, London, 1921.

Noone, Commander Gregory P. et al., 'Prisoners of War in the 21st Century: Issues in Modern Warfare', *Naval Law Review*, Vol. 50, 2004, pp. 1-69.

Nowak, Manfred and Janik, Ralph R.A., 'Torture, Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassöli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, pp. 317-342.

Pato, Joseph N. and Millett, Lynette I. (eds), *Biometric Recognition: Challenges and Opportunities*, National Research Council/National Academies Press, Washington, D.C., 2010.

Rosas, Allan, *The Legal Status of Prisoners of War: A Study in International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*, Institute for Human Rights, Åbo Akademi University, Turku/Åbo, 1976, reprinted 2005, pp. 442-445.

Thompson, Sean Kevin, 'The Legality of the Use of Psychiatric Neuroimaging in Intelligence Interrogation', *Cornell Law Review*, Vol. 90, September 2005, pp. 1601-1638.

1 - 第 5 条。

2 - 特に、捕虜がその家族および中央追跡調査局に送付する捕虜通知票について規定している第 70 条および抑留国が国家情報局に提供し、関係国及び第 123 条に基づき設置された中央追跡調査局に転送する情報について規定している第 122 条を参照。

3 - リーバー・コード(1863), 第 107 条。

4 - 同上, 第 80 条。

5 - ハーグ条約 (1907), 第 9 条。1899 年のハーグ条約第 9 条でもほぼ同じ言葉が使用されている。

6 - 第一次世界大戦中の慣例については、捕虜に関するフランス共和国とドイツ連邦共和国間の協定(1918), 第 26

- 条; 捕虜と民間人に関するオーストリア共和国・ハンガリーとイタリア共和国間の協定(1918), 第 25 条(4); および捕虜、衛生要員、民間人に関するアメリカ合衆国とドイツ連邦共和国間の協定(1918), 第 25 条を参照のこと。
- 7 - 捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)第 5 条(1)を参照。この規定の文言については、本解説の段落番号 1792 を参照。
- 8 - Bretonnière, pp.67-78 を参照。
- 9 -1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻,p. 251(フィンランド共和国)参照。
- 10 - 本解説の段落番号 1787 および序論, A.3.f.項も参照。
- 11 - 捕虜が記入する捕虜通知票に含むべきデータについては、第 70 条、段落番号 3148-3157 の解説も参照のこと。
- 12 - 詳細については、第 122 条の解説、E.1.d 項を参照。
- 13 -ハーグ条約(1907)第 9 条および捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)第 5 条(2)。Brussels Declaration (1874), 第 29 条,および Oxford Manual (1880), 第 65 条も参照のこと。
- 14 -1947 年政府専門家会議報告書、p. 123。
- 15 - 1947 年の政府専門家会議で承認された草案は、この点に関して非常に明確である:「PW がこの規則に故意に違反した場合には、条約によって PW 一般に与えられている権利以上に、その階級又は地位により PW に与えられている特権を制限する責任を負うことがある」。1947 年政府専門家会議報告書、p. 123。後半の文章(ここではイタリック体)は、文章を簡略化するために削除した。
- 16 - 階級及び年齢に従い与えられる特権的待遇を規定した一般条項である第 16 条、将校の敬礼を規定した特別条項である第 39 条(3)、階級章の着用を規定した第 40 条、将校の待遇を規定した特別条項である第 44 条、階級と年齢に応じた他の捕虜の扱いを規定した特別条項である第 45 条、捕虜に必要とされる作業における年齢制限を規定した労働を規定した一般条項である Article 49(1)、下士官に対する作業の免除を規定した Article 49(2)、将校に対する作業の免除を規定した Article 49(3)、給料の前渡しを規定した第 60 条、将校の収容所及び混合収容所における捕虜の代表者の任命を規定した Article 79(2)、労働収容所の管理職への将校の任命を規定した Article 79(3)、抑留国は、捕虜からその階級をはく奪し又はそのバッジの着用を妨げてはならないことを規定した Article 87(4)、処罰を受ける将校を下士官及び兵卒と区別して収容することを要求した Article 97(3)、捕虜に対する訴訟手続の通知を要求した Article 104(2)、情報局から伝達される情報について規定した Article 122(4)を参照。
- 17 - Pictet (ed.), Commentary on the Third Geneva Convention, ICRC, 1960, p. 160。第二次世界大戦中の例としては、Bretonnière, pp.67-68(フランス人捕虜は早期解放を願って捕虜時に将校の階級を隠したが、結果的に労働を強制された。この特権の制限は、彼らの本当の地位が判明した後も適用された)を参照のこと。
- 18 - Commentary on the Third Geneva Convention, ICRC, 1960, p. 161。
- 19 - 国内での実践については、例えば、アルゼンチン共和国, Manual of the Law of Armed Conflict, 2010, p. 157; カナダ, Prisoner of War Handling Manual, 2004, section 302.10; デンマーク王国, Military Manual, 2016, p. 243; オランダ王国, Military Manual, 2005, 段落番号 0716; ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, 段落番号 12.4.1(c); スペイン王国, LOAC Manual, 2007, 段落番号 4-46; スイス連邦, Basic Military Manual, 1987, 第 60 条および第 110 条英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国), Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 149, 段落番号 8.19; およびアメリカ合衆国, Law of War Manual, 2016, p. 545, 段落番号 9.4.3 を参照。
- 20 - 第一条約第 40 条及び第二条約第 42 条を参照。補助医療従事者については、第一条約第 41 条を参照。文民の医療及び宗教関係者については、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 15 条(5)及び第 18 条(3)を参照のこと。

- 21 - 第一条約第 16 条並びに第 17 条及び第二条約第 19 条並びに第 20 条を参照。
- 22 - 第 24 回赤十字国際会議、マニラ、1981 年、Res.I, International Review of Red Cross に掲載された身分証明書
の着用、第 21 巻, No.225, 1981 年 12 月, p.318。
- 23 - 詳細については、第一条約第 16 条に関する解説(段落番号 1569-1574)および第二条約第 19 条に関する解説
(段落番号 1746-1751)を参照のこと。
- 24 - これらの詳細のほとんどは、全くというほど頻繁に変更されるものではない。しかし、他より変わり得る情報のひとつ
が階級である。この場合において、抑留国は、バッジ等の外部標識によることを含め、捕虜の階級を決定するための代
替手段を用いることができる。
- 25 - 第 120 条(4)を参照。
- 26 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻, pp. 250-251 を参照。
- 27 - 捕虜は、身分証明書を紛失する可能性があり、これは身分証明書を携行していない正当な言い訳になる。さらに、
第 5 条は、「その地位が権限のある裁判所によって決定されるまでの間、この条約の保護を享有する」と規定している。
パルチザンは、通常、身分証明書を携帯しないが、この事実によって、彼らが第 4 条に定める条件を充たす限り、捕虜
として待遇される権利が奪われることはできない。これは、国民皆兵により、武器を手にした者にも適用される。
- 28 - 「軍事文書」の構成については、第 18 条、段落番号 1848 の解説を参照のこと。
- 29 - 第 18 条(2)を参照。
- 30 - 詳細については、第 99 条 D 項の解説を参照されたい。
- 31 - Levie, p.109。また、英国, Military Court at Wuppertal, Dulag Luft case, Trial, 1945(「デュラグ・ルフトの機能は、
要するに、連合軍の捕虜となった乗組員から作戦上極めて重大な性質の情報を得ることであった。ジュネーヴ条約で
は捕虜が提供することを義務付けていない種類の情報を、捕虜から意図的に得ることを目的として、その尋問を行った
日付や、被告人がその尋問に関与していた日付から、その主張は、捕虜の小部屋を過剰に加熱したことが、デュラグ・
ルフトで行われたというものであった。その告発は、『必要な医療処置の欠如と拒絶』、『殴打が見られたケース』等に關
しても申し立てを行った。Killinger, Junge, Eberhardt は有罪となり、それぞれ 5 年、5 年、3 年の禁固刑が言い渡され
た。残りの 2 人の被告人は無罪となった。』)。
- 32 - Pictet 編, ジュネーヴ第三条約解説, ICRC, 1960, p. 163。
- 33 - 例えば、国連安全保障理事会, イランとイラクの捕虜: The report of a mission dispatched by the Secretary-
General, January 1985, UN Doc. S/16962 (reissued), 22 February 1985, 段落番号 113 を参照。
- 34 - Report of the Conference of Government Experts of 1947, pp. 123-124 を参照。
- 35 - Levie, p.109 も参照。戦場での尋問の限界は、第 19 条で捕虜を「捕獲後できるだけ早く」避難させることを要求し
ていることである。
- 36 - 第 3 条, 段落番号 663、および第 130 条 D.2 項の解説を参照。
- 37 - 第 130 条。
- 38 - Concise Oxford English Dictionary, 12th edition, Oxford University Press, 2011, p. 278。また、オランダ王国、
Military Manual, 2005, 段落番号 0717 も参照(「強制とは、暴力またはその他の手段により、権力の行使を意味する場
合があり、誰かに何かすることを強いることである。」)
- 39 - アメリカ合衆国, Intelligence Interrogation Handbook, 1992, p.1-8 を参照。同書では強制を「自分の意思に反した
行為を強制するために他者を不法に誘導することを目的とした行為」として定義している。Principles for the Protection

of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment の本文 (1988), 原則 21(2): 「尋問を受けている間の被抑留者は、暴力、脅迫又はその判断能力を損なうような尋問の方法に服さないものとする」も参照のこと。

40 - 医療措置の拒否又は条約で保障された他の権利の脅威、拒絶を示唆することについては、アメリカ合衆国, Intelligence Interrogation Handbook, 1992, p. 1-8, and Human Intelligence Collector Operations, 2006, 段落番号 5.77 を参照。いわゆる「5 つの技法」(ストレス体位、覆い、騒音への服従、睡眠・休息の剥奪、食物・水の剥奪)の禁止については、英国, Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 2-12, 段落番号 218 を参照。

41 - これらの用語の定義については、第 3 条の解説、G.2 項および G.4 項を参照。

42 - 本解説の第 3 条、段落番号 655 並びに 670-671、および Maia/Kolb/Scalia, p. 161 も参照のこと。

43 - 本解説の第 3 条、段落番号 655 および 672 も参照のこと。

44 - 本解説の第 3 条、段落番号 672 も参照のこと。

45 - 国連総会、Respect for human rights in armed conflicts: Report of the Secretary-General, UN Doc. A/8052, 18 September 1970, 段落番号 119; Glod/Smith, pp. 153-154 を参照。精神に作用する化学物質の禁止については、アメリカ合衆国, Law of War Manual, 2016, p. 554, 段落番号 9.8.1. を参照。催眠の禁止については、英国, Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 192, 段落番号 8.131. を参照。核磁気共鳴画像法 (MRI) の使用については、Thompson, pp. 1616-1618 を参照のこと。

46 - エリトリア・エチオピア請求権委員会, Prisoners of War, Ethiopia's Claim, Partial Award, 2003, 段落番号 75-76; 国連補償委員会, Report and Recommendations made by the Panel of Commissioners concerning Part One of the Second Instalment of Claims for Serious Personal Injury of Death (Category "B" Claims), 国連文書 S/AC.26/1994/4, 15 December 1994, 段落番号 14; アメリカ国防総省, Conduct of the Persian Gulf War: Final Report to Congress, April 1992, Appendix O-19; Krähenmann, p. 391, 段落番号 716。

47 - 被抑留者が氏名、階級、生年月日、軍の番号以外の情報の提供を拒否することを理由とする被抑留者の不利な待遇の禁止に関する国内慣行の例としては、以下のようなものがある: ブルンジ共和国, Regulation on International Humanitarian Law, 2008, p. 55; カナダ, Code of Conduct, 2002, p. 2-10; デンマーク王国, Military Manual, 2016, p. 528; アイルランド, LOAC Manual, 2005, 第 5 部; マダガスカル共和国, Military Manual, 1994, 段落番号 28; ニュージーランド, Military Manual, 第 4 巻, 段落番号 12.6.9; ナイジェリア連邦共和国, Military Manual, 1979, 段落番号 38; スイス連邦, Basic Military Manual, 1987, 段落番号 6.2; および アメリカ合衆国, Law of War Manual, 2016, pp. 554-555, 段落番号 9.8.1, and Army Regulation on Enemy Prisoners, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees, 1997, 段落番号 2.1.a (1)(d)。

48 - 詳細については、第 99 条(2)を参照。

49 - 軍のマニュアルには、基本的な設備を越えた提供の誘因を認めているものがあるが (アメリカ合衆国, Army Field Manual, 2006, p. 8-2, および Operational Law Handbook, 2017, p. 113)、一方で、他のマニュアルはそうしたことを禁止している (ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, 段落番号 12.6.4(f); ペルー共和国, IHL Manual, 2004, 段落番号 39(g); フィリピン共和国, LOAC Teaching File, 2006, p. 14-7; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1621; およびトルコ共和国, LOAC Manual, 2001, p. 50)。Sanna, pp. 992-993 (「いかなる特権の実質的譲歩も、捕虜間の非差別の原則に反するならば、違法と思われる。とはいえ、非差別規定は、差別が捕虜の道徳的・物質的幸福に不利な場合にのみ排除されると解すべきであることを忘れてはならない。」、Levie, p. 108 (「策略によって捕虜から情報を得ることは禁止されていない。」、Krähenmann, p. 391, 段落番号 716 (Levie に言及)、

Nooneら, p. 55(「すべての捕虜は同様に扱われるべきであるため、特に協力的な捕虜に対してより良い住居、食糧、給与などの有利な扱いをする ことは合法的ではない。」)も参照のこと。

50 - 医療倫理の詳細については、本解説第 30 条の段落番号 2232 を参照。

51 - 本解説における第 129 条の D.1 項を参照。また、拷問等禁止条約(1984)第 12 条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する効果的な調査及び記録に関する国連原則(2000 年)、段落番号 2 も参照(「国家は、拷問又は虐待の苦情及び報告が迅速かつ効果的に調査されることを確保するものとする。明示的な苦情がない場合でも、拷問または不当な扱いが行われた可能性を示す他の兆候がある場合には、調査が行われるものとする。」)、イスタンブール議定書(2004)、p. 4。

52 - 「生体認証」とは、「生物学的小および行動学的特徴に基づく個人の自動認識」と定義される。国際標準化機構、ISO/IEC TR 24741:2018、情報技術-バイオメトリクス-概要と適用、2018 年 2 月を参照のこと。

53 - 本解説における第 13 条(2)、D.4 項を参照。

54 - このような場合、DNA サンプルは個人を特定する目的だけのために採取され、有資格者によって収集され、目的達成後に破棄され、認定された基準に沿って研究所で分析され、不正なアクセスや使用から保護されなければならない; ICRC, Missing People, DNA Analysis and Identification of Human Remains を参照:A Guide to Best Practice in Armed Conflicts and Other Situations of Armed Violence, 第 2 版, ICRC, Geneva, 2009, p.42。Sanna, p.992 も参照。

55 - Maia/Kolb/Scalia, pp. 157-158 も参照(この点については、朝鮮戦争(1950-1953)、フォークランド紛争/マルビナス戦争(1982)、湾岸戦争(1990-1991)の例を参照している)。

第十八条〔捕虜の財産〕

ARTICLE 18:PROPERTY OF PRISONERS

条文

- (1) すべての個人用品(武器、馬、軍用装具及び軍用書類を除く。)及び金属かぶと、防毒面その他の身体の防護のために交付されている物品は、捕虜が引き続いて所持するものとする。捕虜の衣食のために用いられる物品も、正規の軍用装具に属するかどうかを問わず、捕虜が引き続いて所持するものとする。
- (2) 捕虜は、常に身分証明書を携帯しなければならない。抑留国は、身分証明書を所持していない捕虜に対しては、これを与えなければならない。
- (3) 階級及び国籍を示す記章、勲章並びに主として個人的又は感情的価値のみを有する物品は、捕虜から取り上げてはならない。
- (4) 捕虜が所持する金銭は、将校の命令によってでなければ、且つ、金額及び所持者の詳細を特別の帳簿に記入し、並びに受領証発行人の氏名、階級及び部隊を読みやすく記載した詳細な受領証を発給した後でなければ、取り上げてはならない。抑留国の通貨で有する額又は捕虜の要請により抑留国の通貨に両替した額は、第六十四条に定めるところにより、捕虜の勘定に貸記しなければならない。
- (5) 抑留国は、安全を理由とする場合にのみ、捕虜から有価物を取り上げることができる。有価物を取り上げる場合には金銭を取り上げる場合について定める手続と同一の手続を適用しなければならない。
- (6) 前記の有価物は、捕虜から取り上げた金銭で抑留国の通貨でなく、且つ、所持者からその両替を要請されなかったものとともに、抑留国が保管し、及び捕虜たる身分の終了の際原状で捕虜に返還しなければならない。

内容

A. 序論.....	95
B. 歴史的背景.....	96
C. 第1項: 捕虜の個人用品.....	97
D. 第2項: 身分証明書.....	97
E. 第3項: 記章、勲章並びに主として個人的又は感情的価値のみを有する物品.....	98
F. 第4項: 金銭の没収.....	98
G. 第5項: 有価物の没収.....	99
H. 第6項: 有価物の返却.....	100

A. 序論

1835 第 18 条は、軍用装具を取り上げる権利は敵国の財産に限定され、捕虜の全ての個人用品は適用の範囲外であるという長年の国際法の原則を踏襲し強化するものである。軍用装具を取り上げる権利を制限することは、何世紀にもわたって戦争の法律と慣習を形づくる重要素となってきた。[1]したがって、抑留国は、ジュネーヴ条約に従ってそのような権利行使を規制する義務を負っている。

1836 国際的な武力紛争において、敵国に帰属するあらゆる動産を戦利品として獲得する権利が認められている。[2]戦利品は、武器や軍需品など、軍事作戦に使用されるあらゆる種類の敵国の動産のうち公共で所有される財を対象とする。[3] 戦利品を獲得した国は、返還または補償の義務を負わずに財産を獲得したものとみなされる。したがって、抑留国は、国際法で認められている条件に従って、その動産を希望する方法で使用することができる。[4]

1837 戦利品は国家の権利であり、個人の権利ではない。[5]ここで、捕虜は「敵国の権力内にあるものとし、これを捕えた個人又は部隊の権力内にあるものではない」とする第 12 条(1)を参照されたい。

1838 一方、略奪は長い間、国際人道法で禁止されてきた。[6]略奪とは、国際人道法に違反し、個人が所有者の同意なしに公共または私有財産を横領または入手することと定義される。[7]財産の流用や取得は、必ずしも武力や暴力によって行われるわけではなく、所有者の暗黙の了解や合意なく行われる。[8]

1839 捕虜の私有財産は、その国のものではなく、抑留国の職員による押収の対象となる軍用装具と見なすことはできない。しかし、捕虜が「動産」を所有しているからといって、それが必ずしも私有財産となるわけではなく、個人使用のために割り当てられた国の財産となる場合も有り得る。例えば、捕虜は、双眼鏡、通信機器、その他任務遂行のために支給された電子機器を所持している場合がある。このような物品は、敵の捕虜の国の動産であり、抑留国は、戦利品として没収することができる。[9]

1840 捕虜の軍用装具を取り上げる抑留国の権利は、安全面のことを理由にして、捕虜の特定の所持品を押収する権利と混同してはならない。後者の権利が行使された場合には、受領書が発行され、抑留が終了した時点で、該当の用品は所有者に返却されなければならない。[10]この規定は、捕虜からの用品の没収を網羅的に扱っているわけではない。例えば、証拠となりうる物品の持ち出しには対応しておらず、抑留国にとって安全保障上の脅威とはならない物品の持ち出しについても

規定していない。しかし、刑事手続に関する国内法は、そのような乖離を埋めるものである。

B. 歴史的背景

1841 この規定の背景にある考え方は、戦争法を最初に成文化しようとする時期まで遡り、1863年のリーバー・コードでは、「時計や宝石など、捕虜の身にある金銭やその他の貴重品、および予備の衣類は、…捕虜の私有財産とみなされ、その貴重品や金銭を処分することは不義理とされ、禁止される」[11]とされている。1907年のハーグ条約は、この原則を再確認し、「武器、馬、軍票を除くすべての(捕虜の)個人的財産」は捕虜が所有者のままでなければならないとした。[12]

1842 1929年の捕虜に関するジュネーヴ条約は、人道的理由から、ある例外を除き、捕虜の所持品の範囲を広げ、実際には国家の所有物に関する規定であるが捕虜が個人で使用する用品も対象とするようにした。[13] 本条1項では、この拡張について確認する。具体的には、1947年の政府専門家会議では、捕虜が長靴、軍用ベルト、レインコートなどの衣類や栄養を確保するための用品を保持することは、たとえこの財産が規制対象の軍用装具であっても必需品とした。[14]1929年の条約では、捕虜が規定の金属かぶと、防毒面を保持することを認めていたが、その後の紛争では兵士が身を守るために他の物品を支給されたため、専門家は「その他の身体の防護のために交付されている物品」という文言を補足する必要があると考えた。[15]1948年にストックホルムで開催された第17回赤十字国際会議では、これらの規定を修正・承認した。[16]

1843 第二次世界大戦中、個人情報や給与の記録が記載された給与台帳が「軍票」であるとして捕虜から持ち去られることがあったため、第2項が導入された。捕虜が唯一携行していた身分証明書であることも多かった。1947年の政府専門家会議において、捕虜はいかなる状況においても身分証明書を持たずに放置されるべきではないと議論された[17]。この規定は、ストックホルム会議に提出され、承認された草案に含まれていた。[18]

1844 1929年の条約では、身分証明書、階級及び国籍を示す記章、装飾品、押収された貨幣の保護が盛り込まれた。[19]これらの保護は、本条第3項と第4項で、引き続き明記されている。[20]第三条約で、「価値ある物品」に関する規則が改正され、商業的価値のある物品と感情的価値のある物品が区別されるようになった。1929年の条約では、価値のある物品を捕虜から取り上げてはならないと定められていた。1947年の政府専門家会議では、貴重品の押収について相当な議論がなされた。複数のある代表団は、第二次世界大戦中、多くの捕虜が、彼らが保持することを許可された価値ある物品のおかげで、脱出に成功したことを指摘した。[21]他の代表団は、個人的な用品の中には、商業的な価値はほとんどないものの、捕虜の精神的な支えになるかもしれない感情的な価値を持つものもあると強調している。[22]したがって、現在の第18条(3)の条文は、1929年の規定よりも限定的であり、とりわけ個人的又は感情的な価値を有する物品は、捕虜から取り上げてはならないと定めている。第二次世界大戦における脱出を防ぐため、第18条(5)には、安全上の理由から有価物を捕虜から引き離すことができる、という規定がある。

1845 第二の議題は、財産が捕虜に返還されることを保証するために受領書で十分かどうかということであった。[23] 今日、押収品の台帳には金額だけでなく所有者の詳細も記載しなければならない。受領証を発行する者の氏名、階級、部隊を含む明細を記載しなければならない。[24]この結果、1947年の政府専門家会議では、現在の第64条に当たる別の条項に、捕虜の勘定を設けることが全会一致で承認された。[25]

C. 第1項: 捕虜の個人用品

1846 第1項、3項及び5項は、捕虜の利益及び安全と抑留国の安全との調整を図るものである。一方では、快適さや保護のため、捕虜が所有し続けるべき特定の物品を保護するため、ある保証が組み立てられているが、他方では、安全上必要な場合には、抑留国が物品を差し止めることができるという安全網が敷かれている。

1847 捕虜は通常、捕虜になった場所からできるだけ近郊で武装解除され、調査される。[26]第18条(1)は、捕虜が携行するどのような物品を奪ってはならないかを定めている。まず、個人で使用する物品について触れている。例えば、洗面用具、眼鏡、宝石、腕時計、本、財布、鍵、ペンや紙、個人で服用する薬、宗教的な意味を持つ用品などである。[27]また、個人的な保護のために支給される金属かぶと、防毒面を捕虜から取り上げてはならない。[28]衣服や食器類も引き続いて所持するものとしている。[29]

1848 一方、武器、馬、軍用装具及び軍用書類は没収の対象となる。武器には、あらゆる種類の武器、付属装置、弾薬が含まれる。馬は、起草当時、すでに広く使われなくなり、現代の武力紛争ではさらに使用されなくなったが、この規定には未だ含まれている。また、軍事活動に使用されるその他の(個人の)輸送手段も没収の対象とみなされるべきである。[30] 捕虜から取り上げてはならない身の回り品や物品が、実は軍用装備の一部であることが多いため、「軍用装具」という言葉が最も問題視されている。いずれにせよ、この区分には、光学器械又は精密機器、携帯無線機、兵器の部品、部隊先発の工兵が使う道具など、軍事的に使用する全ての物品が含まれるが、コンピュータ、携帯電話、その他メッセージを送信したりデータを保存したりできる電子機器も含まれる場合がある。[31] 「軍用書類」とは、地図、規定文書、命令書、計画書、暗号、日誌、個人の軍事記録等の文書で、例えば、抑留国にとって情報価値を有する可能性のあるものをいう。[32]

D. 第2項: 身分証明書

1849 第18条(2)は、捕虜はいかなる場合にも身分証明書を携帯しなければならないことを規定している。第17条(3)は、武力紛争のすべての締約国に対し、「(その)管轄下にある者で、捕虜となる可能性のあるもの」すべてに身分証明書を発行することを求めている。このような証明書には、少なくとも第17条(1)に記載された情報、すなわち氏名、階級及び生年月日並びに軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号が含まれていなければならないが、さらに指紋、身長、目の色または署名などの他の情報を含むことができる。[33]

1850 捕虜は、いかなる場合にも身分証明書を所持してはならないので、抑留国は、何らかの理由で捕虜が身分証明書を所持していない場合には、捕虜にそのような証明書を供与しなければならない。[34] 例えば、捕虜が依拠する国が身分証明書を発行していない場合又は捕虜がこれを紛失した場合には、抑留国は、捕虜にそのような文書を与えなければならない、また、捕虜は、抑留中これを所持することを許されなければならない。捕虜が身分証明書を持たず、給与台帳や運転免許証など身分を証明する他の手段を持っている場合、それを保持することが認められなければならない。[35]

E. 第3項: 記章、勲章並びに主として個人的又は感情的価値のみを有する物品

1851 第1項を補足する形で、第18条(3)は、捕虜から取り上げてはならない物品をいくつか挙げている。まず、抑留国は、階級及び国籍を示す記章若しくは勲章を取り上げることができない。捕虜の階級や国籍によらず、記章、勲章を身につけることは尊厳の問題に関わる。これらを取り上げないことは、第14条に基づく捕虜の人格と名誉の尊重として求められる。この規定は、捕虜が記章、勲章を身につけることを許可されなければならないと明示的に規定した第40条に沿うものである。この権利を、たとえ罰則や懲罰的制裁としてでも、剥奪することはできない。[36]この規定は、捕虜が抑留された国によって管理される記章、勲章のみを対象としている。

1852 次に、第18条(3)は、「個人的又は感情的価値のみを有する物品は、捕虜から取り上げてはならない」と規定している。写真や結婚指輪など、捕虜にとって感情的な価値を持つことが明らかな物品もある。しかし、一般的に、所持品が感情的または個人的な価値を有するかどうかの判断は、特にその価値が「何よりも」感情的又は個人的であるか、非常に主観的なものである。[37]第18条(5)に従い、安全を理由とする場合、有価物を捕虜から取上げることができる。抑留国は、物品が個人的又は感情的な価値を有するかどうかを決定する場合には、この規定を誠実に適用し、かつ、捕虜の意見を考慮に入れなければならない。

F. 第4項: 金銭の没収

1853 捕虜が携行し、その私有財産である金銭は、戦利品とみなしてはならない。ただし、第18条(4)により、一定の状況下では、捕虜から金銭を取り上げることができる。[38] このような没収には一定の保護措置が必要であり、本規定は1929年条約第6条(2)を再確認し強化するものである。捕虜が携行する金額は、将校の命令によってのみ持ち出すことができ、関連する詳細は、特別な記録簿に記録されなければならない。[39]

1854 本項は、捕虜から金銭を取り上げる際に将校が立ち会うことを要求していない。また、権限のある出納係に作業を指示することもできるが、責任の所在は将校に残る。この規定は、活動を適切に実施することを確保するためのものであり、略奪行為であってはならず、正規の手順に沿って行われなければならない。

1855 登録簿に詳細を記入することに加え、第 18 条(4)では、抑留国が詳細な受領証を発給することを要求している。受領証の形式及び内容を決定することは抑留国の責任であるが、受領証には、少なくとも、発給の場所及び日付、実際に引き渡した通貨で表示された正確な金額(数字及び文字)、受領証の発給を受ける者の正確な名称、すなわち、少なくとも姓、名、階級、国籍(又は所属する軍隊等が識別できるような表記)、生まれた年、軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号を記載しなければならない。非常に重要な要件として、受領証には発給者の氏名、階級、部隊が判読できるように記載されていなければならない。この対応は、将校の命令によってのみ行うことができるので、この将校は、抑留国の規則に従って、当該受領証に署名する者を指定する責任を負う。

1856 抑留国の通貨による金額の合計、又は捕虜の要請によりその通貨に変更された金額について、特記することとする。[40]このような金額は、第 64 条から第 65 条に定めるところにより、第三条約の第四部の規定に従って捕虜が使用できるように、捕虜の口座に送金されなければならない。

G. 第 5 項: 有価物の没収

1857 第 18 条(5)は、抑留国が捕虜から有価物を取り上げられることを規定している。ただし、安全を理由とする場合に限る。「有価物」は、本条約ではこれ以上定義されてはいない。本項では、第 3 項と同様に、感情的または個人的な価値のある物品のみを対象とする規定は追記されていない。ジュネーヴ条約の準備段階における議論は、商業的価値のある物品と感情的価値のある物品の区別に焦点が当てられていたようである。[41] しかし、前者は 5 項に従って安全保障上の理由から取り上げることができ、後者は第 3 項に従って取り上げることができないと言うのは、解釈を簡素化しすぎであろう。感情的な価値を持つ個人的な物品は、同時に重要な商業的価値を持つことがある。さらに、捕虜は、1 項に掲げる物品等、感情的価値も高い商業的価値も持たない物品を携行することができる。したがって、5 項の「有価物」は、第 18 条における他の項を参照して定義することはできない。むしろ、規定要素は、その物品を取り上げる目的にある。「有価物」は、抑留国の安全保障に脅威を与え得る全ての物品を対象とするものとして広範に解釈されるべきである。したがって、感情的な価値のある物品、記章、勲章、又は 1 項に記載の個人用品及び物品を対象とすることができる。[42]

1858 抑留国が捕虜から物品を取り上げることができる「安全上の理由」は、多岐に渡る。例えば、商業価値の高いものは守衛の賄賂に使われる可能性がある。[43]また、盗難の危険性も高まり、収容所の秩序や規律の維持が難しくなる。携帯電話、コンピュータ(PC、ノートパソコン、タブレット)、パソコン周辺機器(外部記憶装置など)、カメラなどの電子機器も、セキュリティに対して特異の脅威を与える可能性があり、没収されることがある。[44]別の例として、民間人の衣服と似ており、そのため(試みられた)逃亡するにあたり重要になり得る類の衣服が挙げられる。[45]明らかに、カミソリの刃やポケットナイフなど、武器になり得るものは全て、捕虜から取り上げられる可能性がある。

1859 携帯電話のように、明らかに安全保障上のリスクをもたらす物品を除き、抑留国は政策上、ある種の物品を取り上げることを避けるべきである。むしろ、ある物品が実際に安全保障上の脅威となるかどうかは、時と場合により、個別の状況に合わせて評価されるべきである。個人的な物品や感情的な価値もあり、抑留国の安全を本質的に脅かすものではないものについては、特定の場合になぜその物品を取り上げることができるのかについて、具体的に示すことが特に重要である。

1860 第 5 項は、捕虜から有価物を取り上げる場合には、金銭を取り上げる場合について定める手続と同一の手続を適用することと規定している。金銭の場合、受領証に正確な金額を特定するのは簡単であるが、物品を評価することは別の問題である。したがって、宝飾品やその他の特殊な物品を記録する場合には、外観、重量、組成物、内容物などについて正確な表記を行い、紛失した場合には、補償のため、同等の評価を行うことができるようにする必要がある。可能であれば、対象となる物品の写真を撮影し、受領証に添付しておくことが有り得る。

1861 貴重品の没収に際して交付される受領証及び 4 項の規定による詳細の記載は、当該物品の返還の際に、必要な根拠書類となる。

H. 第 6 項: 有価物の返却

1862 第 18 条(6)は、いかなる通貨で取り上げられた物品及び金銭も、抑留国の管理下に置かれ、捕虜たる身分が終了した際、原状、すなわち損傷や改ざんのない状態で捕虜に返還することを義務付けている。[46]

1863 最近のいくつかの国際武力紛争において、ICRC は、第 18 条の遵守が一貫していないことを観察した。没収した私物について抑留国が受領証を発行し、タグを付けるなどのケースも見られたが、それ以外のケースでは、捕虜は、財産登録のための適切な制度がない状態で私物が奪われたこと、あるいはその財産登録が行われ、受領証の記載が誤っており、財産の紛失に繋がったことなどに対し、不満を訴えている。さらに ICRC は、これらの物品を保管し、捕虜に適切に返還する仕組みが必ずしも機能していないことも目撃している。抑留国によっては、没収品を特定の捕虜に割り当てることなく全て箱に入れて保管したり、ランダムに積み上げて保管したりしており、後で整理することが困難な場合があった。しかし、他の状況では、収容所当局が各捕虜の所有物を個別の保管箱や安全な部屋に保管していた。さらに、抑留国の中には、捕虜の財産の返還を扱う委員会や局を設置するところもあった。抑留国が本規定に基づく義務を履行するためには、抑留国は、没収した全ての物品が適切に登録され、且つ、当該捕虜に帰属することを確保しなければならない。さらに、他の捕虜や収容所当局による乱用を防ぐため、没収されたものは、安全な場所に保管されなければならない。

1864 抑留の終了時にそのような物品及び金銭が返還されない場合には、捕虜は、旧抑留国に対して請求を行うことができない。そのため、1947 年の政府専門家会議では、このような補償は捕虜

が依拠している国が負うべきものであることが提案された。[47]その上で、当該国は、平和条約の枠組みの中で、抑留国と共に一般的な問題解決を図ることになる。しかし、1949年には、この仕組みに対応するための追加された条項は第18条において、採択されなかった。

参考文献(アルファベット順)

Henckaerts, Jean-Marie and Doswald-Beck, Louise, Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules, ICRC/Cambridge University Press, 2005, https://ihl-databases.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1_rul.

Hingorani, Rup C., Prisoners of War, 2nd edition, Oceana Press, Dobbs Ferry, 1982.

Krähenmann, Sandra, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', in Dieter Fleck (ed.), The Handbook of International Humanitarian Law, 3rd edition, Oxford University Press, 2013, pp. 359-411, at 382-386, paras 709-710 and 712.

Levie, Howard S., Prisoners of War in International Armed Conflict, International Law Studies, U.S. Naval War College, Vol. 59, 1978, pp. 110-118.

Mettraux, Guénaél, International Crimes and the Ad Hoc Tribunals, Oxford University Press, 2005, Chapter 8, 'Other Serious Violations of the Laws or Customs of War: Underlying Offenses'.

Sanna, Silvia, 'Treatment of Prisoners of War', in Andrew Clapham, Paola Gaeta and Marco Sassòli (eds), The 1949 Geneva Conventions: A Commentary, Oxford University Press, 2015, pp. 993-995.

1 - Krähenmann, p. 383, 段落番号 710.1。

2 - ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005), 規則 49: 「紛争当事国は、戦利品として不利な国に属する軍事装備を没収することができる。」

3 - 戦利品の概念については、'Booty in Warfare', version of March 2008, in Rüdiger Wolfrum (ed.), Max Planck Encyclopedia of Public International Law, Oxford University Press, <http://www.mpepil.com>; William Gerald Downey, 'Captured Enemy Property: Booty of War and Seized Enemy Property', American Journal of International Law, Vol. 44, 1950, pp. 488-504; Elyce K.D. Santerre, 'From Confiscation to Contingency Contracting: Property Acquisition On or Near the Battlefield', Military Law Review, Vol. 124, Spring 1989, pp. 111-161; H.A. Smith, 'Booty of War', British Yearbook of International Law, Vol. 23, 1946, pp. 227-239; and Henckaerts/Doswald-Beck, 解説における規則 49, pp. 173-175。また、第一条約の本解説における第15条 1496段落、第33条 2329段落。

4 - 特に、第一条約第33条を参照。

5 - 軍事マニュアルの中にはこのことを明示的に述べているものもある。例えば、Burundi, Regulation on International Humanitarian Law, 2008, pp. 24-25; Central African Republic, Instructor's Manual, Vol. II, 1999, 段落番号 2.4; New Zealand, Military Manual, Vol. 4, 2019, p. 12-15, 段落番号 12.3.17; Ukraine, Manual on the Application of IHL Rules,

2004, 段落番号 1.2.53; and United Kingdom, Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 141, 段落番号 8.2。

6 - Henckaerts/Doswald-Beck, 本解説における規則 52, pp.182-185。

7 - ICTY は、以下の判決において、略奪または分捕りの定義について議論している: Delalić Trial Judgment, 1998, paras 587-591; Simić Trial Judgment, 2003, para. 99; Kordić and Čerkez Appeal Judgment, 2004, paras 79-84; Naletilić and Martinović Trial Judgment, 2003, paras 612-615; and Hadžihasanović Trial Judgment, 2006, paras 49-51. SCSL は、特に以下のケースで略奪の戦争犯罪を論じた: Brima Trial Judgment, 2007, para. 754; Fofana and Kondewa Trial Judgment, 2007, para. 160; and Taylor Trial Judgment, 2012, para. 452. ICC は、Bemba Trial Judgment, 2016, paras 113-125 and 639- 648 で、分捕りの戦争犯罪について論じている。

8 - ICTY, Delalić Trial Judgment, 1998, para. 591. また、France, Permanent Military Tribunal at Metz, Bommer case, Judgment, 1947 を参照。ICC 規約に基づく略奪の戦争犯罪に関する討議の中で、各国は「強制 (force)」を拒否し、代わりに「同意がないこと (absence of consent)」に焦点を当てた。第四条約における本解説第 33 条を参照。また、第一条約における本解説第 15 条 1494-1496 段落も参照。

9 - 例えば、Canada, LOAC Manual, 2001, para. 1021 を参照。

10 - 第 18 条(4)-(6)。

11 - リーバー・コード(1863)、第 72 条。Brussels Declaration (1874), 第 23 条(5), and Oxford Manual (1880), 第 64 条も参照のこと。また、Bruno S. Frey and Heinz Buhofer, 'Prisoners and Property Rights', Journal of Law and Economics, Vol.31, No.1, April 1988, pp.19-46 も参照。

12 - ハーグ条約(1907)第 4 条(3)。

13 - 捕虜の待遇に関するジュネーブ条約(1929)第 6 条(1)。

14 - 1947 年政府専門家会議報告書、124-125 頁。

15 - 1949 年ジュネーブ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 251。

16 - 1948 年ストックホルム会議で採択された条約案、p.58。

17 - 1947 年政府専門家会議報告書、pp. 126-127。

18 - 1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、pp. 62-63; 1948 年ストックホルム会議が採択した条約案、p. 58。

19 - 捕虜の待遇に関するジュネーブ条約(1929)第 6 条(2)及び(3)。

20 - E および F 項を参照。

21 - 1947 年の政府専門家会議報告書、p. 126 参照。

22 - 同上。

23 - 同上、p. 125。また、Eritrea-Ethiopia Claims Commission, Prisoners of War, Ethiopia's Claim, Partial Award, 2003, 段落番号 80 も参照。「写真やその他同様の個人的な物品の損失は、捕虜の士気を圧迫する屈辱になる」ことが確認されている。

24 - F 項参照。

25 - 1947 年政府専門家会議報告書、p. 127。

26 - 捕虜の搜索は、同性の者によって行われるべきである; 本解説における第 14 条 1667 段落を参照。

27 - ブルンジ共和国, Regulation on International Humanitarian Law, 2008, pp. 24-25; カメルーン共和国, Instructor's Manual, 1992, pp. 82-83; コートジボワール共和国, Teaching Manual, 2007, 第 II 巻 p. 44; オランダ王国, Military Manual, 2005, 段落番号 0720; ニュージーランド, Military Manual, 第 4 巻, 2009, p. 12-22, 段落番号

12.5.6; スイス連邦, Basic Military Manual, 1987, 第 111 条および Regulation on Legal Bases for Conduct during an Engagement, 2005, pp. 194-195; 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国), Joint Doctrine Captured Persons, 2015, pp. 7-3-7-4, 段落番号 709 を参照。

28 - 軍事マニュアルにはっきりと記載されている例として、呼吸補助機、防弾ジャケット、対空射撃ベスト、NBC 災害対応用具として、プラスチック製グラウンドシート、核・生物・化学物質向け防護服、靴(服の一部とみなす)、テントなどがある。オーストラリア連邦, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, 段落番号 10.35; カナダ, LOAC Manual, 2001, 段落番号 1021; コートジボワール共和国, Teaching Manual, 2007, 第 III 巻, 段落番号 111.2; デンマーク王国, Military Manual, 2016, 段落番号 6.8, ドイツ連邦共和国, Military Manual, 2013, 段落番号 813; イスラエル国, Manual on the Rules of Warfare, 2006, p. 33; オランダ王国, Military Manual, 2005, 段落番号 0720; フィリピン共和国, LOAC Teaching File, 2006, pp. 5-4-6-4; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1047; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, pp. 47-48; スイス連邦, Basic Military Manual, 1987, 第 111 条; 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国), Joint Doctrine Captured Persons, 2015, pp. 7-3-7-4, 段落番号 709; およびアメリカ合衆国, Army Regulation on Enemy Prisoners, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees, 段落番号 2-1 を参照。

29 - 例えば、すべての衣類と下着、靴、ブーツ、ベルト、コートとこれらを入れる袋、配給用袋、水筒、ボウルなど。ベルギー王国, Law of Armed Conflict Training Manual, 2009, 第 4 巻, p. 13; コートジボワール共和国, Teaching Manual, 2007, 第 III 巻, 段落番号 111.2; ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, pp. 12-21-12-22, 段落番号 12.5.5; フィリピン共和国, LOAC Teaching File, 2006, pp. 5-4 および 6-4; スリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1047; トルコ共和国, LOAC Manual, 2001, pp. 47-48; および英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国), Joint Doctrine Captured Persons, 2015, p. 7-3, 段落番号 709 を参照。ニュージーランドの軍事マニュアルは、安全保障上必要であれば金属製の食器を除外できるが、なるべく早い段階でプラスチック製の食器で代用することを示唆している; Military Manual, 2019, 第 4 巻, p. 12-22, 段落番号 12.5.7。アメリカ合衆国は、捕虜が所持できる物品から「ナイフとフォーク」を除外している; Army Regulation on Enemy Prisoners, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees, 段落番号 2-1 を参照。

30 - 例えば、オーストラリア, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, 段落番号 10.35, カナダ, LOAC Manual, 2001, 段落番号 1021; およびスイス連邦, Basic Military Manual, 1987, 第 111 条を参照。

31 - 例えば、ニュージーランド Military Manual, 2019, 第 4 巻, p. 12-22, 段落番号 12.5.5(d)を参照。

32 - 例えば、中央アフリカ共和国, Instructor's Manual, 第 II 巻, 1999, p. 11; ケニア共和国, LOAC Manual, 1997, p. 7; ニュージーランド, Military Manual, 2019, 第 4 巻, p. 12-22, 段落番号 12.5.5(c); およびスリランカ民主社会主義共和国, Military Manual, 2003, 段落番号 1049(c)を参照。

33 - 第 17 条の解説、段落番号 1812 を参照。

34 - 第 17 条の解説、E.1 項も参照。捕虜の身元が確認できない場合についての議論のためには、第 17 条 G 項の解説を参照。

35 - 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 151, 段落番号 8.25 を参照。

36 - 第 87 条(4)を参照。

37 - デンマークの軍事マニュアルは、「主に個人的または感情的な価値を有する」物品に言及している; Military

Manual, 2016, 段落番号 6.8。

38 - 捕虜から取り上げた現金の額及びこの金銭をどの勘定に入れなければならないかについての詳細については、第 59 条及び第 64 条並びにそれらの解説も参照されたい。

39 - 例えば、オーストラリア, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, 段落番号 10.35 は、捕虜から金銭や有価物を取り上げる場合、「適切なセキュリティと説明責任のシステムを確立する」必要性に言及している。

40 - 捕虜の要請による通貨の変換については、第 58 条、段落番号 2874 および第 59 条 D 項を参照。

41 - 本解説の段落番号 1844 を参照。

42 - Levie, pp. 112-113 を参照。例えば、コンパスとしても使用できる時計について言及している。

43 - Sanna, p.994 参照。

44 - 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国), Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p. 152, 段落番号 8.25(f)を参照。また、Hingorani, p. 136 も参照。

45 - そのような衣服は、他の衣服と取り替えるべきである; Sanna, p.994, および Krähenmann, p.383, 段落番号 710.2 を参照。

46 - 情報局は、釈放若しくは送還された捕虜、又は逃亡し若しくは死亡した捕虜が残した物品および金銭をすべて収集し、関係国に転送することを任務とする; 第 122 条(9)を参照。

47 - 1947 年の政府専門家会議報告書、p. 126 を参照。

第二十三条〔捕虜の安全〕

ARTICLE 23 : SECURITY OF PRISONERS

条文*

(1) 捕虜は、いかなる場合にも戦闘地域の砲火にさらされる虞のある地域に送り、又は抑留してはならず、捕虜の所在は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために利用してはならない。

(2) 捕虜は、現地の文民と同程度に、空襲その他の戦争の危険に対し、避難場所を有しなければならない。当該危険に対する避難所の保護に従事する者を除き、捕虜は、警報が発せられてから、できる限り速やかにその避難所に入ることができる。文民のために確保されたその他の保護措置も、捕虜に適用されるものとする。

(3) 抑留国は、利益保護国の仲介により、関係国に対し、捕虜収容所の地理的位置に関するすべての有益な情報を提供しなければならない。

(4) 捕虜収容所は、軍事上許される場合にはいつでも、昼間は、空中から明白に識別することができるPW又はPGという文字によって表示しなければならない。但し、関係国は、その他の表示の方法についても合意することができる。それらの表示は、捕虜収容所のみを使用するものとする。

*参照しやすいように段落番号を付する。

内容

A. 序論.....	105
B. 歴史的背景	106
C. 第 1 項:抑留場所の地理的位置.....	107
D. 第 2 項:避難所	110
E. 第 3 項 :捕虜収容所の所在地の通告	112
F. 第 4 項:捕虜収容所の標識.....	113
参考文献(アルファベット順)	115

A. 序論

2011 抑留国は、その権力内にある捕虜の処遇について責任を負う。[1]第 23 条は、捕虜の安全を確保するいくつかの規則を定めている。

2012 第 1 項は、捕虜又は捕虜収容所の地理的位置について定めている。抑留国は、捕虜を戦闘地域の砲火に近接して収容、又は捕虜収容所を設置してはならない。また、抑留国は、特定の地

点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために、捕虜の存在を利用してはならない。第2項は、捕虜を空爆その他の戦争の危険から保護するため、その他の保護措置とともに捕虜に避難所への接近手段を与えるように要求している。第3項は、紛争当事国に対し、捕虜収容所の場所を相互に伝達することを要求し、第4項は、当該収容所の標示に関する規則を規定している。[2]同様の規定は、抑留された文民の保護に関する第四 条約にも定められている。

2013 戦場が国家の領土全体に及ぶ可能性がある現代の戦争の性質を考慮すると、この条文は捕虜の保護にとって極めて重要である。

B. 歴史的背景

2014 第一次世界大戦中の砲術の進展とそれに伴う戦闘区域の拡大は、捕虜を軍事行動の危険から保護するという問題を引き起こした。この戦争中の慣行は捕虜を危険にさらした：捕虜が戦線のすぐ後ろに送られ、抑留国が捕虜を自国軍や特定の地域の盾として利用したため戦場での戦闘にさらされた。[3]このような慣行をなくすため、紛争当時国は、捕虜を戦闘地域から十分に離れた場所に避難させ、収容することに合意した。[4]この慣行は後に 1929 年の捕虜の待遇に関するジュネーブ条約に反映され、捕虜となった後できるだけ早く、戦闘地域から十分に離れた場所に捕虜を避難させ、危険を回避させなければならないと規定された。[5]ICRC は、1929 年条約の改訂の際、空中戦が交戦国の全領域に及ぶ可能性があり、そのため捕虜の安全をより詳細に規定すべきであると所見を述べた。[6]

2015 しかし、第二次世界大戦中の兵器の技術的発展や航空戦の発達に伴い、1929 年の条文は不十分なものとなった。ICRC は、1929 年条約の改訂の際、空中戦が交戦国の全領域に及ぶ可能性があり、そのため捕虜の安全をより詳細に規定すべきであると所見を述べた。[7]

2016 捕虜の収容場所の地理的位置に関して、ICRC は、軍事目標から離れた場所に収容することが要求されるが、正確な距離は今後決定すべきものであることを認識していた。[8]1947 年に開催された政府専門家会議において、オランダの代表団は ICRC の提案への支持を表明すると共に、捕虜収容所を軍事目標の近くに設置することの禁止に関して、そのような目標をいくつかの例と共に、第1項に含めることを提案した。[9]捕虜収容所は軍事目標の近くに設置してはならないことで実際に合意したが、代表団のほとんどの国はより一般的な表現を使用することを望んだ。1949 年の条約法にはまだ定義されていない「軍事目標」という概念に関しては、現実的な困難が生じるということが懸念された。[10]例えば米国代表団は、現代の戦争では軍事目標を包括的に定義することは不可能だと指摘し、南アフリカ代表団は、オランダの提案の採択が先進工業国にとって問題となることを懸念した。[11]同様の理由から、政府専門家は、都市部の近くに捕虜収容所を設置することを明確に禁止することを含めている ICRC の提案を拒否した。[12]1948 年にストックホルムで開催された第17回赤十字国際会議に提出され採択された草案では、1929 年条約の第9条4項に類似した一般的な文言が用いられていた。[13]

2017 捕虜を空爆から保護するためには、より具体的な内容が必要であるという点ではすでに同意していた。しかし、1929 年条約にはこの趣旨の規定がないにもかかわらず、第二次世界大戦中の交戦国は、この点で、主に避難所の形で保護措置をとることに合意していた。このため、政府専門家は、捕虜の安全に関する規則にそのような具体的な内容を含む規定を設けるよう、ICRC の勧告を承認した。[14]

2018 さらに 1947 年の会議では、交戦国は捕虜収容所の地理的位置を互いに通知すべきことが合意された。[15]第二次世界大戦中、そのような収容所のいくつかは、空軍がその正確な位置を知らなかったために空襲された。[16]政府専門家は、しかしながら、締約国は収容所の地理的位置を細かく互いに伝達する必要はないと結論付けた。[17]ICRC はこれを 1948 年のストックホルム会議に提出された草案の中で、抑留国に対する「捕虜収容所の地理的位置に関するすべての有用な情報」を提供する義務として言い換えた。[18]条文案の最初の 3 項は、ストックホルムで採択された草案の文言からわずかな変更のみで 1949 年の外交会議において全会一致で承認された。[19]

2019 より論議を呼んだのは、4 項が含まれることであった。第二次世界大戦当初、ICRC は交戦国に対し、捕虜収容所を敵航空機から明確に区別できるよう、特別な方法で標示するよう提案した。[20]ジュネーヴ条約(第三条約)の準備作業中、ICRC は、操縦士が空から識別できるように捕虜収容所を標示することも提唱した。[21]捕虜収容所に標識を付けると、特に夜間に敵の空襲を受けやすくなるのではないかと、収容所に注意を向けると軍事目標と混同されて捕虜が危険にさらされるのではないかと懸念が示された。[22]収容所への標識は日中のみ適切であることが合意された。[23]1949 年の外交会議で、英国代表団は、自国のような人口の少ない領土では、敵の空軍が偵察と実際の攻撃作戦の両方で上空を飛行する際に、そのような標識は有用な目標となるため、捕虜収容所に標識を付ける義務を含めることに反対した。[24]英国代表団は、もし標識が必要であれば、むしろ紛争当事国によって相互に合意されるべきであると提案した。[25]英国代表団は、その項目の最初に「軍事上許される場合にはいつでも」という言葉を追加することで、この規定を修正することをさらに提案した。[26]米国代表団は、捕虜収容所に標識を付けない国に不当な軍事的優位を与えることになると考え、英国代表団の修正に反対した。[27]オーストラリア代表団は、航空機から標識が見えにくいため、標識は実際には何の保護にもならないとして、この項を完全に削除することを提案した。[28]オーストラリアの提案は却下され、イギリスの修正案が賛成多数で採択された。[29]

C. 第 1 項:抑留場所の地理的位置

2020 第 23 条 1 項は、捕虜の安全に関する主要な規則を定めている。これは、捕虜の地理的位置に関するもので、2 つの構成になっている。第一に、抑留国は、捕虜を戦闘地域の砲火にさらされるおそれのある地域に送る、又はそこに抑留することができない。[30]第二に、捕虜の所在は、特定の地区や区域を軍事行動から免れるようにするために利用してはならない。[31]捕虜を戦闘地域の砲火にさらされるおそれのある区域に送致し、又はその区域に抑留することの禁止

2021 第 23 条 1 項は、抑留国に対し、捕虜を戦闘地域からの砲火にさらされるおそれのある地域に送り[32]、又はそこに抑留することを禁止しており、この規定は、捕虜が敵国の手下に陥った後できる限り速やかに、以下のことを要求している第 19 条 1 項と合わせて読む必要がある。[33]捕虜が危険から逃れるために、戦闘地域から十分に離れた収容所に避難させなければならない。[34]「戦闘地域」とは、敵対行為が行われているあらゆる地域を指す。[35]

2022「いかなる場合にも」という言葉がこの規定を絶対的なものにしてしている。第 23 条 1 項は、捕虜が抑留国の手中にある全期間を通じて適用される。[36]これは、例えば、停戦または休戦の締結の有無にかかわらず、捕虜は敵対行為が行われている地域に留め置かれてはならないことを意味する。捕虜は、当然ながら、捕虜になった直後も戦闘地域に在ることになる。このため、第 19 条は第 23 条ほど絶対的ではなく、「できる限りすみやかに」避難することだけを要求している。抑留国が捕虜を収容所に避難させる代わりに、戦闘地域に捕虜を収容することを決定した場合、第 19 条と第 23 条の両方に違反することになる。

2023 流動的な戦場と急速に変化する前線を伴うことがある近代戦の性質上、抑留国は、捕虜収容所が戦闘区域の砲火から依然として安全な場所にあるかどうかを常に確認する必要がある。前線の移動により捕虜が戦闘地域にいる場合、抑留国は、捕虜を安全な他の場所に退避させる必要がある。移送により、第 47 条(2)は、戦闘地域が収容所に近づくという状況を正確に予見しており、そのような状況においては、「その収容所の捕虜は、移動を十分に安全な条件で行うことができるとき、又は捕虜を現地にとどめれば移動した場合におけるよりも一層大きな危険にさらすこととなることを除く外、移動してはならない」と記載している。

2024 第 23 条 1 項には、捕虜を戦闘地域からどの程度離脱させなければならないかについての記述はない。長距離砲および航空兵力の使用が一般的である近代戦の性質を勘案すれば、捕虜は抑留国の領域内のどこにいても戦闘区域の砲火の届く範囲にいる可能性がある。1947 年の政府専門家会議への提出文書で、ICRC は、航空戦の発達により「(捕虜の)安全は比較的なものにしかなり得ない」と述べている。[37]したがって、抑留国は、捕虜が戦闘区域の火にさらされることのないよう、できる限り安全な場所に収容されるようにしなければならない。[38]また、第 23 条のその他の義務は、捕虜が収容所の場所に関して条約上の他の義務に留意しつつ、収容中にさらされ得る危害をさらに最小化することを求めている。

2. 特定の地点又は区域を軍事行動から外すために捕虜を利用することの禁止

2025 第 23 条 (1) 項の第 2 部は、捕虜の存在を利用して、特定の地区や区域を軍事行動の対象外としてはならないと規定している。ジュネーブ条約第四条約の下で保護されている者に関しては、同条約の第 28 条に同じ禁止規定がある。第一追加議定書の第 51 条(7)は、この保護をすべての個人の文民及び全体としての文民集団に拡大した。[39]また、捕虜を含む人物を人間の盾として利用することの禁止事項は、国際慣習法の一部となっている。[40]1998 年の ICC 規程では、

「特定の地点や区域、又は軍隊を軍事行動から除外するために民間人又は他の被保護者の存在を利用すること」は国際武力紛争において戦争犯罪となる。[41]ICTY 控訴院は捕虜を人間の盾として利用することは禁止されており、「[1993 年 ICTY]規約の第 2 条及び第 3 条にそれぞれ基づく非人道的又は残虐な扱いを構成する可能性がある」と判示している。[42]

2026 第三条約第 23 条(1)及び第四条約第 28 条は、特定の地区や区域の「免責」のみに言及しているが、第 1 追加議定書第 51 条(7)は、「免責」と「遮蔽」の双方に言及している。議定書の同じく正文であるフランス語の条文では、両方の用語を「mettre à l'abri」(庇護する／保護する／危険から遠ざける)と訳しており、これら二つの概念の間に法的な違いがないことは明らかである。また、「遮蔽」という用語とフランス語の「mettre à l'abri」によって、英語版の第 23 条(1)で言及されている免責は、敵対行為に関する規則の意味での攻撃からの法的免責を意味していない。むしろ、より事実的な免責を意味する。これらの用語はすべて、ある対象物に向けられた軍事行動を抑止または妨害するために、その対象物を「保護」することだけを指している。

2027 第 23 条(1)は、特定の地点または区域を軍事行動から免れるようにするために捕虜の存在を「利用」することを禁止している。このことは、抑留国が捕虜の存在を通じて実際に地点または区域を保護する意思を抱いていることを意味する。捕虜の「存在」は、いくつかのシナリオに対応することができる。抑留国が捕虜収容所を防御する機能として捕虜収容所を設置することを選択することもできるが[43]、その場所を防御するために一時的に捕虜が連れて来られることもあり得る。

2028 この条約の起草者は、1929 年条約で使用された「地点又は区域」という表現を「軍事目標」に置き換える代わりに、維持することを選択したが、それは後者の用語を含めることは、当時の条約法で定義されていなかったことから、実務上の困難をもたらすと懸念されたからである。[44]しかし、1947 年の政府専門家会議において、この規定は軍事目標の近くに捕虜収容所を設置することを禁止する意図であると理解された。[45]この意図に照らして、第 23 条(1)の「地点又は区域」という用語は軍事目標を含むと考えなければならず、これらは現在、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書又はその慣習的国際法の同等物に含まれる定義に従って理解されなければならない。[46]さらに禁止は、対象となる軍事目標のみならず、軍人にも適用されると理解されなければならない。[47]

2029 起草時には、抑留国が捕虜を合法的な軍事目標ではない地点や区域を保護するために利用するような状況は予見されなかった。そして現在でも、文献や軍事マニュアルの中で、人間の盾の問題は、軍事目標を免責する、または保護するという文脈でほとんど考えられている。このことは、第 23 条が、正当な軍事目標でない捕虜を保護するために利用される状況も含むのかという問題を提起している。一方では、捕虜収容所の配置を通じて対象となる民間人を保護することは、民間人を対象とした攻撃はすでに禁止されているので、「定義上除外される」と理解することができる。[48]他方、第 23 条の適用範囲を軍事目標のみに限定する狭義の解釈は、現実的な困難をもたらす。紛争当事者は何が軍事目標を構成するのかについて同じ理解を持っていない可能性がある。

1947年の政府専門家会議において、ICRCは、「交戦国によって争われた軍事目標として機能する地点、または1939年までに受け入れられた空中戦の規則に違反して爆撃された地点」に近い区域に、捕虜が抑留または送還された場合に、第23条(1)とほぼ同じである1929年の条約の規定を適用することは困難であると提起している。[49]

2030 第23条(1)の目的は、捕虜の保護である。この目的の主旨に賛同して、抑留国が捕虜の存在を利用して軍事目標を保護することにより、捕虜を危険にさらしているかは無関係であることが問題提起されている。例えば、民間人を対象として、敵が不法に攻撃することが分かっている場合や、そう判断するだけの根拠がある場合、捕虜が攻撃される危険性が生じる。したがって、保護される対象の状態よりも、むしろ、抑留国が捕虜を相手国の軍事行動から防護するために利用する意図こそが決定的に考慮されなければならない。抑留国が、国際人道法の遵守を強制する企てや敵対国の不法な軍事行動を阻止するために捕虜を利用することは、違法と思われる。ICRCの好ましい見解は、任意の地点または区域を防護するために捕虜を利用することは第23条によって禁止されていると考えるべきというものである。[50]

2031 第23条(1)は、「軍事行動から」の地点または区域の防護に関するものである。「軍事作戦」という用語は、「攻撃」という概念よりも広範であると理解されている。[51]軍事作戦とは、戦闘を目的として実施されるあらゆる移動、作戦行動、その他の活動のことである。[52]

2032 もちろん、相手国が実際に軍事作戦を行うことは要求されるものではない。もしそうであれば、「失敗した」防護活動だけが禁止されることになる。また、防護された地点又は区域がその後軍事行動の脅威にならなかつたにも関わらず、抑留国が捕虜を利用して防護した場合には、第23条(1)の規定の違反となる。

D. 第2項:避難所

2033 第23条(2)は、他の保護措置とともに、捕虜は、現地の民間人と同程度に、空爆その他の戦争の危険からの保護を求めるために捕虜収容所を利用することができるように定めている。[53]

1. 第一文:空爆その他の戦争の危険に対する避難所の提供

2034 第23条(2)前段は、捕虜が「現地の文民と同程度に」避難所を利用できることを要求するものである。つまり、この条約は絶対的な基準を定めておらず、いかなる状況下でも捕虜が避難所を利用できることを定めてはいない。むしろ、捕虜の保護は現地の基準に基づいている。[54]したがって、捕虜のために民間人と同じ条件で避難所が供給されなければならないか、既存の避難所が捕虜と民間人に同等に利用できるようにされなければならないかのいずれかである。抑留国は、捕虜に対して、例えば民間人からの暴力行為の過度の危険にさらすことがない場合のみ、後者の選択肢を選ぶことができる。[55]

2035「地域」という言葉が使用されているのは、抑留国の管理下にあるすべての捕虜に適用される基準が必ずしも一つではないことを意味する。都市部で拘束または雇用されている捕虜と地方の捕虜とでは相違がある可能性がある。例えば、避難所が都市部の民間人にしか利用できないことがあり、そのような地域の捕虜は、避難所を平等に利用することができなければならない。しかし、地域住民が避難所を利用することができない地方で拘束されている捕虜は、そうでない場合がある。

2. 第二文:避難所へのアクセス

2036 第 23 条(2)の第 2 文は、捕虜は、警報が鳴った後できるだけ速やかに利用できる避難所に入ることを許されると定めている。このことは、抑留国が警報システムを整備しなければならないことを意味する。また、抑留国は捕虜が「事実上、避難所に入ることができる」ことを確保しなければならないことも意味する。[56]捕虜ができるだけ速やかに入れるようにするためには、避難所が近くにあることが必要である。捕虜が自分自身の避難所を持っている場合、理想的にはその避難所は収容所内に設置される。

2037 第 23 条(2)の後段に従い、「(空爆その他の戦争の危険から) 宿舎の防護に従事する」捕虜には適用されない。第 23 条は、捕虜がどの程度まで宿舎の保護に従事することを要求されるかについて規定しておらず、抑留国がこの規定をどのように適用したかを詳細に示す情報は不足している。このような作業は、第 50 条に掲げるどの項目にも該当しないので、抑留国は、捕虜にこの作業を強制することはできない。なぜなら、宿舎の保護は、実際上危険であるため、捕虜の自発的な参加のみが認められる。[57]宿舎の保護に伴う活動は、多様で消火活動などを含むことができる。

3. 第三文:その他の保護措置

2038 第 23 条(2)の最後の文は、「住民のために行われた他のいかなる保護措置は捕虜にも適用する」と規定している。1948 年のストックホルム会議に条約案を提出した際、ICRC は、「戦争の進捗が避難所による保護を無効にし、他の保護手段の採用につながるかもしれない」ため、この規定にそのような条項を加えることは適切であると判断したと表明している。しかし、この規定は、避難所が捕虜の保護を提供しないことが判明した場合にのみ関係するものではない。避難所が使用される場合にも、他の保護措置も必要となることがある。[58]

2039 第 23 条(2)の第 1 文と同様に、この文は、絶対的な基準を定めるものではなく、捕虜が住民と同じ保護措置の恩恵を受けることを求めるものである。この原則の例外は、抑留国に対し火災の危険に対するすべての予防措置をとることを要求している第 25 条(3)に見出すことができる。その条文は、この規定に基づく一般的な義務を強化する一方で、民間人がどのように保護されるかに関係なく、火災の危険に対して具体的な措置をとることが必要であると明記している。[59]

2040 第 23 条(2)の第 1 文は、特に「現地住民」に言及していたが、この最後の文は、より一般的には「住民」に言及している。第 1 文ほど明確には述べられていないが、この規定は、第一に現地住

民に言及している。ここでも、保護措置は収容所の位置、例えば農村部か都市部かによって異なる場合がある。捕虜が受けることのできる保護措置は、現地の基準に基づいている。第二に、「住民」は、収容所や労働派遣の場所に関係なく、特定の産業における集団の人々を指すこともある。

2041 例えば、文民労働者が空襲の際に使用する特別な装備(ガスマスク、防護服など)を支給されている場合、そのような装備は同じ種類の労働に従事する捕虜も利用できるようにしなければならない。[60]

E. 第3項 : 捕虜収容所の所在地の通告

2042 第23条(3)は、抑留国に対し、関係国、すなわち、捕虜が依存する国及びその他の紛争当事国と考えられる国に対し、捕虜収容所の地理的位置に関するすべての有用な情報を提供することを要求している。[61]同文書は、抑留国がどのような情報を提供しなければならないかを詳細に明示していない。むしろ、「すべての有益な情報」に言及している。この定式化は、捕虜収容所の位置に関する詳細な情報を共有することが、相手国に軍事的な優位性を与えるという一部の国の懸念を反映している。[62]捕虜収容所の捕虜を空爆から守るというこの規定の目的を考えると、抑留国が関係国に提供しなければならない「すべての有益な情報」には、収容所のGPS座標も含まれるというのがICRCの見解である。

2043 第23条(3)は、利益保護国の仲介によって情報を共有することを要求している。このことは、1949年の条約採択以来のほとんどの国際武力紛争のように、利益保護国又はその代理人が任命されていない場合に、この規定を遵守することができるか、遵守する場合にはどのようにするのかという論点を提起している。[63]

2044 利益保護国又はその代理人がいなくても、紛争当事国は、この規定に従って捕虜収容所の地理的位置に関するすべての有益な情報を関係国に提供する義務を免れるものではない。したがって、この規定を遵守するため、利益保護国又は代理人のいずれかを指名するよう努めなければならない。そうでない場合には、利益保護国を関与させるという目的が達成されるようにしなければならない。そのためには、ICRCのような公平な人道的団体に同じ機能を実施するように求めることができる。

2045 ICRCは第23条の利益保護国に代わるものとして明示的には言及されていないが、1949年以前も以降も「それでも通常利益保護国に割り当てられる任務の多くを遂行」してきた。[64]例えば、1950～1953年の朝鮮戦争では、利益保護国が任命されていなかったため、米国は国際連合司令部が設置した捕虜収容所の地理的位置を一貫してICRCへ知らせ、その情報を北朝鮮当局へ伝えるよう要請している。米国は、朝鮮半島の捕虜収容所を誤って爆撃し、米国人捕虜を死傷させた後、敵地におけるそのような収容所の位置と特定に関する情報の入手を支援するようICRCに要請した。ICRCは、これらの任務を引き受けることに同意した。[65]したがって、紛争

当事国が同意すれば、ICRC は抑留国が他の関係国に情報を伝達することを支援することができる。[66]

2046 紛争当事国が直接関係を維持している場合、必要な情報の伝達に保護国又は他の仲介者を関与させる必要がないこともある。[67]

F. 第 4 項: 捕虜収容所の標識

2047 第 23 条の最後の段落は、捕虜収容所に「PW」(「Prisoners of War」)又は「PG」(「Prisonniers de guerre」)の文字を、日中に空中から見えるように表示することを要求している。紛争当事国は「PW」又は「PG」の代わりに他の標示方式に合意することができる。第 23 条(4)は、さらに、捕虜収容所のみこれらの文字を記すことができることを規定している。

1. 第1文: 「PW」または「PG」による収容所の標識

2048 第 23 条 4 項の第 1 文は、捕虜収容所に印を付ける義務を定めている。[68]1949 年に同条に追加された 2 項および 3 項と同様に、この規定の目的は、捕虜を空爆の影響から保護することである。この目的のために、第 23 条(4)は、「空中から明白に識別することができる」標識をつけることを要求している。この規定は、どの高さから標識が見えるようにしなければならないか、また、標識の必要な大きさについて何ら明示していない。実際、視認性は非常に文脈的なものであり、地形、天候、敵対者が使用する武器や観測技術の種類など様々な要因に依存するため、実施に移すことは不可能である。[69]「視認性」を高めるために、特に紛争当事国が目標を操縦士の視界に入れる必要がないような技術を使用している状況においては、紛争当事国は、捕虜収容所に関して、この分野における技術開発を十分に活用した識別システムについて合意することを奨励している。[70]

2049 第 23 条(4)は、抑留国に対し、上空からの視認性を確保することを要求している。これは必然的に生じる結果の義務であって、手段の義務ではない。[71]その時の状況にかかわらず、標識は視認可能でなければならない。このことは、抑留国がその視認性を確保するために標識に調整を加えなければならないことを意味する場合がある。しかし、この規定の実際の目的(空爆の回避)が達成されるかどうかは、捕虜収容所が目に見える標識にするだけでなく、そのような標識が見られる状態にすることにある。すなわち、敵側の軍隊の攻撃目標が本当に軍事目標であることを確認するために実行可能なすべての予防措置を講じる基本的義務を尊重することにも依存している。[72]

2050 第 23 条(4)の義務は「軍事上許される場合にはいつでも」という但し書きによって限定されている。[73]この文言は、捕虜収容所が「PW」または「PG」の文字で表示される必要がない状況があることを認めている。[74]「軍事上」という用語の使用によって、この根拠は、使用された用語が「軍事的必要性」であった場合より厳しくないことが明確である。しかしながら、抑留国は、軍事上の配慮が特定の場合及び特定の時期に収容所の標示を妨げるかどうかを個別に評価しなければならない

ず、収容所の標示をしないという方針を維持するものでもない。状況が変化した場合には、抑留国は、軍事上の配慮が収容所の標示を引き続き止めるかどうかを再評価しなければならない。

2051「PW」又は「PG」による捕虜収容所の標示は、それ自体で保護を受けるものではなく、捕虜収容所としての性格を目に見える形で明示し、敵の軍隊による識別を容易にすることにのみ役立つ。

2052 第 23 条(4)の義務のさらなる条件は、標識が特に夜間に敵によって目印として使用される恐れがあるため、それが「昼間」のみに適用されるということである。しかし、これら 2 つの条件に関して 1960 年の ICRC の解説ですでに述べたように、「交戦国の利に反することなく、捕虜収容所は昼夜を問わず常に標示されることが望ましいが、残念ながらこの条約ではこれを明記していない」。^[75]

2. 第 2 文:その他の標示方法

2053 関係国は、「PW」又は「PG」の文字の代わりに、他の表示方式を使用することに合意できる。これは、例えば紛争当事者の一国又は複数国がアルファベットを使用しない国であることが理由となり得る。もう一つの理由は、空からの標識の視認性が要求されることであろう。第三条約の準備期間中、カナダの代表団は、例えば色付きの模様がより良い代替案とならないかどうか思案していた。^[76]実際、状況によっては、色や模様の方が航空機にとって認識しやすい場合がある。ここでも、これは前の節で言及された多数の要因に左右される。第 23 条(4)の目的は、捕虜を空からの砲撃の影響より保護するために、捕虜収容所を空から認識できるようにすることである。特定の状況において、例えば気候、天候又は地形のために、異なる標示制度がより良い視認性を与え、そのため、より大きな保護をもたらす場合には、関係国は、そのような制度について合意するよう努めるものとする。

2054 第二次世界大戦後、多数の捕虜が関与した少なくとも ひとつの国際武力紛争において、ICRC は、いくつかの収容所が空から見える 2 つの大きな特徴的な紋章を付けていることを観察していた。第 23 条(4)は、関係国が「他の標示制度について合意する」ことができると明示しているが、これには赤十字または赤新月紋章の使用は含まれていない。^[77]

3. 第 3 文:それらの表示は、捕虜収容所のみを使用するものとする

2055 第 23 条 (4)の最後の文は、捕虜収容所のみ、その標示が可能と明示している。つまり、他の地域、建物、ユニットには、「PW」や「PG」の文字を入れてはいけないということである。^[78]「それらの」という文言は、前段の「PW」または「PG」という文字と同様に、紛争当事者が合意した その他の標示制度をも指している。したがって、関係国が捕虜収容所を異なる文字又は記号若しくは色で表示するという協定を締結した場合、その仕組みも捕虜収容所のみ有効であり、他の地点又は区域を保護するために使用してはならない。

2056「それらの」という表現は、この規定に従って捕虜収容所のみを標示することができるが、捕虜が収容されている他の場所に全く標示してはならないということの意味するものではない。あくまでも、捕虜収容所と同じように標示してはならない、という意味である。しかし、紛争当事国は、他の標示方法について合意することができ、また、抑留国は、他の標示方法を用いることを一方的に決定することができる。これは、例えば、移動中の捕虜の安全性を高めることができる場合、捕虜の避難又は移送のために使用することができる。[79]

参考文献(アルファベット順)

Dinstein, Yoram, 'Issues Relating to the Use of Civilian "Human Shields"', *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 44, 2014, pp. 273-291.

Maia, Catherine, Kolb, Robert and Scalia, Damien, *La Protection des Prisonniers de Guerre en Droit International Humanitaire*, Bruylant, Brussels, 2015, pp. 124-128.

Schmitt, Michael N., 'Human Shields in International Humanitarian Law', *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 47, 2009, pp. 292-338.

1 - 第 12 条(1)。

2 - ジュネーヴ第四条約における第 28 条、第 83 条及び第 88 条を参照。

3 - 1947 年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備書類、p. 33。

4 - 同上。捕虜、衛生要員及び民間人に関するアメリカ合衆国とドイツ連邦共和国間の協定(1918)第 32 条(1)、捕虜及び民間人に関するオーストリア共和国・ハンガリー・イタリア共和国間の協定(1918)第 25 条(1) も参照されたい。

5 - 捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)第 7 条、段落番号 1。ジュネーヴ第三条約における第 19 条(1)も参照されたい。

6 - 捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約(1929)、第 9 条、段落番号 4。米軍ニュルンベルグ国際軍事裁判は、「捕虜を軍隊の盾として使用することは国際法に反する」と確認する際に、この条文を参照した；フォン・リーブ事件判決、1949 年、p.104。

7 - 1947 年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第 II 巻、pp. 33-34。

8 - 1947 年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第 II 巻、pp. 35。医療地帯で規定されているように…収容所の近隣に、対航空部隊、国家防衛に関連する軍事組織や施設(無線局を含む)の駐留を明確に禁止することにより規定すべきかどうか問題となる。また、最も近い軍事目標から捕虜収容所を正確に分離する距離を規定することが適切であるかどうか議論の分かれるところである。

9 - オランダの提案の文章は次の通りであった；捕虜収容所の設置は、軍事施設、軍需品・兵器庫、鉄道駅、港湾、航空路などに近接する場所では禁止されている。Au case où des prisonniers de guerre seraient retenus provisoirement à proximité d'un cantonnement militaire, ils seront logés de quelque distance de la troupe, des parcs d'autos, etc. (「軍事目標、弾薬および装備工場、鉄道駅、倉庫、飛行場などの近くでは捕虜収容所の設立が禁じられてる。捕虜が一時

- 的に軍事要塞の近くに収容される場合、軍隊や駐車場などからある程度離れた場所に収容することが望ましい。)1947年政府専門家会議議事録、第二委員会、第三卷、第六回会合、p. 132。
- 10 - 同上、pp. 132-134、1947年政府専門家会議報告書、pp. 132-133。
- 11 - 1947年政府専門家会議議事録、第二委員会、第三卷、第六回会合、p. 132頁。
- 12 - 1947年政府専門家会議報告書、p. 133; 1947年政府専門家会議に ICRC が提出した予備書類 第 II 卷、p. 35。
- 13 - 1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第 21 条案、段落番号 1, p.67、および 1948年ストックホルム会議で採択された条約案、第 21 条、段落番号 1, pp.60-61。
- 14 - 1947年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第 II 卷、p. 37、1947年政府専門家会議報告書、p. 133。
- 15 - 1947年政府専門家会議報告書、p. 133。
- 16 - 1947年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備書類、p. 36。
- 17 - 1947年政府専門家会議報告書、p. 133。1947年政府専門家会議議事録第 II 委員会、第三卷、第 6 回会合、p. 136も参照のこと。
- 18 - 1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第 21 条案、段落番号 3, p. 67を参照。
- 19 - 1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、p. 355。1948年ストックホルム会議で採択された条約案、第 21 条案、p. 60-61も参照。
- 20 - この要請は一般には受け入れられなかったが、収容所長の許可の有無にかかわらず、何名かの収容所の捕虜は、PW (prisoners of war) または PG (prisonniers de guerre) という文字によって、昼間に率先して印を表示した。1947年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第 II 卷、p. 37を参照のこと。
- 21 - 同上。
- 22 - 1947年政府専門家会議議事録、第 II 委員会、第三卷、第 6 回会議、p. 137。ベルギーの代表は、第二次世界大戦中の例として、ドイツ軍が収容所を守るために夜間照明をしていたことを挙げた; その後、この合図を軍事目的の存在と解釈したと見られるロシア軍の爆撃を受けた。1947年の政府専門家会議報告書、p.133、1949年のジュネーヴ外交会議最終記録第 II-A 卷、p.254も参照のこと。
- 23 - 1947年政府専門家会議議事録、第 II 委員会、第三卷、第 6 回会議、p. 137-138、1947年政府専門家会議報告書、p. 133。また、1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第 21 条案、段落番号 4、p.67、および 1948年のストックホルム会議で採択された条約案、第 21 条案、段落番号 4、p. 61も参照。
- 24 - 1949年ジュネーヴ外交会議議事録、第 II 委員会、第 I 卷、第 5 回会議、p. 44。1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、pp. 254 および 354 も参照のこと。
- 25 - 1949年ジュネーヴ外交会議議事録、第 II 委員会、第 I 卷、第 5 回会議、p. 44、1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、p. 254。
- 26 - 1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、p. 354。
- 27 - 同上、1949年ジュネーヴ外交会議議事録、第 II 委員会、第 II 卷、第 25 回会議、pp. 61-62。
- 28 - 1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、pp. 354-355。英国代表はまた、「確かな筋から、収容所のマークは高空飛行する航空機による爆撃を防げないと断言された」; 同書、p. 354。
- 29 - この提案は 13 票対 2 票、棄権 8 票で採択された。1949年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 卷、p. 355。

- 30 - 第四条約、第 83 条(1)は、文民抑留者に関する同様の規定を含むが、異なる文言を使用しており、むしろ「戦争の危険に特にさらされている地域」に言及している。
- 31 - 第四条約(第 28 条)に基づき保護される者についても同様の規定がある。
- 32 - 抑留に関する言及は 1929 年条約には含まれておらず、1948 年ストックホルム会議に提出された条約案で追加された。1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、第 21 条草案、段落番号 2、p. 67 を参照のこと。「抑留」には、第 21 条に基づく一般抑留体制による捕虜収容所における抑留、捕虜の健康を保護するための拘束(第 21 条(1)最終文)及び刑罰又は懲罰としての拘束(第三条約第 III 章)が含まれると解釈されるべきである。
- 33 - 第 19 条(1)では、代わりに「捕獲」という用語が用いられている。ただし、これは広義に解釈すべきであり、それ以外の方法で敵の権力に陥った捕虜も含まれる。第 19 条の解説、段落番号 1870 を参照。
- 34 - 第 19 条の解説、段落番号 17874-1875 も参照のこと。
- 35 - 詳細については、第 19 条の解説、段落番号 1869 を参照。
- 36 - また、この条約は、捕虜が敵の権力内に陥った時からその最終的な解放及び送還まで適用されると述べた第 5 条も参照されたい。
- 37 - 1947 年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第 II 巻、p. 33。
- 38 - 第 22 条(2)などを参照。
- 39 - 医療ユニットに関する同様の規定を含む第一条約第 19 条(2)及び第一追加議定書第 12 条(4)も参照のこと。
- 40 - ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005)、規則 97。
- 41 - ICC Statute (1998)、第 8 条(2)(b)(xxiii)。同じ文章を使用している UNTAET Regulation No. 2000715 (2000)、セクション 6.1(b)(xxiii)も参照。
- 42 - ICTY, Blaškić Appeal Judgment, 2004、段落番号 653。また、Kordić and Čerkez Trial Judgment, 2001、段落番号 256 では、人間の盾として人を使うことは「規程第 2 条の『非人道的扱い』と特徴づけられる」とし、Aleksovski Trial Judgment, 1999、段落番号 229 は、裁判部が「人間の盾としての被抑留者の使用は...[1993 年 ICTY]規程の第 3 条によって保護される個人の尊厳に対する侵害を構成する」と認定したものである。
- 43 - 例えば、1991 年の湾岸戦争遂行に関する議会への最終報告で、米国防総省は、大半の空軍、海軍、海兵隊の捕虜が、最初の尋問を別の場所で行った後、「イラク情報局地域本部にある長期収監場所」に連れて行かれたことを概説している。この建物は合法的な軍事目標であったため、その場所に捕虜を抑留することは 23 条違反であり、その後、この施設が爆撃された際に不必要に危険にさらされることになったと結論付けている。米国、国防総省、議会への最終報告書: Conduct of the Persian Gulf War, 1992 年 4 月、pp.706-707 を参照。
- 44 - 1947 年政府専門家会議報告書、p. 132。
- 45 - 1947 年政府専門家会議議事録、第 II 委員会、第 III 巻、第 6 回会議、p. 132-134、1947 年政府専門家会議報告書、p. 132-133。
- 46 - 第一追加議定書第 52 条(2)、国際人道法慣習に関する ICRC 研究(2005)、規則 8 を参照。第一条約における第 19 条に関する解説、段落番号 1818 も参照。
- 47 - Dinstein, p. 278 を参照。彼は、第一追加議定書第 51 条(7)が遮蔽の対象となりうる戦闘員に言及していないにもかかわらず、「戦闘員が禁止の領域に入ることに疑いはない」と論じている。同書、p. 276 も参照。さらに、同じく捕虜を軍人の盾にした Von Leeb 事件も参照されたい。この事件では、捕虜を「部隊の盾として」使用することは禁止されると判断している; アメリカ合衆国, Military Tribunal at Nuremberg, Von Leeb case, Judgment, 1948, p. 104。米国法廷

はさらに、被告人が捕虜を前進する部隊の盾として使用した罪で起訴されたが無罪となったスチューデント事件(英国、リューネベルク軍事裁判所、判決、1946年)に言及し、「立証されれば、捕虜を敵軍の前に先行させ、それによって敵軍の盾として機能する単なる行為自体でも、別の種類の戦争犯罪を構成するであろうことはほとんど疑いがない」と述べている; 同上、p. 105。このことは、1998年のICC規程第8条(2)(b)(xxiii)において、「地点、地域または軍隊」を軍事行動から免れるために捕虜の存在を利用することを禁止している(強調して追加)ことから確認される。Ameur Zemali, *Combattants et prisonniers de guerre en droit islamique et en droit international humanitaire* (イスラム法と国際人権法における戦闘員と捕虜), Pedone, Paris, 1997, p. 441も参照。彼は、「地域」という言葉は、通常は軍事目標とはならない地域でも、軍事部隊が存在することによって特徴づけられる地域を含むことができると論じている。

48 - Sandra Krähenmann, 'Protection of Prisoners in Armed Conflict', Dieter Fleck (編), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 第3版, Oxford University Press, 2013, pp.359-411, 箇所 393。なお、筆者は、状態が明確でない対象を遮蔽すること、又は紛争当事国によって議論されている対象を遮蔽すること、収容所の設置を通してではなく、ある対象の上又はその近くに、一人又は複数の捕虜を置くことを通して対象を遮蔽することについては触れていないことに留意されたい。

49 - 1947年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書 p. 34などを参照。

50 - この点では、民間人集団または個々の民間人の盾としての使用を扱う第一追加議定書第51条(7)の文言がより明確である。同文書は、「特定の地点または地域を軍事作戦から免れるようにするため、特に軍事目標を遮蔽したり、軍事作戦を遮蔽する、有利にする、または妨害しようとする場合に、文民を使用してはならない」(強調して追加)と述べている。いくつかの軍事マニュアルでは、捕虜に関するものも含め、同じ言葉が使われている。例えば、スリランカ民主社会主義共和国, *Military Manual*, 2003, p. 56, 段落番号 1235, および トルコ共和国, *LOAC Manual*, 2001, p. 161, 段落番号 10 では、「...抑留によって...戦闘不能となった...軍隊のメンバー」に対して、同じ表現を使っている(それぞれ「特に」および「とりわけ」)。

51 - 「攻撃」を「攻撃であれ防御であれ、敵対者に対する暴力行為」と定義する第一追加議定書第49条(1)項を参照。

52 - Sandoz/Swinarski/Zimmermann (共著), *Commentary on Additional Protocols*, ICRC, 1987, p.680, 段落番号 2191。また、同上の p. 617、段落番号 1936、および p. 600 の fn 13も参照。

53 - 第四条約の第88条(1)には、文民被抑留者に関する同様の規定がある。

54 - Luis Kutner, '“International” Due Process for Prisoners of War: The Need for a Special Tribunal of World Habeas Corpus', *University of Miami Law Review*, 第21巻, No. 4, 1967, pp. 721-750, 箇所 737; General J.V. Dillon, 'The Genesis of the 1949 Convention Relative to the Treatment of Prisoners of War', *University of Miami Law Review*, 第5巻, No. 1, 1950, pp. 40-63, 箇所 50。

55 - 特に、「捕虜は常に保護されなければならない」と規定する第13条(2)を参照。

56 - 1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第21条草案に関する備考、p. 68(原文強調)。

57 - 第52条(1)は、捕虜が不健康又は危険な性質を有する労働に自ら志願した場合にのみ、その労働に従事させることができると定めている。1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第21条草案に関する備考、p. 68も参照。ただし、Pictet (編), *ジュネーヴ第三条約の解説*, ICRC, 1960, p. 189 参照: このような措置は、主として捕虜の利益のために図られるものであるから、抑留国は、同様の状況において自国軍に要求されるのと同じ行動を捕虜に求めることができると論理的に考えることができるが、それは、受動的な防衛措置が関与する時に限ってと理解される。しかし、この点については、条件法である仏文と指示法である英文とで若干の違いがあり、我々の解釈と一致している。

- 58 - 1948年ストックホルム会議に提出された条約案、第21条草案に関する備考、p. 68。
- 59 - 火災の危険に対する防護を確保するために抑留国が講じなければならない措置の種類については、第25条の解説、段落番号2098を参照。
- 60 - Pictet (編), ジュネーブ第三条約解説, ICRC, 1960, p. 189。
- 61 - 第四条約第83条(2)は、抑留国に対し、抑留場所の地理的位置を敵国に通知することを同様に要求している。
- 62 - 1947年の政府専門家会議に ICRC が提出した予備文書、第II巻、p. 36。
- 63 - 「序論」A.3.e 項および第8条H項の解説を参照。
- 64 - François Bugnion, *The International Committee of the Red Cross and the Protection of War Victims*, ICRC/Macmillan, Oxford, 2003, p. 871。
- 65 - ICRC, 赤十字国際委員会と朝鮮半島紛争:1950年、1951年の赤十字国際委員会の活動報告書に付属する文集、第I巻、1950年6月26日-1951年12月31日、ジュネーブ、1952, pp.169-175。
- 66 - 1947年の政府専門家会議議事録、第II委員会、第III巻、第6回会議、p. 136-137も参照のこと。この会議では、米国の代表が、交戦国は、保護国または ICRC の仲介で、収容所の位置を通知するよう義務付けることを提案している。
- 67 - 「はじめに」、段落番号51を参照。
- 68 - 第四条約の第83条(3)は、文民の被抑留者に対するこの規定の対案を含んでいる。
- 69 - ICRC が軍隊と協力して行った様々な視認性テストを含む、医療ユニットおよび施設の特徴的な紋章の視認性に関する幅広い議論については、第一条約第42条の解説(段落番号2645-2649)を参照のこと。
- 70 - 第一追加議定書、附属書I、第1条(4)。
- 71 - これは、紛争当事国に対し、医療ユニット及び施設に特徴的な紋章を「はっきりと見える」ようにするために「必要な措置」を図ることを要求している第一条約第42条(4)と異なっている；同条項の解説の段落番号2644を参照。このことを「結果よりも行動の義務」と表現している。これに対し、第23条(4)は、抑留国が表示を視認できるようにするための措置をとることを要求していない。むしろ、標示する義務を述べ、それが空中からはっきりと見えるものでなければならぬと規定しているに過ぎない。
- 72 - 第一追加議定書、第57条(2)(a)(i)。ICRC Study on Customary International Humanitarian Law (2005), 規則16も参照。
- 73 - 第三条約の準備作業中にこの言葉を含めることを提案した英国は、この同じ言葉を自国の軍用マニュアルで使用している；英国, *Manual of the Law of Armed Conflict*, 2004, p.159, 段落番号8.39。このマニュアルの前半では、捕虜収容所の場所とマークを敵に通知することは「義務ではないが、望ましい」とも述べている；同書 p. 142, 段落番号8.2(h)を参照。注目すべきは、収容所の位置の通知が、第23条の「軍事的配慮が許す限り」という条項の対象にはなっていないことである。また、オーストラリア連邦, *Manual of the Law of Armed Conflict*, 2006, p. 10-7, 段落番号10.26の収容所は「可能な限りいつでも」標示されるべきであるという記載も参照されたい。他のマニュアルでは、標示を行うべきかどうかについての選択はなく、厳格な義務としている；例えば、スリランカ民主社会主義共和国, *Military Manual*, 2003, p. 86, 段落番号1633では、「...昼間、空から見えるように PW または PG の文字で(捕虜収容所を)標示しなければならない」としている。
- 74 - 例えば、オランダ王国, *Military Manual*, 2005, p. 89, 段落番号0725は、「軍事的配慮から、戦闘区域内の通過キャンプは標示されないことがある」と述べている。

75 - Pictet (編), ジュネーブ第三条約の解説, ICRC, 1960, p. 190。また、スイス連邦, Basic Military Manual, 1987, p. 33, 第 118 条では、「de jour et de nuit」(「日中と夜間」)の収容所の標示について言及している。

76 - 1947 年政府専門家会議議事録、第二委員会、第三卷、第六回会合、p. 139。

77 - 第一条約の第 44 条は、特徴的な紋章の使用を厳しく制限している。収容所内の医療ユニットには、特徴的なエンブレムを付けることができる。

78 - オーストラリア連邦, Manual of the Law of Armed Conflict, 2006, p. 10-7, 段落番号 10.26 では、次のように明確に述べている: 「これらの標示は保護されており、他の目的に使用してはならない。」

79 - しかし、英国軍のマニュアルでは、避難輸送は「可能な限り」「知らず知らずのうちに攻撃されないように大きな文字で『PW』または『PG』と表示する」ことが要求されている; Manual of the Law of Armed Conflict, 2004, p.157, 段落番号 8.35(c)。ニュージーランドは同様に、車両に「PW」「または他の合意されたエンブレムを付けて、相手軍に間違って攻撃されないようにする」ことを要求している; Military Manual, 2019, Vol. 4, p. 12-29, 段落番号 12.7.3.f。第 20 条, 段落番号 1903, および 第 46 条, 段落番号 2629 も参照されたい。

第四十二条〔武器の使用〕

ARTICLE 42 : USE OF WEAPONS AGAINST PRISONERS OF WAR

条文

捕虜、特に、逃走し、又は逃走を企てる捕虜に対する武器の使用は、最後の手段とし、それに先だつて時宜に適した警告を必ず与えなければならない。

内容

A. 序論.....	121
B. 歴史的背景	122
C. 適用範囲	122
D. 「極限措置」としての武器使用	124
E. 警告とその他の予防措置.....	126
F. 第 42 条適用の終焉	126
参考文献(アルファベット順)	127

A. 序論

2517 抑留国は、捕虜収容所の保安、秩序及び規律を維持する責任を有する。これは、看守又は他の捕虜に対する暴力行為を避け、及び捕虜が逃走して敵対行為を再開することを防止するために必要なことである。収容所内の秩序及び規律の維持は、抑留国が条約に従って捕虜を保護する義務を履行することにも資する。[1]

2518 したがって、第三条約のかなりの部分は、捕虜収容所の秩序と規律に関する条項であり、第 39 条～42 条(規律に関するもの)及び第 82 条～98 条(罰則及び懲戒処分に関するもの、このうち第 91 条～94 条は特に脱走に関するもの)で構成されている。

2519 捕虜は、第 82 条に定めるところにより、抑留国の軍隊で有効な法律、規則と命令に従わなければならない。同時に、彼らは、依存する国の国内法令に基づき逃亡に関する義務を負うことがある。[2]これらの相反する義務の間の緊張は、法と秩序を維持する理由を説明しており、抑留国にとって、逃亡を防止することが重要かつ繊細な任務である。

2520 抑留国は、捕虜の拘束を強制し、収容所内の法秩序を維持することができるが、武器に頼ることは例外的なことに留めなければならない。特に、本規定によれば、例えば逃亡を防止するための武器の使用は、「極端な処置を構成するものとして、常に事態に応じた訓戒を優先しなければならない」のである。

B. 歴史的背景

2521 1874年のブリュッセル宣言の第28条と1880年のオックスフォード・マニュアルの第68条は、「逃亡を図る捕虜に対しては、出頭を命じた後に、武器を使用することができる」と表明していた。しかし、この条項は1899年、1907年のハーグ条約にも1929年の捕虜の待遇に関するジュネーブ条約にも含まれていなかった。これはその関連性が議論されたからではなく、「条約で表明するには微妙な問題であると考えた」ためであった。[3]起草者たちは、捕虜に対して武器の使用が可能であることを人道的な条約で表明することは、そのような武力の行使に関連する制限に対する注意を喚起するというよりも、むしろ殺傷力を使用するように誘うものとして理解されるのではないかと恐れられた。[4]

2522 第二次世界大戦の経験には、捕虜に対する過剰な武力行使や特に逃亡を図った後の殺人が含まれ[5]、また収容所内に「死線」または収容所の外に「死の地帯」を設け、捕虜は看守や歩哨から発砲される処罰の下で横断または侵入することが絶対に禁止されたことから、捕虜に対する武器使用の規制の必要性を示し、ICRCは第三条約においてこのテーマについての規定を提案させるに至った。[6] [7]1947年の政府専門家会議はこの提案を支持し[8]、ICRCの草案は1949年に条約が採択されるまで事実上変更されることはなかった。[9]

2523 第42条に関して唯一議論となったのは、条約のどこに第42条を位置づけるかということであった。当初は逃亡に関する条文と共に導入される予定であった。[10]しかし、逃亡の試み以外の状況も含むように拡張されていたため、捕虜に対して武器を使用できる事態がブリュッセル宣言やオックスフォード・マニュアルにおける当初の規定とは異なり、代わりに規律の章に同条を挿入することが決められた。[11]

C. 適用範囲

1. 対象者

2524 第42条は、第4条で定義された捕虜に対して武器を使用することができる条件を定めている。捕虜は、第42条の下で保護されるために収容所に抑留される必要はない。[12]それは「敵の権力に陥った」ことで十分である。[13]したがって、まだ捕虜収容所に収容されていない戦場で捕らえられた敵の戦闘員も、同様に第42条の下で保護される。第42条の適用終了については、Fの項を参照。

2. 武器の使用

2525 第42条は、特に捕虜に対する武器の使用について規定している。国際人道法上、一般に認められた武器の定義はない。その通常の意味において、武器は「身体的危害又は物理的損害を与えるために設計されるか使用される物」を指す。[14]国内および国際レベルで採用された異なる定義を分析すると、武器という概念の理解に関しては、(i) 物体、材料、器具、機構、装置、物質とこれらが(ii)殺傷や損傷、威嚇、破壊するために使用されるという二つの共通の要素があることが

明らかである。

2526 第 42 条で「武器」という用語を使った際に起草者が念頭に置いたのは、事態に応じた警告を与えるための義務に示されているように、銃器のような火力を持つ武器がほとんどであった。しかしながら、第 42 条はそれほど限定されておらず、「致命的」または「致命的でない」と表現されているものであろうと、あらゆる種類の武器に適用されている。[15]例えば、近距離から頭や胸に向けて発射されるプラスチックやゴムの弾丸、密閉空間で使用される暴徒鎮圧剤、繰り返し衝撃を与える電気ショック兵器など、「殺傷力が低い」とされる兵器でも死亡や重症を負わせることは可能である。あらゆる武器が致命的な結果をもたらすために使用することができるため、その「致死性」という観点のみから武器を説明することは誤解を招く恐れがある。[16]したがって、第 42 条を殺害または重傷を与えることを意図した武器に限定することはあまりに制限的であると考えられる。

2527 第 42 条はあらゆる種類の武器を規制しているが、与えられた事態において「致命的」武器を使用する選択の合法性は、そのような事態において過度の「極限措置」として必要と考えられる程度のものであると理解されている。

その判断は、「武器の選択」、及び各事例の状況に応じた段階的に拡大する武力行使を含む「武器の使用方法」の両方において、本質的に事態に特化したものである。

3. 逃亡または逃亡の企て

2528 捕虜に対して武器が使用される典型的な事態は、捕虜が「逃亡しているか逃亡を試みている」時である。[17]捕虜は、すでに収容所に収容されている時にも、敵の手に落ちた直後にも逃亡または逃亡を試みることが可能である。これらの異なるシナリオは、武器の使用がどの程度「極限措置」と見なされるかに影響する。[18]

2529 単なる準備行為、例えば捕虜が道具、地図、図面、その他の飛行を容易にする計画や補助器具を入手した時や、トンネルを掘り始めたり、食料品を蓄えたりした時などは、武器の使用を正当化することはできない。[19]このような場合、抑留当局は、第 92 条に基づき懲戒処分を行うことができるが、捕虜はまだ抑留当局の管理から逃れていないため、武器の使用は不要である。このような場合に武器を使用することを正当化できるのは、自己防衛または他人の防衛、すなわち、捕虜の生命または身体に対する差し迫った脅威がある場合のみである。同じように、捕虜が逃亡を試み、再逮捕された場合、抑留当局は懲罰を科すことはできるが、従順でない捕虜を拘束する権利を損なうことなく、それ以外に武力を行使することはできない。[20]第 42 条に基づく武器の使用は、予防的なものであって、懲罰的なものであってはならない。

4. その他の状況：自衛(または他者防衛)や暴動

2530 抑留当局が非常措置として武器の使用を許可されるシナリオは他にもある。このことは、第 42 条の逃亡の企ての例の前に「特に」という言葉が使われていることから明らかである。しかし、同条

は、他のどのような事態において武器の使用が合法となりうるかについては明記していない。

2531 特に、実際には、さらに 2 つの事態が生じる。[21]1 つは、捕虜が看守や仲間の捕虜に対して、生命や身体に対する差し迫った脅威を与えている場合である。そのような場合、看守は、国内法及び国際人権法の下で適用される規則及び原則にも従って、最後の手段として自分自身又は他の者を守るために武力を行使することができる。[22]

2532 第二は、捕虜が暴動を起し始めた場合、すなわち、看守及び他の捕虜の生命及び安全に対する脅威を生じさせ、かつ、抑留当局が捕虜を管理し、その安全を保証し、又はその逃亡を防止する能力を危うくするような暴力的な示威活動を行った場合である。このような場合、抑留当局は、暴力的な捕虜に対する最後の手段として武器を使用することができるが、暴徒化した捕虜の集団に対して無差別に発砲することはできない。[23]ここでもまた、捕虜に対する武器使用が合法となる他のすべての状況同様、武力の使用を徐々に拡大することができる。

2533 生命や身体に対する脅威がない場合、殺傷力の使用は決して正当化されない。例えば、抑留当局から割り当てられた作業の遂行を拒否するなど、捕虜の側で軍令に対する敬意を欠いている場合、懲罰的制裁を加えることは正当化できるが、殺傷力を行使することは正当化されない。いずれにせよ、捕虜の人道的待遇は国際法上の最重要義務である。

D. 「極限措置」としての武器使用

2534 脱出の試みや暴動、自衛の状況であっても、第 42 条は、武器の使用が「極限措置であり、常に状況に適した警告が先行しなければならない」ことを要求している。「極限措置」という言葉の使用は、第 42 条の目的が不当な武器の使用から捕虜を保護することであることを示唆している。しかし、それ以上に、この規定は、作戦上の実践においてこれが何を意味するのかは明確でない。

2535 1949 年以降、国際人権法の下、法執行活動において個人がその職務を遂行する際に国家機関によって、合法的に生命を奪われる可能性がある状況を含む武力行使に関する国際的な法的基準が発展してきた。[24] さらに、事実上すべての国内法秩序において法執行規則及び原則が存在している。[25]実際には、これらの法的枠組みは、武力の使用に関して段階的対応及び拡大を課す点で典型的な保護結果を達成しようとするものである。

2536 第 42 条が想定しているシナリオは武力紛争におけるものであり、抑留当局は、最終的に捕虜が依存している国の戦闘部隊に再び加わることを防ぎたいと考えているが、それでも ICRC は、脱出が成功する前に再び合法的標的として考えることができない捕虜に対して何が「極限措置」として数えられるかを実際に運用するためには、多くの点で第 42 条に基づく要件が国際人権規則及び必要性、釣り合い関係及び予防の原則[26]に合致するという見解をもっている。[27]

2537 このことは、武力行使は最終手段でなければならず、差別化された武力行使が適用される必要があることを特に意味する。

2538 第 42 条は、まさに敵対行為の遂行に関係しない状況における武力の行使を規定する人道法の数少ない規定の一つである。[28]この規定は、捕虜に対して武器を使用するたびに状況に適した警告が与えられるだけでなく、武器に頼ることは「極限措置」でなければならぬとしている。[29]このような武力は最初的手段ではなく、最終的手段としてみなされている。

2539 これは自由を奪われた者は明らかに戦闘不能であり、条約第4条の意味において「敵の権力に陥った」ためである。[30]したがって、彼らは捕虜になる前に合法的な標的であったという事実に関係なく、敵対行為の実行に関する規則の下で交戦することができない。[31]

2540 武器が最終手段として警告後にのみ使用されるように保証するためには、交戦規則や指示などの指令を通じて、捕虜収容所の責任者が国際法に従って捕虜に対して武器を使用できる限られた状況を知ることができるよう、明確かつ詳細な法的・管理的枠組みを設けることが重要である。

2541 抑留当局は、段階的縮小技術などの武器使用の代替手段を含む適切な訓練を収容所警備員に提供することが期待されている。[32]軍事訓練は必ずしも抑留管理のための訓練と同一ではないため、これはより一層重要であろう。特定の事由に照らして訓練プログラム及び運用手順を見直すことが望ましい。[33]実行可能な範囲において、看守は、自己防衛のための装備、および銃器の代替手段を含む様々な種類の武器および弾薬(例: 手持ち警棒、催涙ガス、プラスチック弾およびゴム弾または電気ショック兵器)、拘留環境に適したものを備えるべきである。[34]これらの予防措置により、差別化した力の行使が可能となり、各種の武器を使用する必要性を減少することができる。

2542 抑留当局は、捕虜に対して武力や武器が使用されうる状況を回避するために、彼らが従うべき指令についても熟知していなければならない。第 41 条に従って、抑留当局は、捕虜が理解できる言語で、条約の本文のほか、捕虜の行動に関する「規則、命令、通知及びあらゆる種類の刊行物」を捕虜が使えるようにしなければならない。人道法は、このような情報を提供すべき文書の種類を規定していない。このような情報は、収容所規則に統合することも、武力行使専用の異なる文書に記載することも可能である。

2543 実際の武力行使の後、第 121 条に規定する特別な状況において捕虜が死亡又は重傷を負った場合、その都度、公式の調査を行わなければならない。これには、特に、「歩哨によって生じた又は生じたと疑われる捕虜の死亡又は重傷」が含まれる。重症者又は死亡した捕虜の親族に、利益保護国又は連絡中央捜索局の仲介により、そのような事態について通知しなければならない。[35]

E. 警告とその他の予防措置

2544 第 42 条は、武器の使用に訴えることを可能な限り避けるためにとらなければならない予防的措置として、「状況に応じた警告」に言及している。

2545 「状況に応じた適切な」警告は、口頭または道具(例:警笛、ベル)により伝えることができる。警告は、それが向けられる人々に明確に知覚され理解されるものでなければならない。[36] したがって、言語及び文化の相違は、捕虜の警護を担当する者に提供される訓練の重要な側面である。「適切」とみなされるためには、警告は、実行可能な場合には、それが監視されるために十分な時間を確保しなければならない。[37]

2546 必要とされる警告数は第 42 条に明記されていないが、条約では複数形を使用していることに留意すべきである。[38] 3 つが推奨されることが多いが、適切な数は状況依存的である。[39] 状況によっては、警告は操作員や他の人を不当に死亡または重傷の危険にさらすならば、無意味または実行できない場合がある。[40]

2547 警告射撃は、傍観者に危害を加えたり、暴力行為の拡大を誘発したりする可能性があり、潜在的に危険である。[41] こうした理由から、一部の国は、単なる「武力の誇示」に置き換えて、すなわち引き金を指をかけたか武器に装填したりすることによって、警備員が武器を使える権利と使用する準備があることを示すことにしている。

2548 国内法で禁止されていない場合、威嚇射撃は十分な注意を払ったうえで実施されるべきである。[42] 人に対する銃器の使用は、いかなる場合にも、何を狙っているか(例:脚、膝、胸)に関係なく、潜在的に致命的である。[43] 低い位置(例:脚)を狙うなどの「傷つける射撃」は、警告や予防措置としては考えることはできず、潜在的に致死力の実際の使用であり、第 42 条により厳しく制限されている。

2549 事実が殺傷力の使用を必要とする場合、最初に非殺傷力を使用するという法的要件はない。[44] しかし、任意の状況に適用される交戦規則またはその他の命令は、捕虜に対する武力行使に関しては、そのような要件を含むことができる。

2550 抑留国が、捕虜収容所の外に対人地雷を標示なしに設置し、その存在を捕虜に知らせなかった場合、その状況によっては、逃亡する捕虜に対して警告なしに武器を使用したことになりかねない。また、このような状況で地雷を設置することは、地雷の使用を規定する他の国際規則の違反となる可能性がある。

F. 第 42 条適用の終焉

2551 第 42 条は、捕虜に対する武器の使用を極端な場合に制限している。それにも関わらず、捕

虜が逃亡に成功すると、敵対行為に関する規則の下で再び標的となり、第 42 条が課す制限はもはや適用されない。

2552 この視点では、どの時点で逃亡が成功したと見なすかは、武力行使に適用される規則に影響を与えるため、極めて重要であり、この点に関しては 2 つの見解に識別できる。[45]第一の見解によれば、逃亡は、第 91 条に定義されている逃亡成功の条件が満たされているときのみ成立とみなす。[46]

2553 第二の見解によれば、逃亡した捕虜が収容所の外に出たか、さもなければもはや直接の追跡を受けていない場合、その逃亡は標的とされる目的においては既に成功しており、敵対行為の遂行に関する規則に基づいて標的とすることができる。そして、捕虜には第 42 条の武力行使の制限が適用されない(そして、さらなる警告も必要としない。[47]

2554 この問題についての法律は未確定である。逃亡した捕虜がもはや戦闘不能とみなされない場合には、敵対行為に関する規則に依拠することが示唆されている。その理由は、a) 自国軍または同盟国の軍に復帰しようとしているため、戦闘員の地位に基づく敵対行為に関する規則の下で再び標的となりうるか、または b) 収容所の外に出て抑留国の支配から逃れた後、敵対行為(脱出そのものは除く)に直接従事しているか、このどちらかである。これは第 91 条にいう脱出が成功したかどうかに関りがない。これは、前述のとおり、第 42 条の武力行使の特別な制限の理由が、抑留国の支配下にある戦闘不能の状態にあることを根拠としているためである。このような状態でなければ、第 42 条を適用する必要はない。

2555 逃亡以外の捕虜に関するシナリオで、難しい問題を提起する可能性があるのは、捕虜収容所で暴動が発生し、捕虜が抑留当局に対して集団敵対行為を行うまでに段階的に拡大し、抑留当局が収容所を管理できなくなった場合である。このような場合、抑留は単なる理論的なものに過ぎず、捕虜はもはや戦闘力を持つことになり、その敵対行為には敵対行為遂行規則の下で対応することができることを主張することが可能である。しかし、このような状況は例外的である。ほとんどの場合、そして抑留当局が収容所において十分な統制力を行使する限り、武器は極限措置としてのみ使用することが可能である。[48]

参考文献(アルファベット順)

Gaggioli, Gloria, 'The Use of Force in Armed Conflicts: Conduct of Hostilities, Law Enforcement, and Self-Defense', in Winston S. Williams and Christopher M. Ford (eds), *Complex Battlespaces: The Law of Armed Conflict and the Dynamics of Modern Warfare*, Oxford University Press, 2019, pp. 61-108.

ICRC, *The Use of Force in Armed Conflicts: Interplay between the Conduct of Hostilities and Law Enforcement Paradigms*, Expert Meeting, Report prepared and edited by Gloria Gaggioli, ICRC, Geneva, 2013.

- To Serve and To Protect: Human Rights and Humanitarian Law for Police and Security Forces, 1st edition by Cees De Rover, 2nd edition revised and updated by Anja Bienert, ICRC, Geneva, March 2014.

Melzer, Nils and Gaggioli Gasteyger, Gloria, 'Conceptual Distinction and Overlaps Between Law Enforcement and the Conduct of Hostilities', in Terry D. Gill and Dieter Fleck (eds), The Handbook of the International Law of Military Operations, 2nd edition, Oxford University Press, 2015, pp. 63-92.

Solis, Gary D., The Law of Armed Conflict: International Humanitarian Law in War, 2nd edition, Cambridge University Press, 2016.

1 - 特に、第 13 条を参照。

2 - 本解説における第 91 条、段落番号 3780 を参照。

3 - Paul Fauchille, Traité de droit international public, Tome II Guerre et neutralité, Rousseau, Paris, 1921, p.189.

4 - 1899 年のハーグ平和会議の報告書の中で、1874 年のブリュッセル宣言の見直しを担当した小委員会の公式報告者である Edouard Rolin は、「小委員会はこの条項を削除した。そうすることで、軍規が許す限り、逃亡した捕虜に発砲する権利に異議を唱える意図は全くない。しかし、何と云っても、このような極端な手段を具体的に承認しているように見える条文を宣言に盛り込むことは、意味を持たないと考えた。」と述べている。Actes de la Conférence de la Paix, The Hague, 1899, p. 52.

5 - 例えば、英国、Military Court at Wuppertal, Dreierwalde case, Trial Judgment, 1947, pp. 81-87(逃亡を試みたとされる捕虜の殺害に関するもの)を参照。また、英国、Military Court at Hamburg, Stalag Luft III case, Trial Judgment, 1947, pp. 31-52 を参照。

6 - 例として、Maurice Bretonnière, L'application de la Convention de Genève aux prisonniers français en Allemagne durant la seconde guerre mondiale (typewrittensis), Paris, 1949, pp.339-343 および Hans Karl Frey, Die disziplinarische und gerichtliche Bestrafung von Kriegsgefangenen (sis), Springer, Vienna, 1948, pp.44-45 を参照。

7 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-A 巻、p. 565「第 35 条『武器の使用』は新しいものであり、経験がその必要性を示している」を参照。

8 - 1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、p.77 を参照。

9 - 1949 年ジュネーヴ外交会議最終記録、第 II-B 巻、p. 289 を参照。

10 - 1948 年ストックホルム会議に提出された条約案、p.77 を参照。

11 - 同上。

12 - 捕虜の抑留は任意であり、抑留されない者は捕虜の地位を保持することを明確にした第 21 条などを参照。

13 - 第 4 条参照。

14 - Concise Oxford English Dictionary, 12th edition, 2011, p. 1636. また、ICRC, A Guide to the Legal Review of New Weapons, Means and Methods of Warfare Measures to Implement 1977 年追加第一議定書第 36 条, ICRC, Geneva, January 2006, p. 9, fn. 17(武器の様々な定義をまとめたもの)、Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, Weapons Law Encyclopedia, 2017 で提案されている「武器」の定義、「武器とは、人を殺したり、傷つ

けたり、意識を失わせたり、脅したりするため、あるいは物体に損害を与えるために分解、適用、または使用される装置のことである。武器は、運動エネルギーによって作用することもあれば、電気の伝達、化学物質や生物学的物質または音の拡散、電磁エネルギーの方向付けなど、他の手段によって作用することもある。」を参照。

15 - 国際的に合意された「殺傷力の低い」武器の定義はないが、この用語は、厳しい制約の中で使用された場合、銃器よりも死亡または重傷を負うリスクが低くなるように設計された武器を示すためにしばしば使用されている。例えば運動衝撃、毒性化学物質、電気ショックによる傷害を引き起こすものなど、様々な傷害のメカニズムを持つ兵器は、「低致死性」と表現されてきた。ICRC, *The use of weapons and equipment in law enforcement operations*, Q&A, May 2020, p. 10, Question 7, および Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), *United Nations Human Rights Guidance on less-lethal weapons in law enforcement*, OHCHR, New York, 2020, p. 39 を参照。

16 - ICRC, *The use of weapons and equipment in law enforcement operations*, Q&A, May 2020, p.10, Question 8 を参照のこと。

17 - 1945 年以降の紛争では、捕虜に対して、主に逃亡の際に武器が使用された。

18 - さらに、「極端な措置」の意味については、D 項を参照のこと。

19 - 例えば、アメリカ合衆国, *Law of War Manual*, 2016, p. 603, 段落番号 9.22.6 を参照。「捕虜は、逃亡の準備をしている間に収容所区域内で逮捕され、逃亡または人に危害を加えるおそれがない場合には、発砲してはならない。」準備行為と逃走の試みの違いについては、第 92 条の解説、C.1 項を参照。

20 - 本解説における第 92 条、C 項を参照。

21 - Chad, *Instructor's Manual*, 2006, p. 142; および 英国, *Joint Doctrine Captured Persons*, 2015, pp. 10-21-10-23, 段落番号 1036-1039 などを参照。この意味で、Pictet (編), *Commentary on the Third Geneva Convention*, ICRC, 1960, p. 247 も参照のこと。

22 - 国際人権法の観点から、例えば、力と銃器の使用に関する基本原則(1990)、原則 15、16 並びに 17、及び the non-binding Mandela Rules (2015)、規則 82(1)を参照のこと。

23 - 集会一般に関する国際人権法の観点から、例えば、力および火器の使用に関する基本原則(1990)、原則 12、13 及び 14 を参照。ICRC, *To Serve and To Protect*, p.263 「BPUFF[力および火器の使用に関する基本原則]14 号は、群衆を分散させることのみを目的とした銃器の使用や、暴力的な群衆に対する無差別発砲を認めていないことを強調しておきたい。」も参照。

24 - 特に、国連の「法執行官のための行動綱領」(1979)、「力および火器の使用に関する基本原則」(1990)を参照のこと。これらの文書は拘束力を持つ文書ではないが、多くの国によって承認され、権威ある法律の言い換えとして広く受け入れられている。

25 - 法執行における武力行使に関する世界中の国内法を集めたオンライン資料「Law on Police Use of Force Worldwide」(<httpswww.policinglaw.info>)を参照。

26 - 法執行基準と武力紛争におけるその関連性については、ICRC, 'The use of force in law enforcement operations', Factsheet, 3 September 2015 を参照のこと。ICRC, *International Humanitarian Law and Challenges of Contemporary Armed Conflicts*, Report prepared for the 32nd International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, 2015, pp.33, 34 and 36 も参照のこと。

27 - この件に関するさらなる見解については、ICRC, *The Use of Force in Armed Conflicts*, p. 35 も参照。この中で、一部の専門家が、第 42 条は「国内および国際人権法の下でさらに発展した法執行規範への暗黙の参照(反致: renvoi)

以外のなにものでもない」との見解を示したことが報告されている。

28 - これは、例えば、「可能な限り、公共の秩序と安全を回復し、これを確保する」という占領国の義務に関連する1907年ハーグ条約第43条の場合も同様である。

29 - この意味において、Pictet (編), *Commentary on the Third Geneva Convention*, ICRC, Geneva, 1960, p.246 「『極端な手段』とは、[脱出]の試みを直ちに停止させる他の手段がない場合にのみ、発砲することができることを意味する。」を参照。

30 - ICRC, *International Humanitarian Law and Challenges of Contemporary Armed Conflicts*, Report prepared for the 32nd International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, 2015, p.36。

31 - 同上。

32 - ICRC, *The Use of Force in Armed Conflicts*, pp.46-49。また、力および火器の使用に関する基本原則(1990)、原則 18~21、および自由権規約人権委員会、ICCPR 一般意見第 36 号、第 6 条生命に対する権利、UN 文書 CCPR/CG/36, 2019 年 9 月 3 日、段落番号 13 も参照のこと。The non-binding Mandela Rules (2015)、規則 76 も参照。

33 - ICRC, *The Use of Force in Armed Conflicts*, p.46, および 'The use of force in law enforcement operations', Factsheet, 2015 年 9 月 3 日。力および火器の使用に関する基本原則(1990)原則 20 も参照。

34 - 人権法上、自衛のための装備や銃器に代わるものを提供する義務がある。例えば、力および火器の使用に関する基本原則(1990)原則 2-3、および自由権規約人権委員会、一般意見第 36 号、第 6 条生命に対する権利、UN 文書 CCPR/CG/36, 2019 年 9 月 3 日、段落番号 13 を参照。このような義務は、人道法の下では明示されていない。2012 年の武力行使に関する ICRC 専門家会合の文脈では、ほとんどの専門家が、そのような義務は、第 42 条などの規定によって示唆されているに過ぎないと考えていた。ICRC, *The Use of Force in Armed Conflicts*, p.47 「一部の専門家にとって、武装勢力への法執行装置の提供は義務ではなく、グッドプラクティスの一部と見なされるに過ぎなかった。代わりに、多くの専門家は、それは交戦国の義務の一部であると考えていた。」とある。

35 - 本解説における第 121 条、段落番号 4675 を参照。

36 - ICRC, *To Serve and To Protect*, p. 258。

37 - 力および火器の使用に関する基本原則(1990)、原則 10。

38 - 複数形の「警告」は、文頭に使われている複数形から単純に導かれることもある。したがって、「捕虜に対する武器の使用」(強調)は、必ずしも捕虜に対して武器が使用される度の数回の警告を意味するものではない。

39 - Pictet (編), *ジュネーヴ第三条約における本解説*, ICRC, 1960, p. 247。例えば、フランス共和国, *Etat-major des armées, Division emploi, Directive interarmées portant sur les règles d'engagement et de comportement en défense terrestre*, N° 519DEFEMAEMP.3NP, 1998 年 5 月 12 日; シエラレオネ共和国, *Instructor Manual*, 2007, p.78; アメリカ合衆国, *Army Regulation on Enemy Prisoners, Retained Personnel, Civilian Internees and Other Detainees*, 1997, 段落番号 3-6(f)(2)を参照。多くの軍用マニュアルには、正確な警告の回数は明記されていない。むしろ、これらは交戦規則に定められている。例えば、アメリカ合衆国, *Center for Law and Military Operations, Rules of Engagement (ROE) Handbook for Judge Advocates*, 2000, 第 II 章, p. 6; および *International Institute of Humanitarian Law, Sanremo Handbook on Rules of Engagement*, San Remo, 2009 年 11 月, p. 24 を参照。

40 - 例えば、英国, *Manual of the Law of Armed Conflict*, 2004, p. 153, 段落番号 8.25(n)を参照。これは「やむを得ない場合を除き」最初に警告がなされることを要求する。力および火器の使用に関する基本原則(1990)原則 10、銃器の使用に関する規則および規定における警告に関する包括的ガイドラインの原則 11(e)も参照のこと。

41 - ICRC, To Serve and To Protect, p. 258; アメリカ合衆国, National Consensus Policy and Discussion Paper on Use of Force, 2017 年 10 月; アムネスティ・インターナショナル, 国連の法執行官による力および火器の使用に関する基本原則に沿った武力の行使実施のためのガイドライン, アムネスティ・インターナショナル, アムステルダム, 2015 年 8 月, p.34 を参照。

42 - ICRC, To Serve and To Protect, p. 258。

43 - 例えば, Maurice Punch, Shoot to Kill Police accountability, firearms and fatal force, Policy Press, Bristol, 2010, pp. 8-9 を参照。

44 - アメリカ合衆国, Law of War Manual, 2016, p. 582, 段落番号 9.22.6.1。「捕虜に対する殺傷力の行使が正当化され、許可された場合、殺傷力に訴える前に非殺傷兵器を使用する法的要件は存在しない。」同書 p. 357,段落番号 6.5.10.5 も参照のこと。

45 - ICRC, The Use of Force in Armed Conflicts, pp.36-37 を参照のこと。

46 - 本解説における第 91 条、段落番号 3789 を参照。「逃亡は、捕虜が抑留国の支配から逃れることができた場合にのみ成功する。...逃亡者は、友軍に加わるか、敵国又はその同盟国の支配下にある領域を離れるか、抑留国の支配下でない船舶に乗り込むことが必要である。」

47 - ICRC, The Use of Force in Armed Conflicts, p.36 を参照のこと。

48 - この意味で、ICRC, The Use of Force in Armed Conflicts, p.38 のケーススタディ 4(抑留中の逃亡未遂と暴動)をめぐる議論を参照。